

滋賀県文化財調査報告書

第 4 冊

1 9 6 9

滋賀県教育委員会

2/0.2
M
61



福王子第2古墳出土ミニチャーチャー炊飯具一式

滋賀県文化財調査報告書

第 4 冊

大津北郊における古墳群の調査

(1)

野添古墳群発掘調査報告

福王子古墳群発掘調査報告

1 9 6 9

滋賀県教育委員会

序

本報告書は、滋賀県文化財調査報告書第4冊として、昭和39年度、および昭和44年度において本県が実施した福王子、穴太野添両古墳群の緊急発掘調査の成果を収載したものである。

名神、新幹線の敷設以降、本県における埋蔵文化財の危機は急を告げ、今や、山々を削り、田畠を埋める宅地造成の進出は厳しいものがある。このような状況下にあって、国道、県道敷設工事にともない発掘調査を受けた両古墳群の発掘成果がここに上梓されたことは、地下に埋蔵された文化財を県民に公表し、今後文化財保護を促進してゆくためにも欠くことの出来ない責務であった。本書刊行にあたり昼夜わかつたゞご尽力をおしまれなかつた實に多くの人々に深甚なる感謝の意を表わす次第である。

なお、スライドも多く作成しており多くの方々に御活用いただければ本報告書作成の意義も誠に深いものがある。

昭和45年3月23日

滋賀県教員委員会

教育長 西川良三

例　　言

- 1 本報告書は、滋賀県が文化財保護委員会（現文化庁）より国庫補助金の交付をうけて昭和39年度に緊急調査を実施した国道161号線バイパス施設にともなう福王子古墳群および県道浜大津坂本線の開設にともない昭和44年度に緊急調査を行った穴太・野添古墳群の調査報告であり、本県文化財調査報告書の第4冊にあたる。
- 2 この事業は、滋賀県が直営事業として計画し、滋賀県教育委員会事務局文化財保護課が担当したが、調査期間中、地元大津市教育委員会、および京都国立博物館ならびに滋賀大学日本史研究会立命館大学日本史研究室考古学部会、穴太老人ホームの助力をえたことを記し、謝意にかえたい。
- 3 本報告書の作成には、県教育委員会文化財保護課技師水野正好（現大阪府文化財保護課技師）が企画校正し、本課技師丸山竜平がこれに当ったが、各作業分担は下記のとおりである。

福王子古墳群（大津市南滋賀町2丁目18-933～937）

本文執筆 丸山竜平、西田弘、鈴木博司、福岡澄男、大川和夫
発掘 西田弘、鈴木博司、佐田茂、西阪義雄、黒崎直、
櫻百合子。

石室実測 永田信一、福岡澄男、水野和雄、大中澄子、上月
昭信、舟崎久雄、安田幸市、井守徳男、村上久直
岩田隆、岡崎務、江口千恵子、宮地美千代、太田
芳美、高谷美由紀。

地形実測 佐藤宗雄。

遺物実測 丸山、鈴木、大川、香川和男、水野、中村博司、
村上、安田、舟崎、上月、江口、谷田彰三、高山
茂、熊谷康治。

製図 丸山、江口、大川、中村、福岡、上月。
写真 西田、鈴木。

野添古墳群（大津市阪本穴太町字野添12-37）

本文執筆 丸山竜平、秋田裕毅、小林忠伸、福岡澄男、大川
和夫、香川和男、橋本千賀子、中村博司。

調査実測 丸山、秋田、小林、大川、香川、橋本、川端敏男
新道信彦、福岡、永井克至、三品美代子、山崎秀
二、関口樹男、眞壁洋子、大浜素美子、中村、谷
常保、寿福滋、日高恵子。

製 図 丸山、大川、中村、江口、福岡、別所健二。

復 原 田中政三。

写 真 福谷修、福岡、香川、谷。

本文目次

大津北郊における古墳群の調査報告書

—1—

第1章 穴太野添古墳群発掘調査報告

第1節 位 置	1
第2節 第1号古墳	1
第3節 第2号古墳	2
第4節 第3号古墳	4
第5節 第4号・5号古墳	5
第6節 第6号古墳	5
第7節 第7号古墳	7
第8節 列石遺構	8
第9節 第1号古墓	11
第10節 第2号古墓	12

第2章 福王子古墳群発掘調査報告

第1節 経過と位置	31
第2節 第1号古墳	31
第3節 第2号古墳	33
第4節 第6号古墳	35
第5節 第8号古墳	35
第6節 福王子古墳群をめぐって	36

第3章 穴太野添・福王子古墳群出土遺物

第1節 穴太野添古墳群出土土器・土鍤	51
第2節 福王子古墳群出土土器・鐵器	57
第3節 穴太野添・福王子古墳群出土鐵釘・鏡	62

第4章 大津北郊の古墳文化

第1節 内部構造をめぐる諸問題	69
第2節 滋賀郡所住の漢人系帰化氏族とその墓制	77

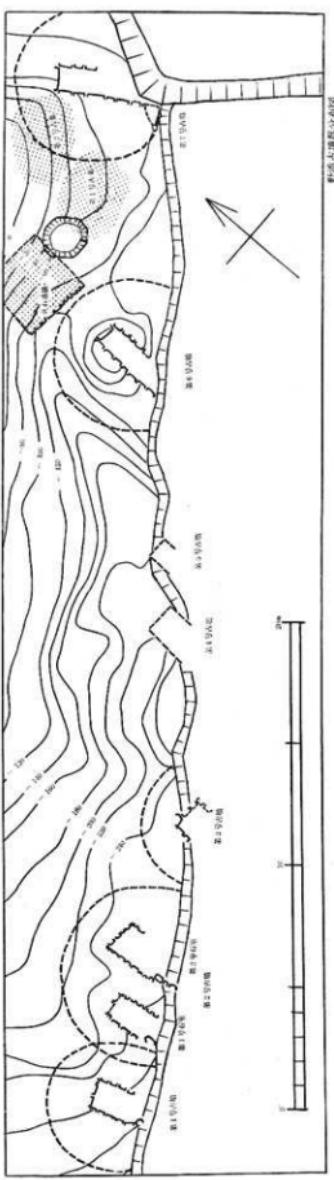
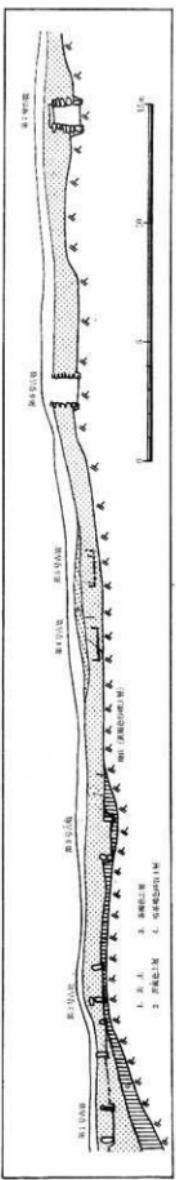
図版・挿図一覧

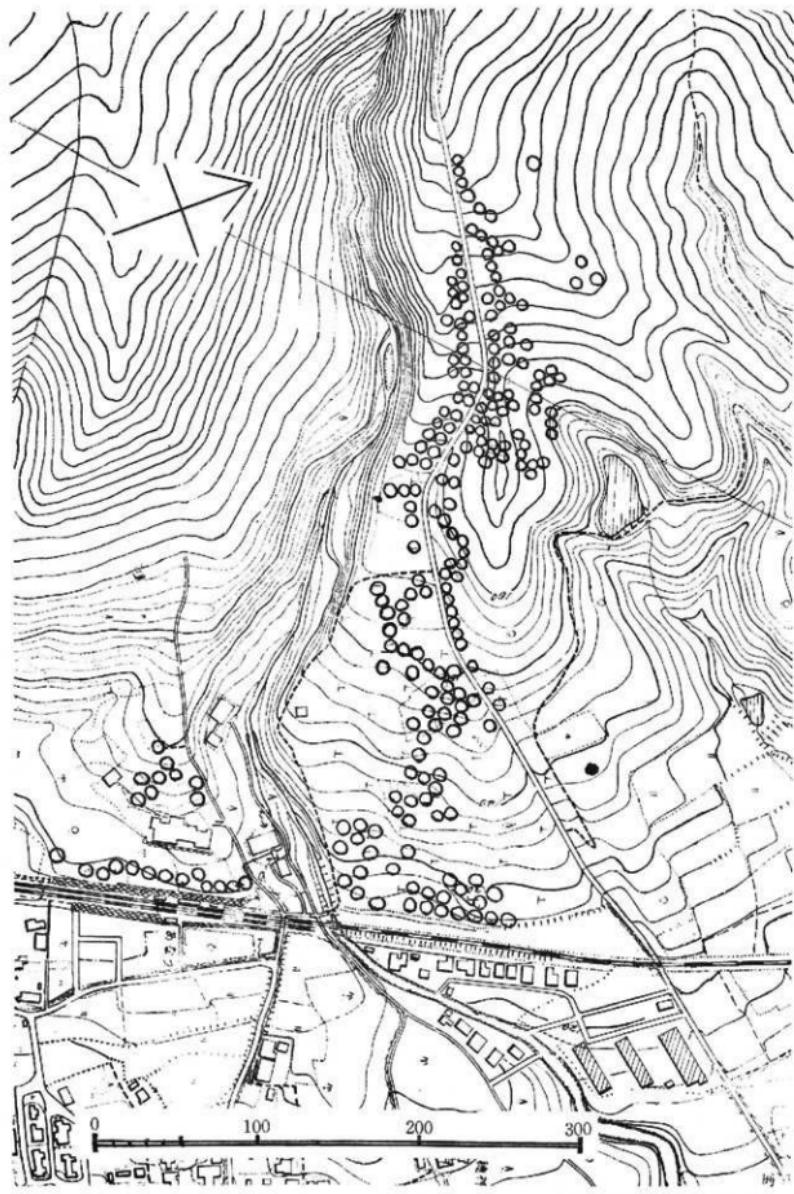
図版 (実測図)

- 穴太野添古墳群分布図 (1/5000)
野添調査区域内古墳分布図
野添発掘区域断面図
野添・第1号古墳石室実測図
野添・第2号古墳第1石室実測図
野添・第2号古墳第2石室実測図
野添・第3号古墳石室実測図
野添・第6号古墳石室実測図
野添・第7号古墳石室実測図
野添・列石遺構実測図
野添・第1号古墓実測図
野添・第2号古墓実測図
福王子古墳群分布図
福王子・第1号古墳石室実測図
福王子・第2号古墳石室実測図
福王子・第6号古墳石室実測図
福王子・第8号古墳石室実測図
- 福王子古墳群・全景
福王子古墳群・第1号古墳石室
福王子古墳群・第2号古墳石室
福王子古墳群・第2号墳遺物出土状況
福王子古墳群・第6号古墳石室
福王子古墳群・第8号群古墳石室
穴太野添古墳群出土土器
穴太野添古墳群出土土器
穴太野添古墳群出土土器・瓦
穴太野添古墳群出土土器
穴太野添古墳群出土土器
穴太野添古墳群出土土器・土鍼
福王子古墳群出土土器
福王子古墳群出土土器
福王子古墳群出土土器
福王子古墳群出土土器・刀子 穴太野添古墳
群出土鉄滓
穴太野添古墳群出土鉄釘 福王子古墳群出土
鉄釘・鎌
- ### 図版 (写真)
- 福王子第2号古墳出土炊飯具
穴太野添古墳群・全景
穴太野添古墳群・第1号古墳石室
穴太野添古墳群・第2号古墳第1石室
穴太野添古墳群・第2号古墳第2石室
穴太野添古墳群・第3号古墳石室
穴太野添古墳群・第4号第5号第6号古墳石室
穴太野添古墳群・第6号古墳石室
穴太野添古墳群・第7号古墳石室
穴太野添古墳群・第1号第2号古墓
穴太野添古墳群・第2号古墓
- 福王子古墳群・全景
福王子古墳群・第1号古墳石室
福王子古墳群・第2号古墳石室
福王子古墳群・第2号墳遺物出土状況
福王子古墳群・第6号古墳石室
福王子古墳群・第8号群古墳石室
穴太野添古墳群出土土器
穴太野添古墳群出土土器
穴太野添古墳群出土土器・瓦
穴太野添古墳群出土土器
穴太野添古墳群出土土器
穴太野添古墳群出土土器・土鍼
福王子古墳群出土土器
福王子古墳群出土土器
福王子古墳群出土土器
福王子古墳群出土土器・刀子 穴太野添古墳
群出土鉄滓
穴太野添古墳群出土鉄釘 福王子古墳群出土
鉄釘・鎌
- ### 図版 (遺物実測図)
- 野添古墳群出土土器実測図
野添古墳群出土土器・瓦実測図
野添古墳群 古墓出土土器・土鍼実測図
福王子古墳群出土土器・刀子・古錢実測図
福王子古墳群出土土器・刀子実測図
野添古墳群出土鉄釘実測図
野添古墳群出土鉄釘実測図
福王子古墳群出土鉄釘実測図
福王子古墳群出土鉄釘・鎌実測図
福王子古墳群出土鉄釘実測図

第1章 穴太野添古墳群調査報告

第 1 節	位 置
第 2 節	第 1 号 古 墳
第 3 節	第 2 号 占 墓
第 4 節	第 3 号 古 墓
第 5 節	第 4・5 号 古 墓
第 6 節	第 6 号 古 墓
第 7 節	第 7 号 古 墓
第 8 節	列 石 遺 構
第 9 節	第 1 号 古 墓
第 10 節	第 2 号 占 墓





穴太野添古墳群分布図



- 群群群群墳墳(鰐)寺
墳墳墳墳古古
古古寺古谷社
古谷神北遺
吉太通内屋多里
日穴大螺部本
波波錦
1. 苗
2. 木
3. 古
4. 日
 5. 蕨
6. 立
7. 古
8. 古
 9. 大
10. 谷
11. 古
12. 古
 13. 谷
14. 穴
15. 穴
16. 通
 17. 熊
18. 宇
19. 穴
20. 内
 18. 佐
19. 之
20. 屋
 21. 別
22. 茶
23. 良
24. 良
 21. 所
22. 白
23. 案
24. 聖
 25. 穴
26. 福
27. 穴
28. 賀
 25. 太
26. 寺
27. 漢
28. 賀
 29. 減
30. 南
31. 賀
32. 賀
 30. 賀
31. 滋
32. 賀
 33. 馬
34. 場
35. 潟
36. 潟
- 群群群群墳墳(鰐)寺
墳墳墳墳古古
古古寺古谷社
古谷神北遺
吉太通内屋多里
日穴大螺部本
波波錦

第1節 位 置

琵琶湖にそぐ小さな天井川の流域にわざかに開かれた扇状地平野の連続。それが滋賀県の湖西地方の人文的景観である。これらの扇状地の後背丘陵に臨めば、その前面に緑碧の水を満々とたたえた美しい湖国の風景が一望のもとに見渡せる。しかも湖の周辺7市は、大和政権と大陰を結ぶ水・陸交通の重要なルートでもあった。そのため、湖と交通路と集落を見下すその丘陵地には、必ずといってよいほど古墳が造営された。比叡山東麓の南滋賀から坂本にかけてのわずか6、7軒だけでも福王子古墳群、熊ヶ谷百穴、長尾、池ノ内古墳群、大谷、大通寺古墳群、穴太古墳群、木の岡古墳群等に約1000基以上の古墳が今尚現存している。

今回発掘調査を行なった穴太野添古墳群の古墳7基と古墓3基は、坂本及び穴太町の後背地に現存する穴太飼込古墳群、穴太野添古墳群、穴太平子古墳群約200数十基のうち、最も集落に近接したものである。これら古墳群の占地する傾斜面は、現在も墓地として使用されており、発掘に際しても、中世から近世にかけての埋葬遺物が多数出土した。本古墳群は、その源を比叡山地に発し、比叡山東麓に深い

谷をえぐりながら下坂本まで琵琶湖に流入する四ッ谷川が、北西から南東にカーブしながら次第にゆるやかな流れに変わる緩傾斜面のとりつきに位置する。この四ッ谷川の浸蝕のために、東向する丘陵地の一部が、独立丘陵の如き地形を呈し、本古墳群にその腹臍をみせている。この丘陵先端部に、景行、成務、仲哀3代の皇居に比定されている高穴御官を南東10数米の正面に望むことが出来る。現在、本古墳群の前面5米の同等高線上には、京阪電鉄石山坂本線の軌道が敷設されている。この軌道と平行する南北60メートル、東西8メートルの道路予定線内が本古墳群調査区域である。本古墳群は、軌道敷設工事と、穴太積で知られる当地の石屏による石材採集のために、損壊がいじじしい。なかでも、軌道と同標高に位置する6基のうち2基は完全に損壊し、他4基の石室もすべて底石1石を残すのみであった。これら6基の古墳より1メートルの比高をもつ2基も、淡道部や天井石が失われていた。本穴太古墳群の占地は竹藪と墓地であるが、道路開通後は急速に宅地化されることが予想され、その保護に万全を期す必要がある。

(秋田裕毅)

第2節 第1号古墳

第1号古墳は、主軸をN16°Wにおき南々東に開く片袖の横穴式石室を内部主体とする古墳である。

位 置

本古墳は、野添古墳群中今回発掘の対象となった古墳のうち、最も南に位置する。四ッ谷川の形成する河谷のため、地表面が北から南へ下降しているがその四ッ谷川のすぐ北端に位置する本古墳は、そのため内部主体が地山上には築かれず、厚く堆積した黒色土層に築かれている。

墳 丘

墳丘は、封土流出のため全く旧状をとどめない他の古墳との関係や石室の大きさ等を考えると、径6m内外の円墳と思われる。北東に隣接する第2号古墳とは裾を切り合っているようであるが、墳丘は旧状を全くとどめないため、その両からの築造時期の先後は決めがたい。なお、埴輪・蓋石・外護列石等の外部施設は全く見られなかった。

掘 方

本古墳は、四ッ谷川が形成する河谷のため、地山面が北から南へ下降する途上に築造されていて、内部主体が黒色土層上に構築されている。そのため、掘方は見分けにくく、検出されなかった。

石室

主軸を N-16°-W におき南々東に開口する左片袖の横穴式石室である。本石室は、石材抜き取りや盗掘のため、蓋部は全壊に近く、幅0.55米を推測することが出来る。玄室部も大部分破壊されていて、わずかに第1段目の石材を残すのみである。それによれば、玄室長1.9米、玄室幅(奥壁部で)1.1米を測る平面長方形の石室である。しかし、現存高0.5米内外を測るのみという現状では、玄室高・積み法や持ち送りの有無等詳細は不明である。石材は長方形の自然石を縱積みにしている。なほ、奥壁部付近に敷石らしい傾平な板石が10個ほど敷いてあるが、もとは全面に敷いてあったものと思われる。棺台らしき石は見当たらなかった。

遺物出土状況

上記のような破壊の事実から、玄室内部もかなり攪乱されており、ほぼ原位置をとどめていると思われるものは奥壁付近の須恵器横瓶(蓋付)1点、同杯1点、土師質土器1点、を認めるのみであった。また、左袖部付近には若干遊離していると思われる須恵器付瓶1点、同高杯1点があった。これらの遺物は、いずれも7世紀初頭のものと思われる。

被葬者と時期

現在、ひどく攪乱されていて、棺のようすは全く不明であるが、遺物の出土状況から見れば、奥壁を頭として、主軸に平行に一体を埋葬しているものと考えられ、また、遺物はすべて7世紀初頭を示すものであることから、被葬者は一人であり、その時期も7世紀初頭であると思われる。

小結

第1号古墳は、今回発掘した古墳のうち最南端に位置し、7世紀の初頭に築かれた单葬墳である。北東に隣接する第2号古墳の築造よりは20年ほどおくれて築造されたものと考えられた。(中村博司)

第3節 第2号古墳

第2号古墳は、主軸を N-2°-W におき南に開口する2つの横穴式石室を内部主体とする特異な古墳である。向って左側を第1号石室、右側を第2号石室とする。

位置

第2号古墳は、今回発掘の対象となった古墳のうち、南から2番目に位置していて、南東にある第1号古墳とは裾を切り合っている。また、四ッ谷川の河谷による傾斜が、本墳のあたりから始まっているため、第1号石室の左側壁部は黒色土層部にそなわる第1段目を置いている。

墳丘

墳丘は、封土流出のため旧状をとどめておらず、

わずかに石室規模から推10米未満の古墳と推定されるが形態の詳細は不明である。本墳は第1号古墳と裾を切り合っていると思われるが、墳丘は保存状態が悪いため、その面からの築造時期の先後は決めがたい。なお、埴輪・葺石・外腹列石等の外部施設は全く見られなかった。

掘方

第1号石室については、N-2°-W を主軸とする隅丸コの字形掘方と推定され、現存長2.3米、幅推定1.6米を測る。左側壁以外は全て黒色土層を掘りこんで暗褐色土層にまで至っているが、左側壁部は、黒色土層上に積石の基底部を求めている。

第2号石室については、第1号石室の場合と同じく、N-2°-W に主軸をおき南に開口する隅丸長方形

の掘り方であるが、この石室の掘方は大小 2 段階かれている。すなわち小さい掘方の背後に、それをとり囲むように大きな掘方が築かれている。大きい方の掘り方は、現存長 3 米内外、推定幅 2.5 米内外であると思われる。小さい方は、石室を構成する石材のすぐ背面にはほとんど密着した形で掘りこまれ、現存長 2.4 米内外、幅 2 米を測る。

石 室

本古墳の石室は、既述したように 2 つある。

第 1 号石室は、主軸を N-2°-W にとり、南に開口する左片袖の横穴式石室である。本石室は、石の抜き取り、盜掘等による破壊が著しく、基底部一段を残すのみであり、その基底部すら随所に石材が抜かれているという状態である。とくに奥部は袖石を一石残すのみであり、わずかに奥部幅 0.65 米を推測することが出来た。また奥壁部も全部石材が抜かれていって、横石の存在によって、ようやく石室の範囲が分かるのである。それによれば、玄室長 1.6 米、玄室幅（奥壁部）0.9 米を測る平面長方形の玄室であり。袖部長は 0.3 米を測る。しかし、石材がたった一段しか残していない現状では、玄室高・石積み法・持ち送りの有無等詳しいことを知るのは困難である。ただ、玄室の規模や石材の大きさ等から見れば、あまり高い構築物ではなかったと思われる。なお、敷石は、全くみとめられなかった。

第 2 号石室も、主軸を N-2°-W にとり南に開口する左片袖の横穴式石室である。本石室も石材の抜き取り、盜掘などによる破壊が著しく、奥部は三石残すのみで玄室右側壁はその奥壁より三石を除いてすべて欠損している。残存部分もほとんど最下部の一段を残すのみである。したがって、奥部はその幅約 0.7 米、左袖部幅 0.3 米を測るものである。玄室は長さ 2.1 米、幅（奥壁部）1.2 米を測る長方形の平面である。石材は全部縱積みに使用しており、現存する高さは 0.4 米内外であり、玄室高・石積み法・持ち送りの有無等詳しいことは不明である。床には敷石を一面にはどこしているが、奥部近くには、破壊のためか少なくなっている。なお、敷石とともに棺台と考えられる偏平な板石 4 個が存在しており棺台のおかれた様子を示している。

遺物出土状況

第 1 号石室内は擾乱がひどく、石室築造当時の原位置に存在するものは皆無であり、すべて移動した状態で出土している。主要遺物は、須恵器杯身 3 点（6 世紀）、同杯蓋 2 点（6 世紀）同甕体部 1 点（6 世紀）、同有蓋高杯片（6 世紀）土師質土器片（6 世紀）、須恵器杯身 1 点（7 世紀）を数えるのみである。

第 2 号石室も破壊が進んでかなりの遺物が移動しているようであるが、原位置はほぼ推定することが出来る。出土遺物は、須恵器杯 6 点、同甕 1 点、同台付瓶 1 点、同高杯 2 点、土師質土器片 44 点、土錐 3 点である。いずれも 7 世紀初頭の遺物であるまた、鉄釘數十点が出土しており、概略木棺の配置大きさも知りうるのである。すなわちこの木棺は、主軸に平行におかれており、推定長 1.85 米、幅 0.59 米の大きさであったと考えられる。

被葬者と時期

第 1 号石室は、既述の如く擾乱がひどくて、埋葬状態を詳しく知ることは困難であるが、遺物が 6 世紀前半から 7 世紀初頭にまでわたっている。しかしこの古墳群全体の性格からみて、6 世紀末と 7 世紀初頭という 2 次にわたる埋葬が考えられる。

第 2 号石室は鉄釘の存在によって、主軸に平行に木棺が配されているという事実が判明したが、他に出土遺物の年代が 7 世紀初頭といふ時期を示すものであることなどから、被葬者は上記の木棺に埋葬されたものとみられ、その築造年代は 7 世紀初頭であったと考えられる。

小 結

第 2 号古墳は、第 1 号古墳の北東に第 1 号古墳と裾を切り合って存在する古墳であり、單一墳丘内に 2 つの石室を有するという特異な古墳である。そして、上記のように考察した結果、第 1 号石室は 6 世紀末に築造され、7 世紀に入って追葬されている。一方第 2 号石室は、7 世紀初頭に築造され、ただ一棺のみを埋葬した单葬墳であったと考えられる。

（中村博司）

第4節 第3号古墳

第3号古墳は南に開口し、南北に主軸をおく小規模な横穴式石室を内部主体とする円墳である。

位 慮

本古墳は野添古墳群中西から3番目にあたる古墳であって、北西から南東に下降する斜面に構築されており、北東にある第4号古墳の内部主体とは5メートル、南西にある第2号古墳の第2主体とは4.3メートルになっている。

墳 丘

本古墳は発掘調査前から墳丘の南側を畑地によって破壊され、北側は斜面からの流出土及び封土流失のため、その旧状は不明である。しかしその内部主体の規模が第6号古墳と大差ないことから墳丘を推定すると径7メートル推定高1.5メートル前後であったと思われる。盛土には黒色土が使われたものと思われるが、かなり擾乱されている。

掘り方

南北に主軸をおき、南に開口したコの字型を示す掘り方であるが玄室部入り口、右側壁部が畑地のため著しく破壊されその旧状は知り得ない。したがって主軸に直交する幅は2.1メートル前後であるが全長は不明である。掘り方は地山である暗茶褐色砂土層に構築され、しかも北西から南東に下降する地形の影響をうけ、左側壁部と奥壁部の交叉部が最も深く0.7メートル前後で、奥壁部では右側壁の方向へいくほど徐々に浅くなってしまい、左側壁でも入り口にいくほど徐々に浅くなり、現状の入り口付近では0.5メートルとなっている。また、右側壁は前述のように畑地で著しく破壊され、奥壁よりわずか数厘米の掘り方しかみとめられない。なお墳底の周縁は最下底石をえるため若干掘り下げられている。

石 室

本古墳の内部主体たる石室は南に開口する横穴式石室である。石室は、狭道部とそれにつづく玄室の一部を畠地のため、また、残りの部分も石材抜取りのため破壊がはなはだしく、現状では左側壁と奥壁の交叉部をとどめるのみである。よってその規模は明確でない。奥壁の最下底石は左側壁より2石が残存し、長方形の石が横に使用されている。奥壁の幅は0.65メートルで破壊された部分についてもその最下底石のぬかれた跡をたどることにより、同様の状態はあったことがうかがわれる。左側壁の最下底石は奥壁より3石残存しその長さは1.1メートルであり、同じく長方形の石が横に使用されている。そして左側壁、奥壁ともに現状では2段目まで床面からの高さ0.5メートルを残している。また、左側壁については2段目には1段日の半分程の石を小口積にしており、わずかに持送りがみられる。右側壁は前述したように石材はすべて抜かれているがその右側壁の最下底部の石材がぬかれた跡には、小石が径0.3メートルの円をなしておかれており、最下底石の根石としておかれたことがうかがわれる。ここから玄室の幅を推定すると1.2メートル前後であったと思われる。

遺物出土状況

石室内はかなり擾乱されており、原位置をとどめるものは皆無と思われる。擾乱層内より6世紀初めの高杯片、坏身片、7世紀初めの坪蓋片、その他後期古墳時代の須恵器片、壺体部片若干、土師器壺片若干がみられる。その他、白鳳時代にこの古墳が何らかの形で利用されていたのであろうか。白鳳時代の土師器の皿が奥壁にたてかけた状態で出土し、同じく白鳳時代の宝珠銀杯蓋も検出された。

被葬者と時期

石室がひどく擾乱され、破壊されているので断定はできないが、出土遺物が6世紀初めと7世紀初めの二時期にわたっているが、石室の規模より一時期

に一体前後埋葬されていたものと思われる。また、石室の築造年代は石室の編年観より6世紀末か7世

紀初め頃と推定される。

(橋本千賀子)

第5節 第4号・5号古墳

位置と状況

第4号古墳は、第3号古墳から北へ6m離れて位置し、第5号古墳は第4号古墳の北側に隣接している。調査前の状態は切通し断面に大小相当数の石材が見られ、内部に古墳のあることを予測して、発掘に着手した。その結果、埴輪は検出されなかった。尚、各々黒褐色土層の下部まで掘り下げた過程中で、両方から発掘区画を拡張し、結果として、両区画をつなぐことになった。そして、検出された遺物も、互に同性質と考えられる。したがって、ここでは両方をまとめて記すこととした。

0.5米の表土の下には、0.4米の厚さで茶褐色土層が堆積し、更にその下に、黒褐色腐蝕土層が地山層まで約1米の厚さで堆積していた。

この層には、6世紀中頃および後半頃の須恵器(杯類、壺類片)、奈良時代の須恵器(杯、瓶、高台付上器)、平安時代の須恵器(瓶)、灯明皿、中世硬質陶器から近世の茶碗までが大小多量の石と共に混在しており、完全な擾乱層であった。そして、それらの土器類に混在して、牛の歯と骨の一部が検出された。

嘗て、この付近において石室を利用して牛馬の密殺がかなり行なわれていた模様であり、今まで行なわれた発掘においても、幾度か牛馬の骨が、破壊された石室内で検出されている。

今回の場合も、大小多量の石が検出されており、(本来この層には、他でもかなりの小石が含まれているのだが)あるいは、嘗て石室が營造されていた可能性もある。但し現状において断定の限りではない。

(福岡澄男)

第6節 第6号古墳

第6号古墳は、南に開口する無袖横穴式石室を内部主体とする円墳である。

位 置

本古墳群は、南西から北東にかけて各古墳がほぼ一列に築造されており、当第6号古墳は、北寄りから2番目に位置する古墳である。本古墳の北東9.5米には第7号古墳が、また、南西6.0米には第5号古墳が所在する。また、本古墳と第7号古墳との間に、中世埋葬構造が割り込む様にして營造されている。

墳 丘

墳丘は、畠地耕作のため玄門部を欠損しており、石材抜取の際にも損壊を受けている。また墳丘東北

部は、隣接する中世埋葬構造の營造に際し損壊を受け、原形をとどめていない。墳丘径は計測可能な南西から北東にかけて4.0米をはかり、墳丘高は西側で0.7米、北側で0.4米、北東側で0.6米をはかる。おそらく、築造時の規模は墳丘径6.0米、墳丘高1.5米前後であったと推定される。

盛土は、地山の黄色土層上に黒褐色土層が施されているが、後世の擾乱の際に流入した土砂とも区別がつかないほどの褐色土が使用されている。尚、外護列石は墳丘南半分を削平されているため検討しえず、他の三方においては認められなかった。また埴輪等の外装施設は当初より施されなかったものと推定される。

掘 方

本古墳は石室規模に掘り下げられた平面L字形の掘方を設けて石室を築造している。本古墳付近では地山面は西側が高く、東方面へゆるやかな傾斜をみせている。そのため、掘方を設ける際には左側壁及び奥壁の左半分においては地山面を奥壁部では0.11米から0.25米、玄門部付近では0.2米弱掘り下げているが、右側壁では地山掘り下げはみられない。右側壁部においては石室床面の水準をそろえるためにわずかに地山面を削り調整しているものと考えられる。

石室

七軸をほぼ南北におき、ほぼ真南に開口する無袖の横穴式石室である。規模は他の各基同様小さく、同時に複数人を埋葬するには狭小である。石室陥落度は図の如く、奥壁の2段目以上、左側壁の最上段の大部分ならびに石室入口付近、右側壁の最上段の大部分ならびに石室入口から石室半ば付近までを各々損壊している。石室の現存規模は、奥行3.23米、奥壁高0.83米を測る。なお、左側壁には4石、右側壁には2石が最上段の石材として残存しているものと考えられ、それにより床面との比高は約1メートルと推定される。石室幅は人口に向うにしたがってわずかに幅を増しておらず、現状で計測可能な奥壁から1.46米の地点で0.96米を測る。石室の旧規全長は、当古墳と類似し現存度の良好な第7号古墳の規模を考慮すると、3.5メートル程度であると推定される。天井石は除去されていたが、おそらく5、6石架構されていたものと考えられる。

石室築造は、まず、地山黄色土層を最下底石が安定する様に掘削し、奥壁部に大形で横長の1石を設置し、その後両側壁の積上げを行なっている。左右両側壁の最下底石は、掘方の掘り下げによって剥出した地山面上に直接設置され、その後に床面の水準をそろえるために黒褐色土が布設されている。使用石材は形も一定せず小形の石材が多く、そのため積上げは難であり、段はそろっていない。更に差込みの石材も検出されず、側壁裏側の土砂の重みを負っており強固なつくりではない。左側壁はごくわずかな持送りが見られるが、天井石の重みのためかあるいは墳丘土砂流入時の湾曲とも考えられ、旧状は詳

らかではない。右側壁はほぼ直壁である。

石室内部の施設として敷石がある。敷石は、掘方を設けた後に床面の水準をそろえるために敷かれた黒褐色土層上に敷設されている。敷石がみられるのは、奥壁から1.22メートルの地点までであり、石室入口付近から半ばまでにおいては検出されなかった。敷石は大きさ10センチ内外の石材が多く20センチ程度のものも数枚みられ、また高さは2層から10層に至り、面がそろっておらず粗雑な敷設である。尚、敷石下において遺物が検出され、黒色土層が当初の床面を形成していた可能性も考えられる。

遺物出土状況

本古墳の遺物は石室内が擾乱されているために全く旧状をとどめていない。床面近くから鉄片2点、7世紀初頭の台付長頸瓶脚部片1点が検出されたが、石室擾乱の際に移動遊離したものと思われる。その他、石室掘り下げの際に床面から遊離して須恵器の杯蓋片、杯身片、無蓋高杯脚部片、長脚2段無蓋高杯片、長頸瓶の蓋片、壺口縁部片、蓋部片ならびに若干の土師器片、土鏡1点、白鳳時代の瓦片中世の灯明皿が出土し、敷石下黒色土層上からは培片1点が検出された。また、左側壁倒墳丘封土より鉄釘1点が検出された。以上の遺物中、須恵器は6世紀中葉より7世紀末に至るものまでが混在しており、時期的にも6つの段階に分けられる。

被葬者と時期

本古墳の遺物は全て初頭の配備をとどめておらず被葬者と時期を確定するには至らない。遺物の出土状態より、敷石下黒色土層が第一次埋葬床面であったと考えられる。第二次埋葬が敷石敷設前行なわれたか否かは明らかではない。しかしながら敷石敷設後に埋葬が行なわれたことは、出土遺物をみるとより明らかとなる。出土した遺物の土器型式は6世紀中葉、6世紀後葉、6世紀末、7世紀初頭、7世紀中葉、および7世紀後葉の6時期に区分される。これらの内、後に他から混入した可能性を有すると考えられるものもあり、出土件数や白鳳期、中世の遺物も同一箇所から検出されており、埋葬時をへだてた時期に持ち入れられたことも想定され、少

なくとも、6世紀末、7世紀初頭の2時期における

埋葬が考えられる。

(香川和男)

第7節 第7号古墳

第7号古墳は、南東に開口し外護列石をともなう無袖横穴式石室を内部主体とする古墳である。

位 置

本古墳は、穴太野派古墳群の最北端、採石によって生じた断崖に接して築造された古墳である。本古墳の南西6米には第6号古墳があり、その間に中世埋葬構二基が南北に連続して所在する。外護列石は、養道部には直角に構築されている。

墳 丘

墳丘は北東部と南東部が、探行や耕地のため完全に損壊しており、原形をとどめない。また、南西部も中世埋葬構のため計測不可能であるが、外護列石やわずかな墳丘より推定して、径7メートル、復原高さ正面2メートル、背後1メートル前後であったと思われる。盛土は、地山の黄褐色の土層上に、黒褐色の土層が盛られているが、かなり攪乱されており当初の盛土であるかどうか不明である。尚、外表施設は、外護列石が残存する他は、埴輪・葺石排水施設等の諸構造は見られなかった。

掘り 方

掘り方は、石室を収めるにたる幅3メートル長さ5メートルの二段の掘込みをなすコの字状平面で、深さは奥壁裏1メートル、養道部0.6メートルの同じく二段しコの字状断面をなす旧地形の傾斜に即した状況を示すものであった。

石 室

本古墳の石室は、北一北一東に主軸をとり、南西に開口する無袖の横穴式石室である。石室は右側壁の半分を探石のために損壊しているが、木古墳群中では最も残存状態がよく、奥壁は四段積みで天井石一石を交えて完存しており、左側壁も奥壁とその手前二石、0.9メートルで完存し、他は二段を残すのみである。

右側壁は、最奥部を完存しているが、他は二石…米幅で三段を残している。玄室の規模は全長3メートル、奥壁よりここまで天井石が架構され、敷石が設けられていたと思われる。さらに外護列石から奥行長さ4.5メートル、奥壁幅0.9メートル、玄室高さ0.9メートルを測る長方形平面の石室である。石室幅は奥壁に向かうにしたがってわずかに狭くなっている。玄室石材はすべて横積みに使用しており奥壁基礎石は一石である。また、側壁にわずかな持ち送りがみとめられる。床面には敷石をほどこしており、中央部より奥壁にかけては、0.2~0.3メートルの石を敷いているが、中央部は0.1メートル前後の石となり、入口付近はそれよりやや大きい石となっている。尚、敷石巾には奥壁より0.6メートルのところに2石と1.9メートルに2石と対になって幅0.4メートル前後の格子と考えられる石4個が置かれていた。棺釘について後述するようにこの格子上に木棺が1棺安置されていたと推定される。

遺物出土状況

石室内はかなり攪乱されており、原位置をとどめる土器類は皆無であり、攪乱層内より高杯脚片、杯身片、杯蓋片、子持壺の子1個、長頸壺頭部などが出土した。他方鉄製棺釘は総数28点の出土をみており、頭數及び接合出来るものから総数18本以上の使用が考えられる。当木棺が左から右へねじれる様に崩壊したと想定したとき、奥壁寄り木口の左右に各3木、同…木棺の養道寄り木口の左右に各3木、さらに左右長側板に各々2本づつの計16本が接合材として使用されていることが判明するのであり、その他奥壁寄り木口に特に短い5枚前後の釘が何らかの目的で打ちつけられていることが明らかとなった。木口四角の釘は1本が底板より木口に向けて打ち込まれ、木口は横と横に走っている。そして他の2本は長側板より木口に向けて打たれたものであり、木口は横と縦に付着していた。また長側板に打たれた2

本は、ともに下から上に向て打たれたものと考えられる。

このような状態から木棺を復元するすれば、その長さ 1.6米前後、幅 0.5米弱と想定するのが妥当であろう。

なお、出土遺物としては奥壁から 0.8 米の敷石下から鉄釘 1 本とややはなれて土師器 3 片の出土がみられ、敷石前に第 1 次の埋葬がなされたものとみうけられる。

また、出土土器については、その大多数が浮土中より出土をみたのであるが、その時期は、6 世紀前葉、6 世紀後葉、末葉、7 世紀初頭、中葉、さらに土鏡と中世陶器片がみとめられている。古墳の年代を決定しえるものはないが、石室観より押すならば 6 世紀末か 7 世紀初頭に求めるのが想当であろう。

また滋賀県下では初見例として石室中央部左側壁寄り、及び右側壁寄りで鐵鋤の出土をみている。

以上によって、1. 古墳は縱長をとり、天井石は 5 枚前後架構されていること。2. 古墳の築造年代は石室観と出土遺物を合せて 6 世紀末か 7 世紀初頭に求められる。また 3. 第 1 次、第 2 次と 2 人の被葬者が想定され、第 1 次被葬者の棺及び遺物は石室外にかき出され、敷石後、死者は第 2 次被葬者の棺へ改葬された可能性があること。この場合 4. 石室はあくまでも單葬壇として築造されており、両被葬者に夫婦の関係が想定されよう。5. 石室内より鐵鋤や土鏡の出土をみたことは当地の被葬者の性格に一つの暗示を与えたものとして注目されること。また 6. 出土鉄釘の検討によって木棺接合法の好資料を提供したこと等が明らかにされた。(丸山、秋田)

第 8 節 列 石 遺 構

位 置

本遺跡は大津市坂本町 2 番地（小字名）野添にあり、京阪電鉄石坂線穴太駅の西、四ッ谷川北方の山麓に位置しており、今回調査された野添古墳群第 6 号古墳の北側に接している。

調査の状況

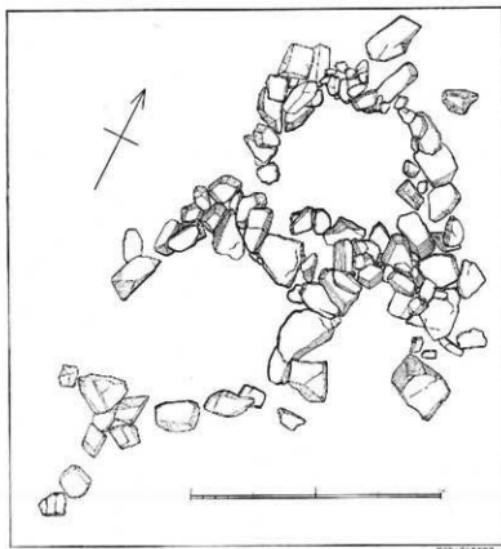
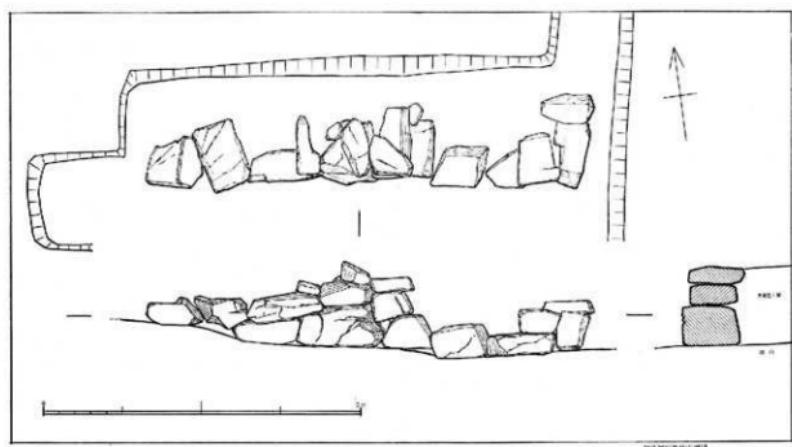
調査前、本遺跡を推定させる徵証は、何ら認められなかった。野添第 6 号古墳の墳丘調査を行なうに当たり、石室の奥壁後方に設定されたトレンチ内においてはじめて遺構の一部が発見されるまでは、完全に地下に埋没していたのである。トレンチが掘られた結果、奥壁から北方へ約 2.5 米離れて表土の下の黒褐色土層中に三段に積まれた石が検出された。遺構の性格を明らかにするために、さらに発掘区画を四方に拡張した結果は、東西に軸線をおく列石が、長さ約 2.9 米にわたって検出された。

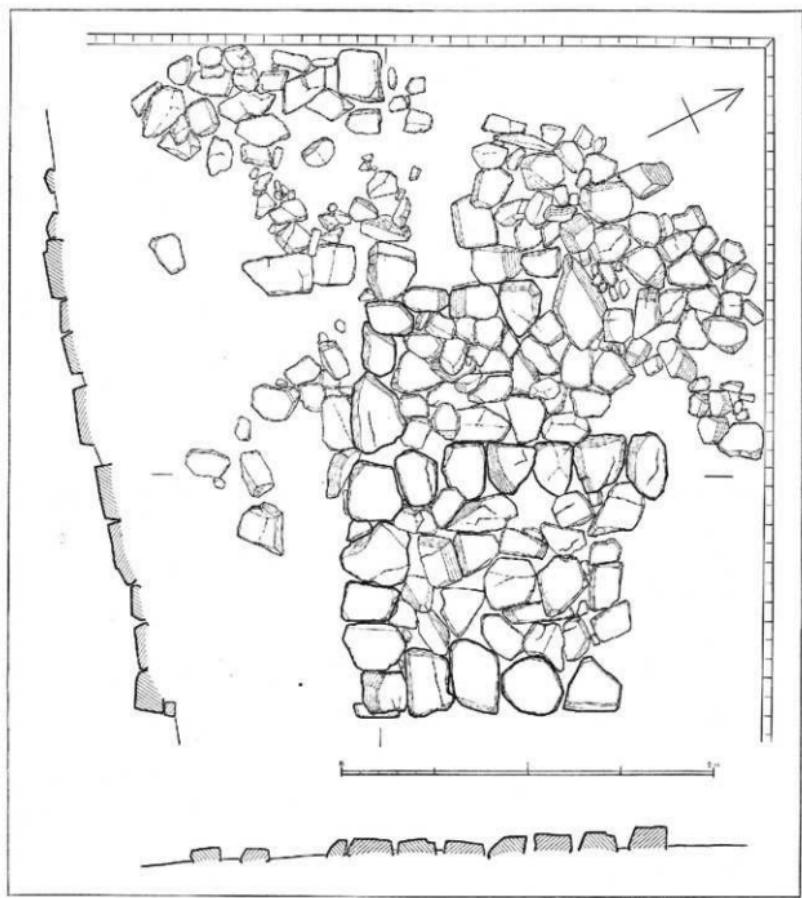
遺 構

列石は南側に面をそろえて、東西約 2.9 米にわた

って、約 30 個から 50 個前後の花崗岩河原石が積石され、東端は北へ直角にまわって、東側に面を整えている。現状では、東西両端に近い部分では、最下段の 1 石ないし 2 石がようやく残存しており、中央部付近では、3 段遺存している。最下段は平積みないし小口積みとし、2 段目以上は小口積みを原則としているが、一部平積みされている。最下段は黄褐色砂礫土層の地山直上に配されており、上段はこころも内方に傾斜しているが、ほぼ直壁をなしている。

現状では本遺構の旧貌を復元しがたいが、列石内側は黒褐色土層が堆積しており、本来平面方形に盛土された台状基壇の四周に貼られた積石壁の一部であると考えられる。現存している列石は基壇を囲繞する四縁の南縁と東縁の一部であり、本来上縁まで 3 段以上のこのよう、基壇の四周に列石を巡らす遺構例は、細部の形態を異にしつつも、各時代を通じて見られ、したがって、現状で認められる列石のみからは、遺構の性格は断定し得ない。ただ本遺構の東北方に接続して位置する第 1、第 2 号古墳付近から、鎌倉時代から室町時代にかかる、瀬戸焼、常滑焼等の中世陶質土器片が相当数検出され、また五輪





野店集二号古墓子牆

塔の一部も発見されていることをもって、本造構の性格及び時期を知る手がかりの一端とするならば、本列石造構をもって、蔵骨を性格とする造構の一部であると考えることもできるのである。また、調査中本造構からは、なんらの遺品も検出されなかった

が、或いは未発掘部分に造構の存在も想定できよう。

尚本遺跡は道路敷きの区域からはずれていたため、調査は造構の存在を確認するにとどめ、その全体を明らかにするまでには至らずに今後に残された。

(福岡澄男)

第9節 第1号古墓

位 置

本遺跡は野添第6号古墳の東北方約6メートルに位置する。木造構のすぐ上方には、第2号古墓が接して位置しており、また西方に位置する列石造構との間は約2.5メートルを測る。

造 構

6号古墳の東北方にややマウンド状をなす微地形が認められ、その上には石室石材を思わせる大小相違の花崗岩が散乱していた。はじめ内部に古墳が遺存していることを想定して試掘杭を設けたところ、予測に反して石室は検出されなかった。表土の下は、黒褐色土層が堆積しており、表土及び黒褐色土層中からは須恵器（杯蓋片・直口盃口縁部片・杯身片・長頸瓶頸部等）中世陶器片、五輪塔の笠などが既在して検出された。さらに、発掘区画を拡張したところ、30匣ないし、40匣の大花崗岩河原石からなる積石が検出された。この積石は2-3段残存している部分もあり、かなり乱雑に積まれた模様であった。さらに積石は環状にめぐっており、発掘区画内において円形、方形各1個の積石列造構が相鄰接して遺存していた。そのうち斜面上方に位置する円形造構は内径約1メートルをはかり、斜面下方の方形造構は方約1メートルの規模を有している。造構の内部は黒褐色腐蝕七層が堆積しており、特になんらの造構も検出されなかった。

残存している石の状態からは、こうした積石列造構がさらに幾つかあったものと考えられた。黒褐色土層中に残存していたこの積石列は、本来、この層に掘り込まれた造構をめぐって円環状あるいは方形

に集石、配されたものと思われ、付近から五輪塔を検出しているところから、本造構が蔵骨に関わるものであると考えられるのである。こうした集石を行なう例は、滋賀県蒲生郡日野町小御門中世墓地において知られている。小御門遺跡では、蔵骨土器あるいは横を始めた小墳丘に多量の蔵石がなされていて、本例もまた、よくこれと類似しており、木造構の場合、黒褐色腐蝕土層において、土壌などの掘方の検出は不可能であったが、本来、積石列の内部には木樁あるいは南製の蔵骨容器が納められていたと考えられるのである。表土なし黒褐色土層より検出された、かなりの中世陶器は、本造構に関係した遺物とも考えられよう。これらの中世陶器のうちには、古窯戸、常滑焼の他、軟質陶器も含まれている。復原された三耳壺の1例は、高さ30.6厘米、口径約11.6厘米、肩部径21.4厘米、高台径約9.5厘米を有する。肩部下半は細くしまって、口唇部は外側に巻いて厚くなり、鎌倉時代になる古窯戸と考えられる。肩の上部及び肩の上部には各5条の沈線がほどこされているが、そのうち上部沈線は、一部耳の下にかくれており、耳には4条の沈線がほどこされている。土器はひも作りで、外面にはナデの痕がみられ、肩部にはヘラ削りがほどこされている。器壁はやや厚手で、底部には付高台がなされ、上器の外面及び頸部内面には灰釉がほどこされたものであるが、かなり剥落しており、灰釉には釉ひびが認められる。他に室町期の常滑焼の口縁部等も検出されており、從って、本造構の最も盛んな時期は断定しがたいが、鎌倉時代から室町時代にかかる中世墓地群の一例にあたるものと考えられるのである。

(福岡澄男)

第10節 第2号古墓

位 憶

本遺跡は、野添第7号古墳の西に位置し、第1号古墓と接する上方斜面に当たる。

遺跡のすぐ上方が現在、穴太集落の墓地となっており、遺跡がかつて、この墓地の中まで広がっていたことが考えられるのである。

遺構

遺構検査の最初は、第7号古墳の調査であった。墳丘南半分を斬ち削った段階で、表土直下に、最下段の石列が発見され、そして、墳丘域の境界まで発掘区域を拡張した結果、少なくとも2つの方形区画を含んで、石を敷きつめた状態が明らかにされた。敷石は丘陵斜面に沿って行なわれており、西から東へ約14度の傾斜をなして降下している。

表土内及び石の上面からは、印花文を施した灰釉の瀬戸焼窓破片をはじめ、常滑焼窓破片等の他、須恵器や灯明皿片が多数検出され、火葬人骨片も少量検出された。敷石の下は、黒褐色腐蝕土層で、方形区画列石の直下からも一部、火葬人骨片が検出されている。

2つの方形区画は相方も、北辺が破壊されて、現在では開いているが、南北1.7米まで区画列石が残存しており、本末、北辺にも区画列石が進っていたものと考えられた。東西の幅は、下方が1.5米、上方が0.8米を測り、両者の先後関係は、まず下方区画が設けられ、その西側に上方区画がつけ加えられたものと考えられ、相反の南辺は1直線上に連なっている。石材は20厘米前後のものから、約40厘米前後の花崗岩河原石が主として使用されており、区画列石には比較的大きな石が使用されていた。方形区画の内部には、それぞれ敷石上面から約30厘米の黒褐色腐蝕土層中に掌大の石10個前後が群在して認められたが、遺物は何ら検出されなかった。区画内部の石群が、何らかの施設構造であるかどうかは、黒褐

色腐蝕土層に掘り方を認めることができ非常に困難であったため、断定できないが敷石上面表土の中や、付近から、中世陶質土器片や火葬骨片、あるいは五輪塔の笠が検出され、そして本例と類似の区画列石が滋賀県蒲生郡口野町西明寺の火葬墓においても明らかにされているところから、本遺構もまた藏骨を性格とする遺構であったと考えられるのである。その場合、明らかな痕跡は認め得なかったとはいものの、方形区画の内部には、本来、藏骨容器（櫛）が納められたと考えられ、区画内部に認められた石群は、あるいは藏骨容器の周囲に集石されたものとも想定できるのである。

小 結

列石遺構および、第1号古墓、第2号古墓は各々、形態を異にしており、また、いずれにおいても藏骨容器等の、直接遺構の性格を明示すべき証跡は確認しえなかつたが、調査時における遺構周辺の状況や遺構の状態の類似例を、他の中世墓地に求めるによって、今回調査された3例も、また全て、藏骨に関わる遺構であることを推定した。周辺で検出された多量の各種中世陶質土器片は、これらの遺構の性格と時代を推定する手がかりであると共に、さらに、遺跡が広がっていたことを示すものであった。本遺跡のすぐ上方山腹一帯に占地している現在の墓地の内部にも、また、京阪電車石坂線敷設の際、切り取られた本遺跡の下方斜面にもかつては、同様の遺構が存在し、1つの墓地群を形成していたものと考えられるのである。それは、内部に土製ないしは木製の藏骨容器を納め、外装には環状に集石したりあるいは積石、敷石を行なうという具合に、個々の形態に多様性を持って群在していたと思われる。

かかる中世墓地群は先の、口野町小御門遺跡の他に同じ日野町西明寺遺跡や、高島郡新旭町西屋敷の大宝寺遺跡などが知られている。

(小林忠仙、福岡澄男)

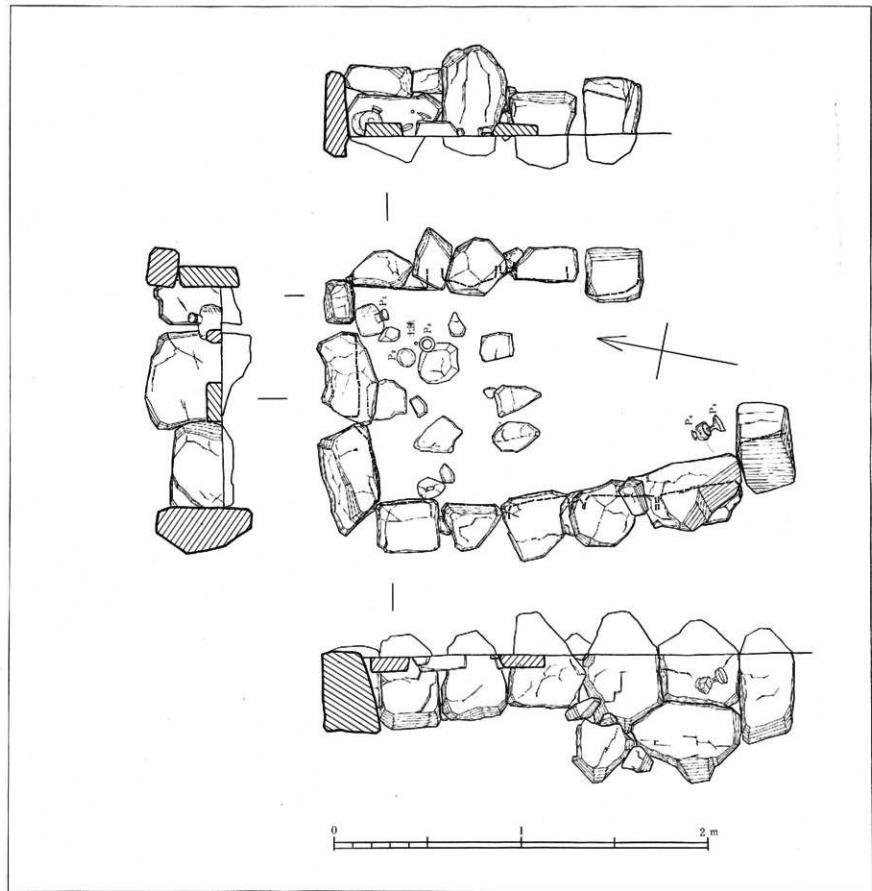
図版 1 穴太野添古墳群



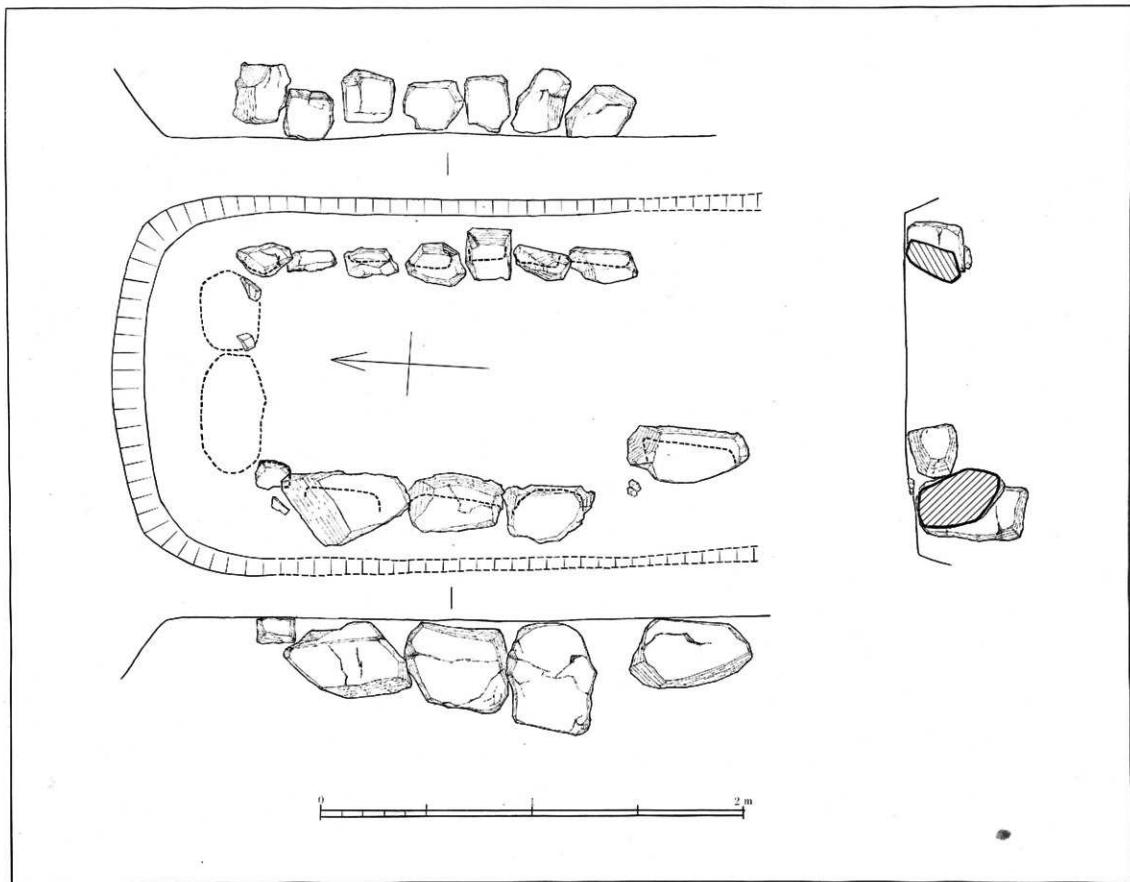
四ツ谷川より穴太野添古墳群を望む



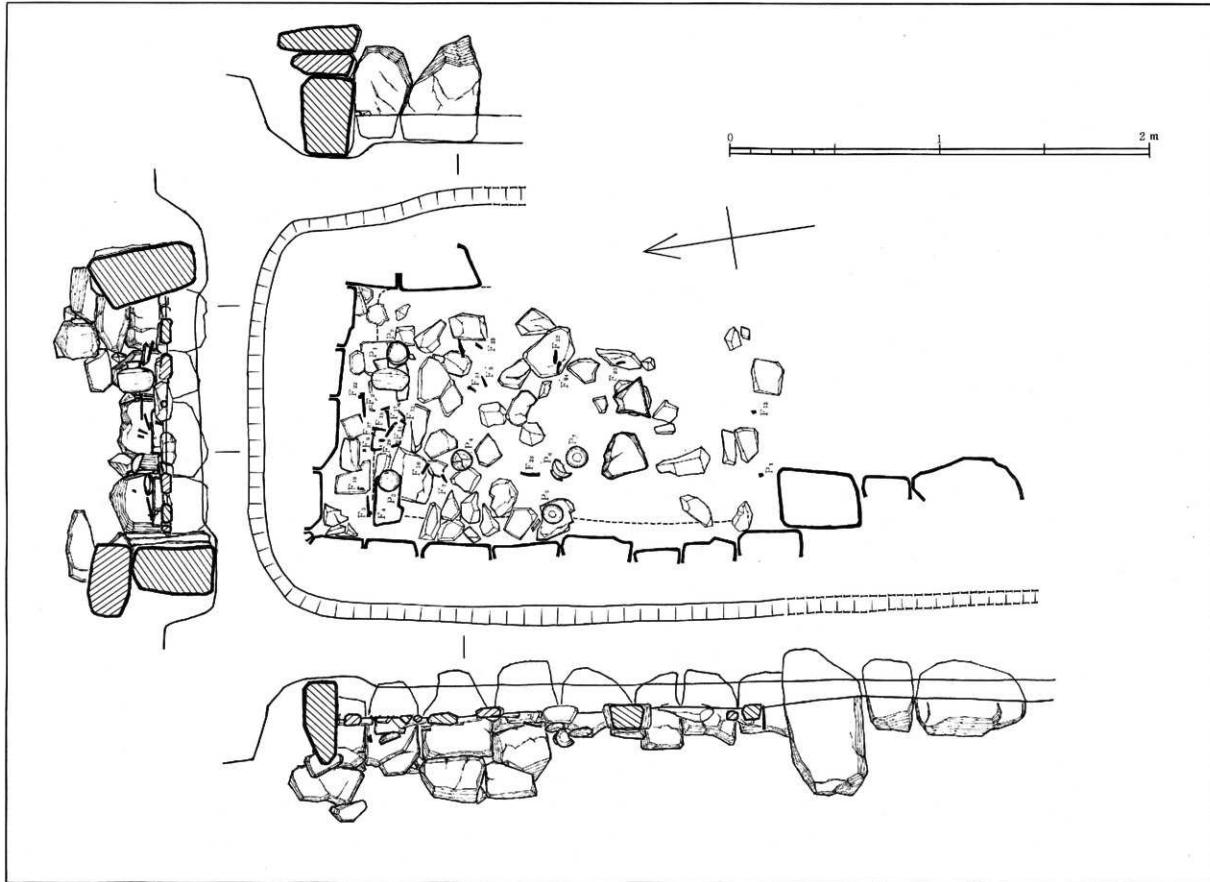
道路施設後



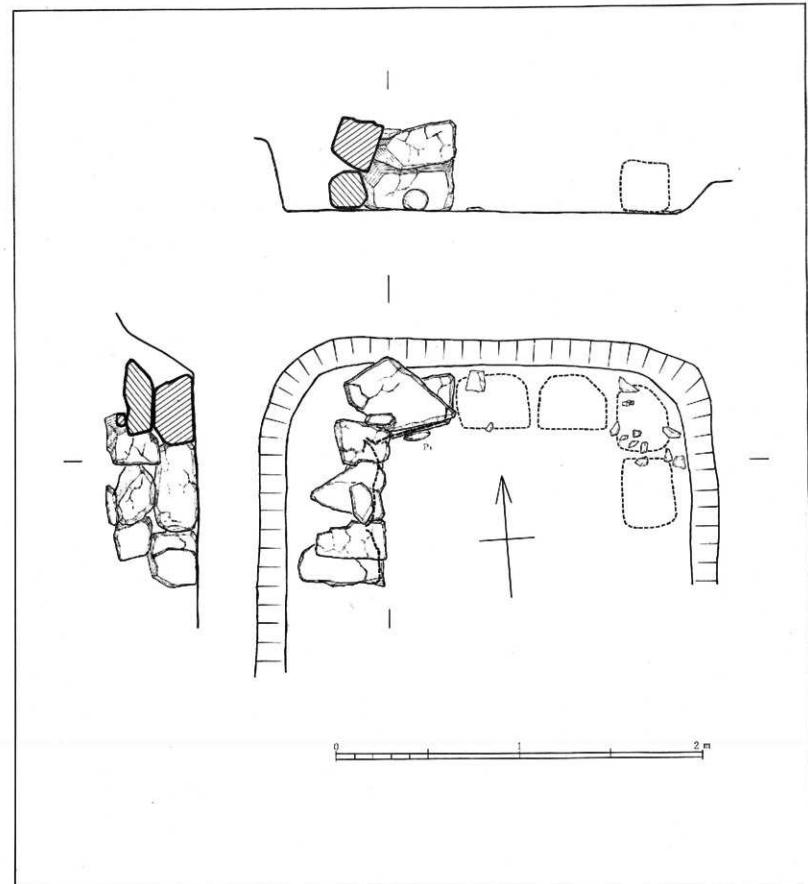
野添第1号古墳石室実測図



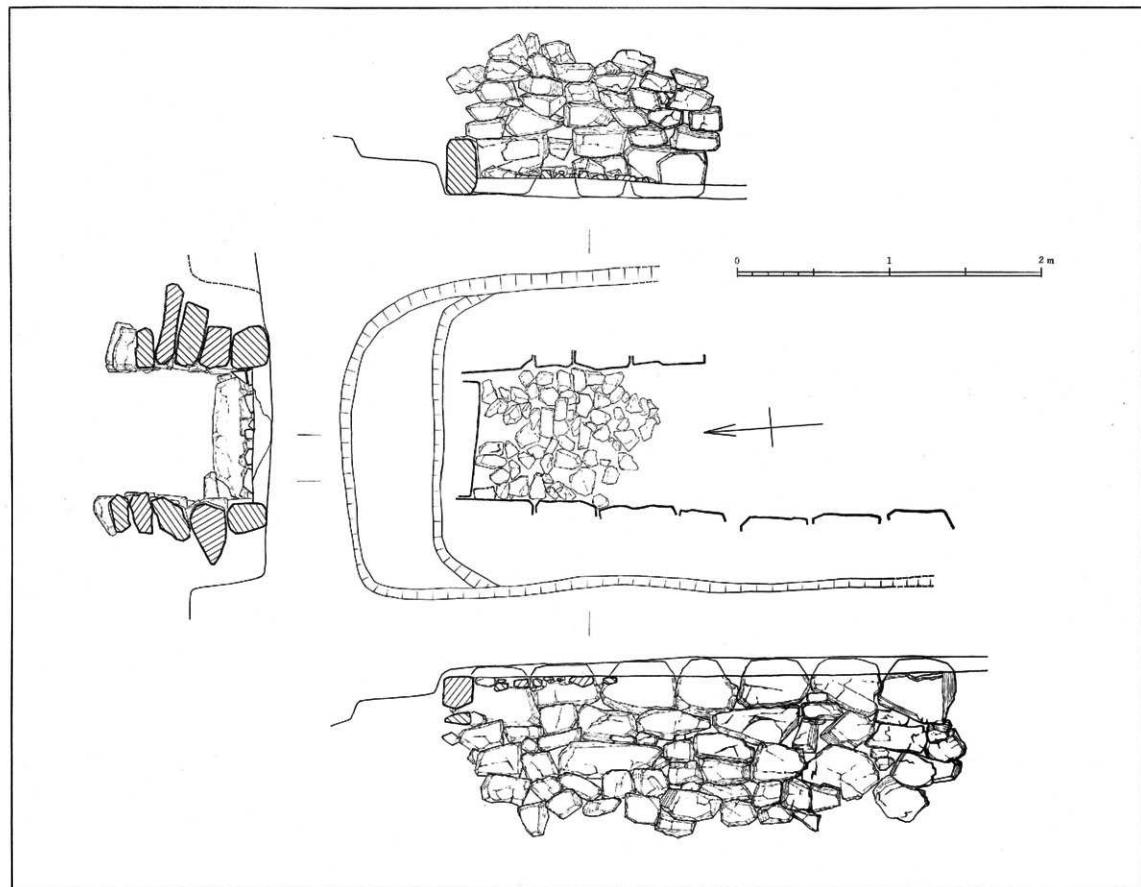
野添第2号古墳第一号石室実測図



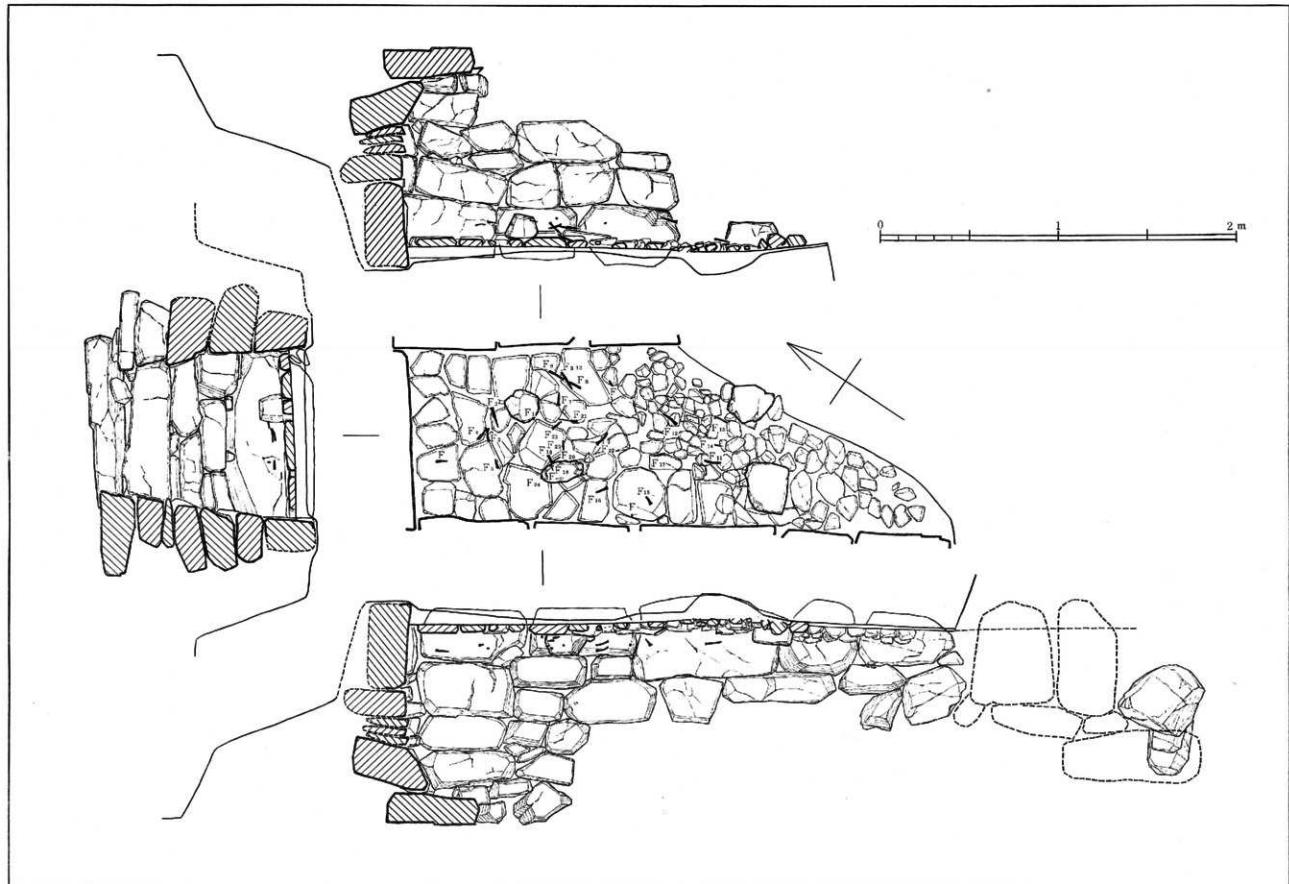
野添第2号古墳第2石室実測図



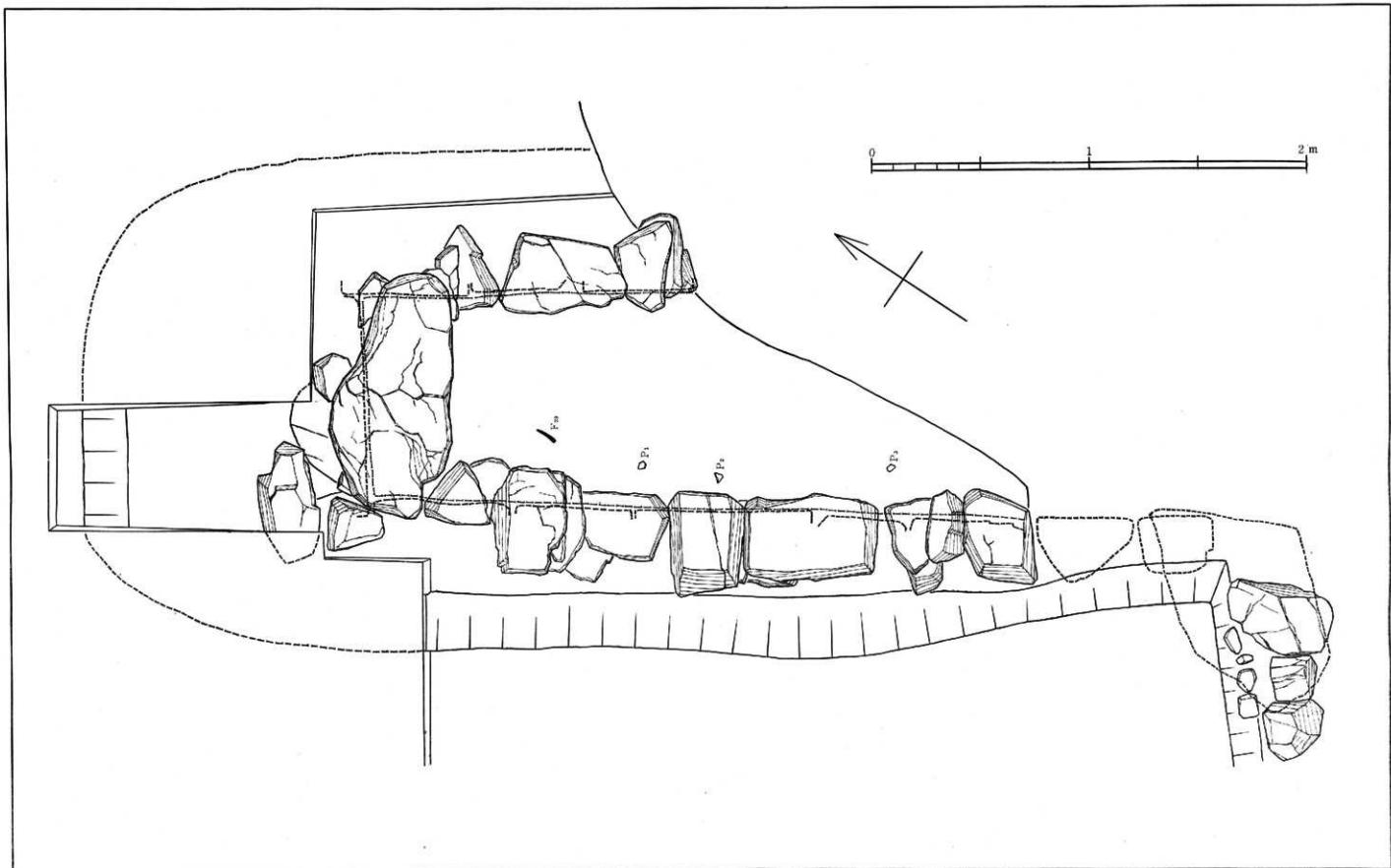
野添第二号古墳石室実測図



第6号古墳石室実測図



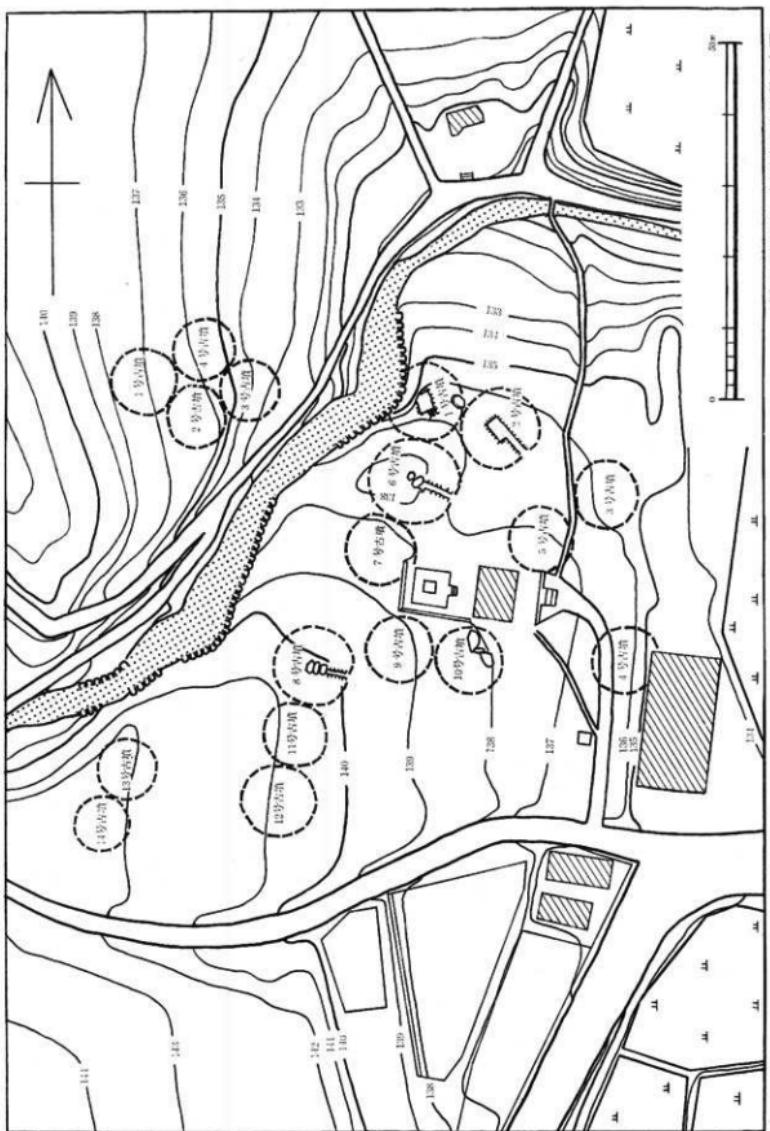
野添第7号古墳石室実測図



野添第7号古墳石室平面図

第2章 福王子古墳群発掘調査報告

第 1 節	経過と位置
第 2 節	第 1 号古墳
第 3 節	第 2 号古墳
第 4 節	第 6 号古墳
第 5 節	第 8 号古墳
第 6 節	福王子古墳群をめぐって



姬王子古墓群、姬王寺北古墓群分布图

第1節 経過と位置

経過

国道161号線は、大津市の逢坂山北麓で国道1号線と分岐し、大津市の市街地を通り、湖西を琵琶湖に沿って走り、北陸方面に通じている。近時この国道の通行量の増大に伴ない、逢坂山の西麓大津市藤尾地区で国道1号線より分かれ、園城寺裏山を抜けて大津市志賀地区に出るバイパス建設の議がおこった。この新道路の建設計画をたてるに際し、遺跡破壊を避けるため、関係各機関の間で協議が行なわれた。たまたま、その計画路線上に福王子古墳群が存在したので、滋賀県教育委員会が、この古墳群の実態を明らかにするため、とりあえず犬井石が残存し、石室の完存していると推定される古墳の内部精査を行なうことになった。

なお古墳番号は從来発表されていた番号を変更しているので、ここにその関係を付記しておく。その後遺跡の重要性にかんがみ各方面で協議の結果、道路はこの遺跡を避けて通ることとなり、遺跡原地として保存されることとなった。

位置

大津市の北部は比叡山系の東麓地帯に当り、象化石の出土等で有名な古琵琶湖層の滋賀丘陵と、扇状地と小冲積地の純く狭長な小平地からなりたっている。この滋賀丘陵や扇状地は頗るな群集墳地帯である。滋賀丘陵には、小野、曼陀羅山、谷口、天神山、衣川、雄琴、木の岡等の古墳群があり、扇状地上には日吉神社境内、美立山、四ッ谷川両岸、滋賀里大

谷、熊ヶ谷、百穴、福王子、宇佐山、皇子山等の古墳群がある。なお、坂本、滋賀里、南滋賀等の現集落内にも、かつては数多くの古墳があったらしく、小野から皇子山に至る古墳の総数は1,000基に達するものと思われる。ここに報告する福王子古墳群はこれらの古墳群中の一つで、現地名では大津市南志賀1丁目に位置している。近江神宮前から山中町をへて京都府北白川に通じる府県道は近江神宮から屈曲の多い登山道となるが、その最初の鋭角に曲がる所に福王子社という小祠がある。南滋賀の南半、通称「正興寺集落の位仰神」で、祭神は紀貫之とされている。この境内に、分布調査で推定されたところでは14基の古墳がある。この古墳群の北は、小流により深くえぐられており、その対岸は南滋賀北半の集落、新在家の信仰神である大伴黒主社のある山地に続くのである。そして、ここにも数基の古墳が存在しているのである。これらの古墳群は、比叡山系より発する小流の谷口に営まれたものである。この地の古墳はその位置から谷奥の山中にあるものと、谷口の地形変換点にあるもの、さらに扇状地中央の現集落内にあるものに分けることができる。福王子古墳群や本報告書で報告される四ッ谷川北岸の野添古墳群は、ともに谷口に営まれた古墳群に属している。本古墳群は標高135米付近に位置し、湖岸平地との比高は約50メートル、湖岸からの直線距離約1,400メートルで、ここに立つと、大津市街から琵琶湖をへだてて湖南、湖東を一望におさめることができる景勝の地である。

(西田 弘)

第2節 第1号古墳(発掘時第3号古墳)

第1号古墳は、南南東に開口部を向けた前方後円形の石室古墳である。

位置

本古墳は福王子古墳群中最北端に位置するもので

あり、西は大きく浸食谷によって墳丘及び石室の一部をえぐられ、南東3メートルには、第2号古墳が築造されている。

墳丘

埴丘は、河谷による浸蝕及び激しい流水によって全く認められず、平坦部をなしていた。また、発掘調査の状況から、石室外の調査は、全く行なわれなかつたため、埴輪や葺石、外護列石の有無、あるいは、石室施方や排水施設の問題は今後に残すことになった。

石 室

発掘時において、浸蝕谷の断面に石室石材らしきものの露出がみられ、当古墳発見の契機をなした。石室は主軸を北北西に向け、南南東に開口部を設けた左片袖式横穴式石室墳である。石室の現全長は、4.75メートルを測り、細部については、玄室継の長さ3.2メートル、玄室奥壁幅推定1.8メートル、誤差寄り同じく1.8メートル、誤差幅0.85メートルの数値を得た。また、立面については、天井石をはじめとして、側壁の多くが欠損しており奥壁で3、4段、右側壁で2、3段、左側壁で1段という残存状態であった。このため石室の高さは不明であるが、現存1.1メートルから推定して、もとは、1.89メートルの数値が想定されるであろう。

石室の築造は、基底石をはじめとして、側壁、奥壁とともに石材横積みとしており、左袖石のみ長さ1.2メートル以上の石材がたて積みとされており、奥壁部とともにこの袖石が築造過程の初期に据えられたものと考えられる。

他方、玄門に面を合せて誤差部に積み上げられた蓋道閉塞石は、比較的良好に残存し、その幅0.85メートル、高さ0.8メートルを測ることが出来た。閉塞石群の幅は旧状を伝えるものであるが、高さは当初のものとは思えず、その幅から推定して1.34メートルの高さは、あったと考えられる。そして閉塞石の基底石水準は、第2号古墳と同様、玄室床面より0.3メートル高く、玄室の床面が誤差部へ向うにしたがい順次高みをまし埴丘外へ続いたものと考えられる。

以上のように、石室の特徴は、1. 繼内通有ではないが、継長の形式をとっており、2. 寄窓頂持送りとも、さほど厳しくなく、3. 天井石も2石を想定することが出来る。4. 誤差閉塞石は誤差部に設けられず、玄室内に施設されており、もはや誤差部を利用する意図はなかったと考えられる。5. そして、床面の水準は誤差部の方が玄室より0.3メートル高くな

ることが指摘された。

遺物の出土状況

玄室右側壁にそって中央部より刀子片が出土し、土器類は同じく右側壁にそった奥壁より浮上中より細片がみつけられた。また玄室中央部や左手誤差より同じく細片上器と竈の角状把手とおぼしきものの出土が知られる。これら土器片は、いずれも攢乱層より出土しており、年代も6世紀初頭と6世紀後葉に求められ、古墳の使用年代を決める決定資料とはなりえず、後述のとおり石室観より推測する外はない。一方棺釘と考えられるものは、そのおよその位置を知りえる16本を検出し、そのうち12本は原位置を保つ直しした2本の釘を含めて玄室左袖部寄りで出土している。そのため、この直立釘(F2,F8)を底板より長側板に打ち込まれた釘とみると、左側壁にそった二つの木棺を想定しえるのである。この場合、2棺の誤差寄り木口に計12本の釘が用材接合に用いられていることとなり、各木棺の角に各各3本単位で釘が打ち込まれていることとなる。しかし木目よりみた釘の使用方法が野添7号古墳や飼込3号古墳と大きく異なり、3木のうち1本は、木目が横縦、2本は横横となって他の諸古墳にみられる1本の木目が、横横、2本が横縦の原則と合致しないのである。これら12本の釘が、奥壁方面より遊離移動したものと考えた場合はともかく、原位置を大きく移動したと考えない場合は、底板から長側板に1本、長側板より木口に1本、もう1本は、蓋板より長側板に打ち込んだものとみるとあるいは木口板の利用方法による結果とみる外はなかろう。今、このような棺釘使用例が他にないとき接合方法を再考しなければならないが、いずれにしても、2本の直立釘より、2棺の並行がみられること、この場合、底板より打ち込まれた釘は長側板と結合すること、さらに両者の棺幅は、いずれも0.5メートルであることが認められる。そして、玄室中央部および左側壁寄りの釘類が大きく移動しなかつたとすれば、棺の長さは1.5メートルから1.6メートルを想定するのが妥当であろう。

さらに鉄釘としては、玄室奥壁部右端で1点の出土をみており、空間構成からみて、この奥壁部に沿

った位置に、もう1棺の存在が認められよう、この場合、右側壁寄りにも空間が構成されるのであるが、他の諸古墳の例や、あるいは刀子片の出土をみると、副葬遺物安置場とみて木棺の収納はさけていたと考えたい。

以上によって、1. 左袖部より、側壁にかけて2棺並行がみうけられ、奥壁にそってさらに1棺と、計3棺が収納されたとみうけられる。2. もはやこの古墳においては、第2号古墳と異なり、後道部の使用を断っていることは、次期の氣袖式厚次古墳へ

の動向として興味を引くものである。

浮土中より出土した土器片より一応の築造年代を推定するならば、3. 古墳の築造形態より考え合せて、6世紀後葉に造営年代を求めることが相当であろう。また実用窓の把手は、玄室中央部浮土中より出土をみていたため当墳のものとは確認されず、むしろ、他の遺物とともに付近より流入したものと考えることも可能である。5. 本墳は第2号古墳に後続する年代に位置し、家父長の2世代にわたるものであろう。

(丸山竜平、鈴木博司)

第3節 第2号古墳(発掘時第4、5号古墳)

第2号古墳は南東に開口部を向けた左袖式横穴式石室墳である。

位 置

本古墳は先に述べた第1号古墳と並んで福王子古墳群中最北端に位置するものであり、第1号古墳との位置関係は、南東方向約3米に位置している。また本墳の南東約5米には第3号古墳が築造されている。

墳 丘

墳丘は、当地域の浸蝕が厳しいため他の諸古墳同様明確にみとめがたく、あわせて、石材抜取り及び被掘のため大きく地形の変化を蒙っていた。また、今回行なわれた調査の性格から墳丘調査は全く行なわれなかった。しかし、石室規模や旧地形のわずかな変化より直径15メートル前後の盛土が想定される。墳高についても、同規模の他古墳と比較した場合、約3~4メートルの数値が得られるものと思われる。

また、埴輪、葺石、外縁列石、石室掘方、あるいは排水施設等についても石室外の調査がなされなかつたため詳細は不明である。

石 室

主軸を北西方向におき南東に開口部を設けた左袖式横穴式石室であり、現全長6.7メートルを測っている。

また細部の数値は、玄室縱の長さ3メートル、横の長さ2.5メートル。後道部は玄室寄りで1.1メートル、後道中央部で1メートル、後道入口部で八の字状に開口するため1.5メートルを測ることが出来た。また、立面については玄室、後道部とともに天井石及び側壁石が多数抜き去られ、現在、奥壁部で4段積み、高さ2メートル、左右側壁は3段ないし4段積みで最高1.7メートルまで遺存していた。そして奥壁、側壁とも底石から3石目、すなわち3段目に至って持送りが急となり、利用石材も0.78メートル角大を主に大規模となって立面窓窓持送り式の微候がうかがわれる。

石室の築造は、基底石の石材を原則としてたて積みとしており、左袖石にやや規模の大きい2石を配し、これと対応して右側壁にも袖石を考慮するかのようにやや大きな石材を用いている。基底石の奥壁5石、左側壁は袖石2石を入れて13石、右側壁12石でもとは13石存在したと考えられる。

しかし、これら基底石は同一上の水準ではなく、床面そのものが後道入口部に向って漸次高くなるという特異な様相を示している。このため、後道部入口より1.8メートルにして検出された後道閉塞石は、わずかに遺存するものであるが4石が面をそろえており、旧状を伝えるものと考えられる。そして閉塞石下のこの水準は玄室床面より約0.5メートル高所に位置している。この床面水準の傾斜は大津北部の古墳群に共通的にみうけられる特徴の一つである。

以上のように石室における特徴は、1. 方形平面を呈し、2. 穹窿頂持送り式をとること、3. 左片袖式をなすが、右側壁にもかっての袖が意識されていること、4. 石材は基底石がたて積みとされ、上に行くほど大規模な石材を用いている。5. 美道閉塞石は美門よりやや奥に積まれていた。6. 床面が美道へ向って0.5メートル高くなっていることが指摘出来る。

遺物出土状況

玄室右側壁中央や美道により、蓋、釜、壺をセッテしたミニチャ炊飯具が原位置を保って出土された。その出土状況は、正面を美道入口部方向に向け竈に釜を重ねておらず、炊口内には壺が据えられていた。そして釜の上に重ねられるべき瓶は後述のごとく玄室左側壁寄りから出土しており、瓶のみ壺から切り離はなされた死者のそばに置かれたものと考えられる。他の土器片はすべて攪乱されており、現位置を保つものはなかった。ただ玄門付近及び左袖の側壁付近より壺片や高杯が浮土中より出土したのみであった。

他方鉄製棺釘及び鏡については、現在、その出土位置がかなり明瞭なもの11本が知られており、そのうち美道部浮土中の1本を除いて9本がほぼ棺の位置を想定しえる資料として遺存していた。

現位置ないしは木棺の崩壊状況で遺存しているこれらの釘は、まず、玄室左側壁袖石より3本の釘が認められ、木目の走行より棺底より打ち込まれたものの1本、長側辺より中に向けて打ち込まれた2本の計3本からなるものと推定された。さらに、この地点より右よりに約70度にしてやや散在した姿で3本の釘と1本の鏡が検出されており、木口板の奥壁方向への崩壊を考へたとき、この鏡は棺蓋と身の接合に用いられたものであり、すぐ近くの釘は長側辺より中に向けて打ち込まれたものと考えられる。そして美道よりの2本の釘は1本が棺底より上に向けて打ち込まれたものであり、他方は長側辺から中に向けて木口を接合したものとみることが出来る。このように棺位置を取るならば、奥壁よりの2本はこの棺の木口に打ち込まれた残存釘とみられ、他の4本の釘と2本の鏡は攪乱時に散逸したと想定出来るのである。現在、釘の位置より確実に想定出来る木

棺位置は左袖石によって生じた玄室左側の空間に1棺のみであった。しかし、棺釘は美道部浮土中からも2本が検出されており、玄室の棺釘が遊離した場合も想定されるが、美道閉塞石の位置がかなり美門寄りに構築されている意図からも、あるいは美道部にもう1棺辺境が考えられよう。また、奥壁窓の空間にも左側壁に沿った棺釘使用の木棺とし字形をなして埋設された可能性もある。しかし、右側壁にそって、炊飯具の安置のため、棺の収納はなされなかったものと考えられる。

すでに述べた如く、須恵器をはじめとする副葬品は、炊飯具一式を除いてすべて浮土中から出土しており、その種類は壺1と有蓋高杯の蓋と身が完形で出土し、壺身2、壺蓋1、蓋の口縁1、高脚脚1が絶片となって出土している。このうち前者は6世紀中期後半に位置し、後者は5世紀末に位置するものと想定されるのである。当古墳の築造年代もこの2時期に示される土器より編年的位置付けが必要とされるのであるが、当古墳の玄室がやや縦長となり片袖式に変化することと想定されるが妥当であろう。特に福王子古墳群の場合、今回調査された他の古墳においても縦文式土器や弥生式土器をはじめ多くの古式須恵器が山上しており、石室内の遺物より単純に年代決定出来ない状況であった。

以上のことより、1. 玄室内右側に炊飯具がセットをなして安置され、そのうちミニチャの鏡は玄室左側に沿って埋設された木棺の上か側に単独にそえられている状態で出土していること。2. 確実にみとめられる木棺は玄室内左側壁にそった1棺のみであり、他の棺の配置は積極的な資料的裏付けがなく強いて求められることは奥壁にそった1棺と美道部の1棺であり、複次葬の場合は3棺前後の収納が考えられる3. ミニチャの出土位置より、右側壁寄りに出土した炊飯具セットが、左側壁に沿って置かれた木棺被葬者の個人的儀礼にともなうものと推定された。4. 石室の使用は長期に及ぼす1世紀内の可能性が強いこと。5. 大津北部の他の古墳からもうかがわれるよう、石室の中心被葬者は遺物や石棺の出土よりみて左袖部の側壁にそって置かれること。6. 当古墳は被葬者数よりみて一般家族の埋葬を含む家

族墓と呼ばれるべきものではなく、強いて呼ぶならば家父長墓と呼称されるものと考えられる。7. 当古墳は福王子古墳群中、第1、2、3号古墳によって構成された小支群中の1基であり、第1号古墳の築

造に先行するものである。8. おそらく、この3基の古墳は各々前後して雄起的に營なまれた3代にわたる家父長墓として小支群をなすものであろう。

(丸山寛平、鈴木博司)

第4節 第6号古墳(発掘時第2号古墳)

発掘前の状況

福王子社殿の北側に位置し、次に述べる第8号古墳同様、天井石が1石露出しており、東側が僅かに開口していた。埴丘はやや盛土が認められる程度であったが内部には土砂が詰入し、天井石より1.7メートルのあたりまで達していた。表面部は全て上砂に埋没していた。

石室の状況

南東に開口部を向けた片袖式横穴式石室古墳である。

玄室の幅は奥壁部で2.5メートル、前方部で2.3メートルである。左片袖で左側壁部の長さ3.4メートル、袖部は1.2メートルを割る天井は2石と思われるが、1石が失なわれているため、見上の長さは不明、幅は1.1メートルである。左右両側壁とともに1.5メートルあたりから持送りが顕著となり、右側壁の出は約0.7メートル、左側壁は約0.6メートルである。奥壁の持送りは、1メートルあたりからはじまり、そのせり出し幅は約0.7メートルである。前述の如く天井の1石がないため、詳細は不明であるが、天井の見上の長さ2.3メートルとして、前壁の持送りは0.4メートルとなる。

蓋の積み方は最上段に大石を用いているほかは、大小さまざまである。隅の最上部の石は、両壁にま

たがるように積まれている。袖石はあまり高くない1石に、比較的小ぶりの石を付加している。

表面部は幅1.1メートル、長さは3メートル、高さは上部が崩壊しているので判然としないが1.5メートル前後と推測される。表面部の高低差は0.4メートルあり、先端部1メートルほどの上昇率が大きくなっている。またこの辺から八の字形に外開きとなり先端部で幅1.5メートルとなる。

遺物の出土状況

盗掘をうけているため、床面に遺存している遺物は棺材の釘類が大部分で土器は、袖の調に須恵器身が1個完形で発見されたほか、右側壁下中央付近で、埴形土器の小片を含む土器片数点が、奥部中央で土器の釜形上器破片1個が発見された。他の土器類は全て流入土中に混在していたもので、繩文式上器小片1、縞縫陶器片1等がまじっており、いずれも当墳の遺物と判定することは困難である。釘類の遺存は多く、人骨が入口近くで2片発見された。棺台に使用したと思われる石も遺存しているが、盗掘の跡荒らされているようである。しかし、これらの釘類と人骨の位置からして、奥壁に沿うて1棺、左側壁に貼り1棺、これと平行して中央部左側に1棺さらに、玄室に一部頭を入れ表面部にかけて1棺が、追葬されたとも考えられる。

(西田弘)

第5節 第8号古墳(発掘時第1号古墳)

位 置

福王子社殿の西南にあり、天井石が露出し、東側

が開口していた。早くより封土を流出してしまっており、調査時には埴丘として認められるような顕著な盛土はない。石室内の高さ1.6メートルばかりの空間が

あり、それ以下は流入の土砂に埋められていた。開口部は葬道ではなく、葬道部の天井石と玄室天井石との間の石が失われてできたものであった。葬道部はすっかり土砂に埋まっていた。

石室の状況

南東に開口部を向けた両袖式石室である。

石室の幅は奥壁部で2.5米、前方部で2.4米あり、奥行は左右両側壁ともに2.9米で、右0.3メートル、左0.8メートルの両袖をもっている。高さは2.4メートル、天井見上幅0.9メートル。奥行1.9メートル、側壁は床面より1メートル、乃至1.5メートルの高さより持送りが顯著になり、両壁ともに最上段は下底に比し、0.8メートルのせり出しがなっている。奥壁も1メートルの高さから持送りがはじまり、約0.6メートルのせり出しがなっている。玄室に面した葬道部の天井石は、玄室内面が斜になる石が用いられており、持送りを有利にしている。その上の石は失われており、この部分が開口していた。推定約0.4メートルのせり出しがなっている。

石の積み方は、最下段を中心の石でととのえていたが、その上の段は大小不揃いとなり、持送りが始まる部分から比較的大なりの石を用いている。右袖は小さく、柱石も用いられていない。左袖は高さ1.4メートルであるが、玄室につづく天井石1枚を残して他の天井石は全て崩落しており、側壁もほとんど崩れていた。葬道は入口が高く玄室に向って傾斜している。両端の高低差はほぼ0.5メートルである。葬道端は

やや外開きになっている。

遺物の出土状況

発見された遺物の数はひじょうに少なく、しかかもその大部分は流入土中で発見されている。弥生式土器片3、須恵器片9、土師器片10余、奈良時代土器片1等で、これらが全て混在しており、この古墳に割合された土器と推定し得る出土状況を示すものは、土師器の小片1個のみである。玄室底から出土して、本来この古墳のものと確認できる副葬品はこの土師器小片と鉄製品4点である。なお人骨が數片散在しており、そのうち右袖に近く側壁に接して残存した扁平な骨片があり、その傍に2個の四肢骨と思われる骨片が検出されたのが最もよくまとまっている。鉄製品は刀子1本のほかは、全て釘である。人骨及び釘の出土状況も本来の位置を示しているかどうか確実に指し難いが、その位置を示すには至らなかった。流入土中に混在していた土器類のうち弥生式土器と奈良時代のものを除き、須恵器と土師器の中には本来この古墳の副葬品であったものが、攪乱されて残存したものも多いと思われるが、いずれが是で、いずれが外部からの流入であるかを識別することは困難であるため、この古墳に関する資料として用いることはひかる、遺物の実際を報告するにとどめる。ただ、この中に埴形土器の破片が存在したこととは注目すべきことであろう。

(西田 弘)

第6節 福王子古墳群をめぐって

古墳群の構成

本古墳群は、その東半の中心部に福王子社の社殿及び拝殿が造営され、西半は、正月行事として行なわれる山の神の祭場となっているので、人為的な整備を行なわれ、地表の状況から確定的な古墳群の実態を把握することは困難である。しかし一応図の如き古墳分布が推定される。現在この神社境内を南北に横断する参道があるが、古墳造営の時期にも、こ

のような南北方向の参道が何条かあり、葬道端がこの参道に連絡していたと仮定すると、東より数えて東端に一群、第2列に一乃至二群、第3列に二群、第4列に一群の五乃至六群を推定することができるであろう。しかし、10数基と推定される古墳群のうちの4基を調査したにすぎず、しかも、石室内の調査にとどまって埴形や葬道外の調査は全然行なっていないため、如上の推論を支える確証は示しえないのである。

さらに、南滋賀地区の古墳群全体の中に占めるこの福王子古墳群の位置については、ほとんど資料は得られていない。前述の如く、この地域には谷奥の山中の古墳群、谷口の地形変換点の古墳群、扇状地中央部の古墳群があることは知られている。南滋賀地域の、谷奥の古墳群については、南波賀中山出土遺物と思われるものを所有する町事事が2、3あるがこれらの遺物の出土地点や出土状況はほとんど伝わっておらず、その詳細を明らかにすることはできない。また扇尖端は集落として開発がすすみ、これまた、古者の口からその存在が伝えられたり、僅かな遺物として巨石の存在が知られているだけで、古墳の実態を明らかにすることはできない。したがって本古墳群が、このような広域古墳群の中の一例であることを指摘するにとどめざるをえないものである。

古墳構造について

大津市北郊の旧坂木、滋賀両村城の横穴式石室は構造上2、3の顕著な特色が認められている。その一是玄室底面が方形に近い形をとることであり、これに調査して壁の積み方に特徴をもつことである。現在までに発掘調査が行なわれ、室底の正確な実測が行なわれた横穴式石室墳について、その縦横比を調べてみると別表のとおりである。このうち、野添古墳群は本報告書で報告されるが、特殊な古墳群で、その石室はすべて幅1メートル前後の小石室墳である。なお、大津市南部の古墳についても、別表のような数値がえられる。

これを滋賀県下における他の地域の横穴式石室墳と比較するため、これまで発掘調査による玄室底の実測値を得ているものと同じく資料として提示しておこう。如上の数値から福王子古墳群を含む大津市北郊の古墳の玄室底の形が、他に比べて方形に近いと言い得るであろう。

このように幅の広い石室に天井石を載せるためには、側壁の持送りを大きくして天井の幅を小さくするという特殊な築造法が要求される。この持送りは単に側壁だけでなく前後壁にも及び、ドーム型を呈する。その結果側壁の上段において両壁にまたがる積み方があらわれる。また持送りの部分の石材は大ぶりのものが使われ、そのため、下方より上方の石材

が大きいことが目立つ。なお普通にみられる奥壁最下段を巨大な一石でととのえるという構築法は全くみられない。天井石は一石、または比較的小さな二石が多い。以上はこの地方に最も多く見られる構築法で、福王子古墳群の石室もこの方法に従っている。

渡道の前端は現在の地盤下相当の深さにある。このことは、階段のような施設により、地表より降りて渡道に達するか、地形の変化で前面の低地に土砂が堆積したのか不明である。填丘や渡道外の調査を行なわなかったため、これを明らかにすることは後考を俟つかはない。

渡道が極端に丸く、閉塞が玄室に接して行なわれている第1号古墳のような例は、大谷南古墳群第17号、大通寺古墳群第3号古墳があり、宇佐山古墳群中にも一基、それと推定されるものがある。大通寺第3号古墳は大形の方形石室墳で、宇佐山の例は小形の方形石室墳と推定される。大谷南17号古墳はこの福王子1号墳とよく似ている。

遺物について

出土遺物が少なく、しかも、本来石室内に副葬されたものと確認されるものは釘頭がほとんどであるため、出土須恵器の時代差を古墳と結びつけることはさしひかえなければならず、遺物による古墳の年代解明は不可能である。

遺物中注目すべきものは、從来扇形土器で総称されていた炊飯具形の土器である。罐形、蓋形、盤形、鉢形などの炊飯具を兼ねた小型土器が副葬される例は、奈良、大阪、兵庫などで數例の報告があるが、大津市北郊も早くから、この種土器の出土が報せられていた。最近の調査の結果、多くの出土例が加えられ、この地では極めて敷衍的な副葬品であると考えられる。この種の土器の山上石室を別表に示しておいた。ここでは出土事実の列挙にとどめて、これらの集成は滋賀県大谷や穴太刺込古墳群の報告を俟って行ないたい。刺込調査墳13基中7基、大谷南8基中6基、大通寺4基中2基で発見され当福王子古墳群でも4基中2基でその存在が確認され8号墳でも存在の可能性が考えられる。しかも出土を見ない古墳群中には、遺物の全然発見されなかつたもの、

土器を全然発見しなかったものもあり、これらの古墳群では、ほとんど各墳に副葬されていたと見るべきであろう。

このような、特殊な副葬品の存在は、前述の石室構築の特殊性とともに文献にあらわれる大友氏を中心とするこの地の偏化系氏族と結びつけて考えられる。しかし、このことは銅込古墳群や大谷古墳群の調査結果により、明らかにされたものであることを

申添えたい。

大津市北郊古墳から出土した炊飯具形土器の報告されたものや未報告ながら現地に所蔵されているものに下記のような古墳がある。

穴太銅込古墳群（老人ホーム建設地）

滋賀県赤堀 A.B.C.（大谷古墳群の一帯）

滋賀県龍ヶ谷、綿嶺皇子山。

滋賀県下主要石室計測表

古 墓 名	玄室長	玄室幅	縱横比	炊飯具 形土器 の有無	備 考	古 墓 名	玄室長	玄室幅	縱横比	炊飯具 形土器 の有無	備 考
福 現 川	?	?	?	O		福王子 8 号	2.9	2.4~2.5	1.18	O(?)	
琴 穴 古 墓	3.4	3	1.13		遺物不明	園 山 2 号	3.3	2.1	1.57		
野 露 1 号	1.95	1.2	1.63			タ 3 号	3	2.4	1.25		
* 2号第1石室	1.9	1	1.9			タ 5 号	2.9	2.2	1.31		
* 2号第2石室	2.2	1.2	1.83			田分大冢 1 号	4.4	2.2	2		
タ 3 号	?	1.3(?)	?			タ 2 号	3(?)	1.45	2		
タ 6 号	3.2以上	0.85	?			草津山北谷 4 号	4.3	1.8~1.45	2.39		
タ 7 号	4.4	0.95	4.63	O		タ 5 号	3.3	1.6	2.06		
劍 込 1 号	4.55	2.9	1.57	O		タ 6 号	4.2	1.7~1.5	2.47		
タ 2 号	3.15	4.2	0.75	O		タ 7 号	4.3	1.8	2.39		
タ 3 ハ	4.4	2.95	1.49	O		タ 9 号	3.3	1.5	2.2		
タ 4 号	2.65	1.65	1.61	O		野洲町鶴谷山 3 号	4.1	2.3	1.78		
タ 5 号	3.55	1.8	1.8	O		タ 大井山	4.7	2.25	2.09		
タ 6 号	3.15	1.95	1.62			甲西町善闇寺 1 号	3.35	2	1.68		
タ 7 号	2.8	?	?			タ 2 号	4.3	2.1	2.05		
タ 8 ハ	3	2.25	1.33			甲西町糸裏 1 号	2.65	1.5	1.77		
タ 9 号	3.8	?	?			一部調査	タ 3 ハ	2.65	1.2~1.4	2.04	
タ 10 号	2.6	1.45	1.79	O		タ 4 号	2.95	1.5	1.97		
タ 11 ハ	3.4(?)	2.8(?)	1.21(?)			タ 6 号	3.08	2.05~2.37	1.42		
タ 12 号	2.7	2.35	1.15			タ 7 号	2.47	0.78	3.17		
タ 13 号	?	2	?	O		水口町波瀬 2 号	3.9	1.5	2.6		
大 谷 南 4 号	3.45	4	0.86	O		タ 3 分	4.2	2	2.1		
タ 8 ハ	3.45(?)	2	?	O		蒲生町天狗山 2 号	3	2	1.5		
タ 10 分	3.2	2.1	1.52	O		タ 3 分	3.7	1.8	2.06		
タ 13 号	3.4	2.1	1.62			タ 4 号	3.6	1.6	2.25		
タ 14 号	3.7	2.5	1.48	O		タ 5 号	3.2	1.9	1.68		
タ 15 分	2.85	1.85	1.54	O		安土町竜石山 2 号	3.9	1.9	2.05		
タ 16 号	2.8	1.65	1.70	O		タ 3 分	3.65	2	1.88		
タ 17 号	3.5	1.9	1.84			タ 4 分	3.95	2	1.98		
大通寺 3 号	4.1	5.1	0.8	O		タ 5 号	3.8	1.8	2.11		
タ 5 ハ	4.1	3.35	1.22	O		五個庄町丸山 1 号	4.2	2.25~1.9	1.87		
タ 6 号	?					タ 2 号	3.5	1.9	1.84		
古 穴 44 号	3.3	2	1.65			タ 3 分	2.95	1.15	2.65		
福王子 1 ハ	3.3	1.9	1.74			湖東町紙淵西冢	2.2	1	2.2		
タ 2 号	3.2	2.5	1.28	O		森莊町上牧野	3.4	2	1.7		
タ 6 号	3.4	2.3~2.5	1.42	O		米原町石淵山	3.5(?)	1.6~1.2	2.19		
						長浜市布施	3.65	1.5	2.4		

(西田 弘)

第3章 穴太野添・福王子古墳群発見遺物

第1節 穴太野添古墳群発見土器・土鍾

第1項 第1号古墳

第2項 第2号古墳 1号石室

第3項 第2号古墳 2号石室

第4項 第3号古墳

第5項 第4号古墳

第6項 第5号古墳

第7項 第6号古墳

第8項 第7号古墳

第9項 第1号、2号古墓

第10項 表土採集

第11項 上鍾

第2節 福王子古墳群発見土器・鉄器

第1項 第1号古墳

第2項 第2号古墳

第3項 第6号古墳

第4項 第8号古墳

第3節 穴太野添・福王子古墳群発見鉄釘・鍔

第1項 釘

第2項 鍔

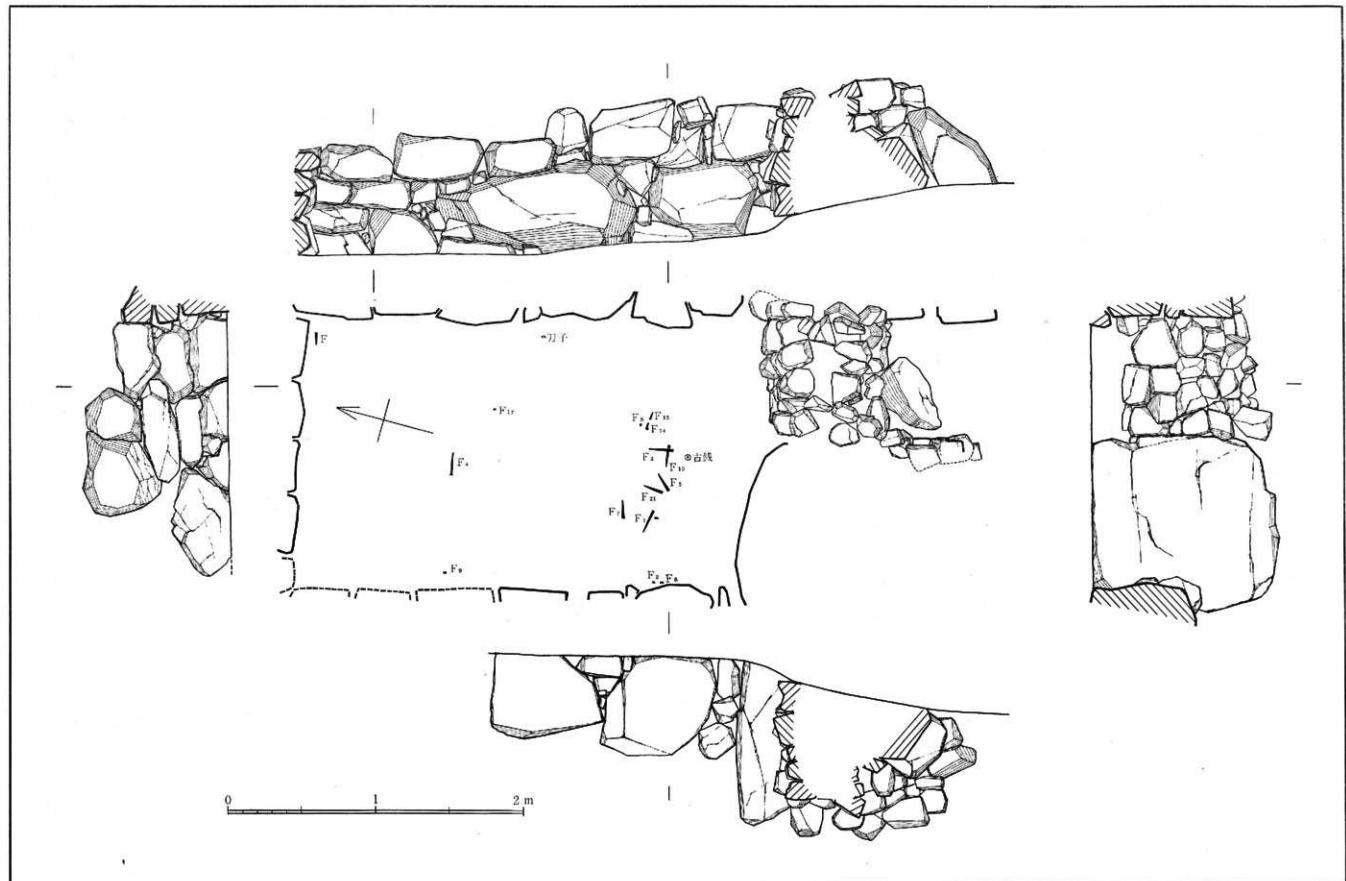
図版 2 穴太野添古墳群



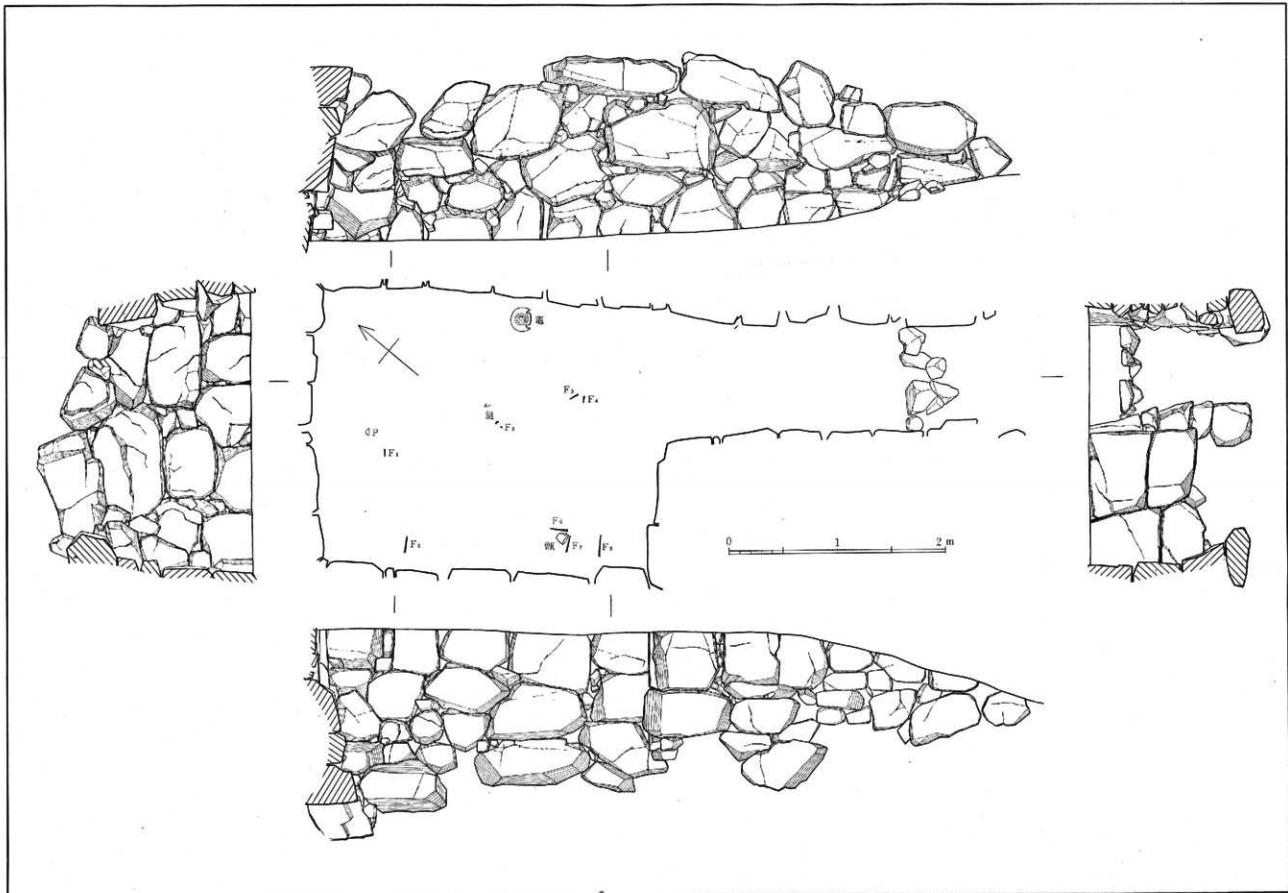
第1号古墳北より



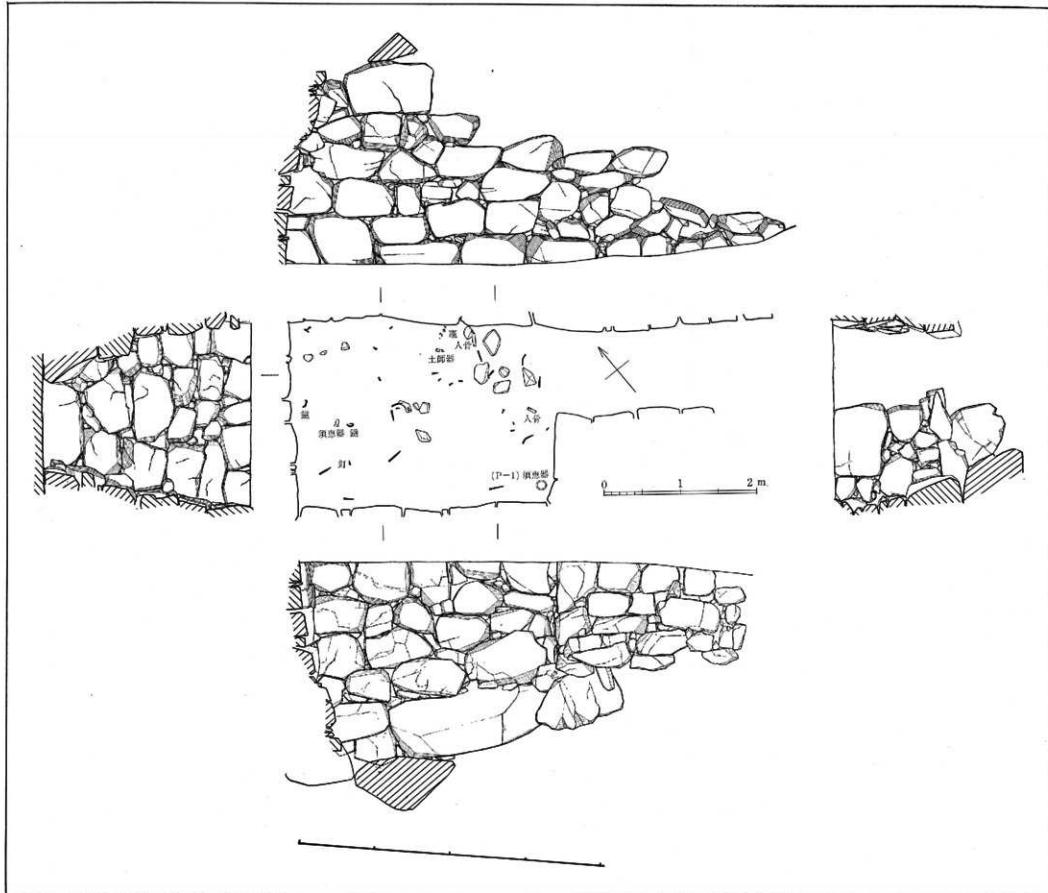
第1号古墳 南東より



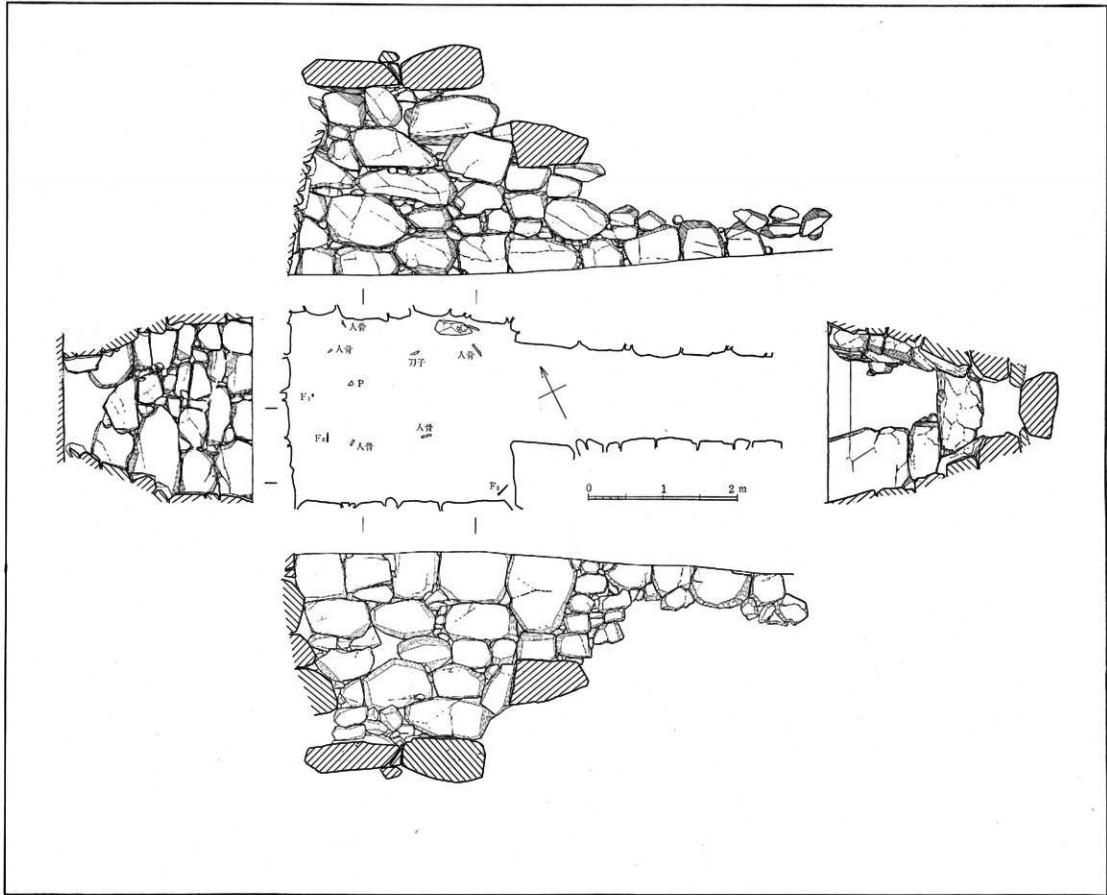
福王子第1号古墳石室実測図



福王子第2号古填石室实测图



福王子第6号古墳石室実測図



福王子古墳石室実測図

第1節 穴太・野添古墳群発見土器・土錐

第1号 古墳 [図版 28]

器 形	土器番号	形 種 の 特 徴	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
壺	1- 1	たちあがりは低く内傾する。先端は鋲い。内面縫合部は鋲い稜をなす。受部は外上方へのび、先端は鋲い。底部は平坦である。口縫は小さい。	内面はヨコナデ調整。中央部に仕上げナダ。	内面青灰色、外面灰色を呈す。	口縫部にひずみ。 TK 217
	1- 2	体部は丸味をもつ。口縫部は外上方へのび、先端は鋲い。底部は平坦である。	粘土書きあげ明瞭。内面ヨコナデ調整。	灰白色。	TK 217
台付碗	1- 3	体部から口縫部にかけて直線的に外上方へのびる。先端は鋲い。底部は平坦で、中央にふんぱりの良い脚をもつ。	底部へラケズリのち、脚を接合している。底部内面に仕上げナダ。	外面青灰色。内面は灰白色。	TK 217
	1- 4	口縫部は短かく外側し、端部で直立する。先端は鋲い。体部は肩部が丸く振り出す。底部は丸味をもつ。内面中央が輪状に盛りあがっている。	底部は回転を利用しないヘラケズリ。体部は回転によるヘラケズリ。	外面墨灰色。内面灰色を呈す。	TK 217
高 壺	1- 5	壺部口縫は外側し、先端は鋲い。体部に鋲い凸線がある。底部との境界は段をなし、浅い沈窓がいる。脚部の肩部中央に二条の鋲い沈窓がいる。二方形二段透し。底部で大きく開きふんばる。端部は鋲い。	壺部及び脚部ヨコナデ。底部をヘラケズリのち脚部を接合。	壺部は暗灰色。脚部は暗灰色。	口縫にひずみ。 TK 217
	1- 6	口縫部はほぼ直立する。先端は鋲く、中央に二条の浅い沈窓がめぐる。体部は依然をなす。側面には平坦なものと巻き上げの明瞭なものがある。中心より側面よりで起伏をなす。	側面から脚部をヘラケズリ。一方の側面にカキメをほどこしたのち機械点列式をほどこしている。	黒灰色を呈する。	7とセットをなす。 TK 217
蓋	1- 7	大口部はゆるく傾斜し、端部に二条の沈窓をもつ。先端部は丸い。中央に宝珠つまみが僅かに傾いてつく。かえりは低く内傾し、先端は鋲い。	天井部全周をヘラケズリ。内面はナデ調整。	外面は自然釉がかけ青灰色。内面青灰色を呈す。	6の蓋 TK 217
	1- 8	受部は外上方へのび先端は丸い。	内面及び外面をナデ仕上げ。		受部のみ残存。 TK 73か。
壺	1- 9	たちあがりはやや内傾し高く、端部で外側する。先端は傾斜し、縫は鋲い。受部は水平に先端は鋲い。	ヨコナデ調整。体部をヘラケズリ。	灰白色。	軟質。胎上はあるいは。
	1-10	たちあがりは内傾し、直線的である。受部は外上方へのび先端は丸い。体部は直線的である。全体的に薄い。	ヨコナデ調整。	外面は青灰色。内面は灰色。	堅穀。 TK 43
高 壺	1-11	脚部方彌三方透しか。底部は直立し、端部で内傾する。先端は丸くおさめている。	ナデ調整。	白灰色。	脚部のみ残存。

第2号 古墳 1号石室 [図版 28]

器 形	土器番号	形 種 の 特 徴	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
蓋	2-1- 1	天井部は丸いと思われる。縫はあまり。口縫部はやや外傾し、端部で外側する。先端は傾斜し鋲く段をなす。	ヨコナデ調整。	青灰色。	胎七あらい。 TK 47

器 形	土器番号	形 狩 の 特 徴	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
坏	2-1- 2	たちあがりは浅くやや内傾する。先端は鋸歯状で鋸い。受部は直線的で先端は鋸い。		内外面とも灰白色をなす。	TK 23
	2-1- 3	受部は広く直線的である。先端は丸い。体部に較べてつきでている。薄い。	ヨコナデ調整。	青灰色。	たちあがり欠損。 TK 217
	2-1- 4	たちあがりは低くかなり内傾する。先端は丸い。内面接合部に明瞭な棱をなす。		内外面とも青灰色。	TK 217
壺	2-1- 5	口部はゆるく外反する。先端はかなり平たい。	颈部をカキメ調整。	黒灰色。	口部のみ。
台付長颈壺	2-1- 5	脚部はゆるく外反する。裾は丸く端部鋸い。		乳白色。	台付長颈壺の脚部か。
高 坏	2-1- 6	外部底は丸く沈線がめぐる。僅かに波状文がありとめられる。長方形の三方透しか。かなり薄い。	底部をヘラケズリ。一部カキメ調整。	外面青灰色。内面は灰白色。	堅硬。 MT 15
	2-1- 8	脚部は外傾し、裾部に三角形の凸線がめぐる。先端は鋸い。	ハケ調整。	青灰色。	
罐	2-1- 9	体部張り出し部に円孔。円孔上部に沈線がめぐる。	体部に波状文。ヘラケズリ調整。	灰白色。墨綠色の自然釉がみとめられる。	

第 2 号 古 漢 2 号 石 室 [図版 28]

器 形	土器番号	形 狩 の 特 徴	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
坏	2-2- 1	直線的な受部からほぼ直角にたちあがる。端部は丸く、受部先端より低い。内面のたちあがり接合部に明瞭な棱がつく。底部は扁平で、全体的に浅い。	底部をヘラケズリ。内面ヨコナデ調整。	灰色。	TK 217
	2-2- 2	たちあがりはかなり内傾し、端部は鋸い。受部との境いに沈線がめぐる。受部は丸い。底部は平坦面をなす。全体的に浅い。	巻き上げ明瞭。底削をヘラケズリし内面中央に仕上げナデをほどこしている。	全面的に青灰色をなす。	堅硬。 TK 217
壺	2-2- 4	口縁部は内側し、体部が少し張り出している。天井部は尖りぎみである。へらケズリ。内面中央に仕上げナデ。	天井部をあらく外から中心に仕上げナデ。	天井部から体部の一部は乳灰色。他は青灰色。	軟質である。 TK 217
	2-2- 6	天井部がくぼみ、体部から口縁部にかけてゆるやかな瓶斜をなす。口縁部は内傾する。内面中央がくぼむ。全体的に厚く、扁平である。	内外面ともヨコナデ。	青灰色。	内面一体に細かい気泡。 TK 217
	2-2- 8	体窓から口縁にかけてゆるやかな段をなす。口縁は内側し、窓部は丸い。天井部は平坦である。内面中央はつき出している。	天井部を外から中心へヘラケズリ。内外面ともヨコナデ。	外沿は乳灰色。内面は灰色。	軟質。4と同製作。 TK 217
罐	2-2- 9	口縁部は直立し、先端は鋸く傾斜し段をなす。	ナデ仕上げ。	外面黒褐色。内面灰色。	堅硬。胎土良質。

器形	土器番号	形態の特徴	手法の特徴	色調	備考
台付瓶	2-2-10	口縁部は外傾し、端部が丸く。体部はふくらみをもつ。底部は丸味をもつ。脚部部は細い。柄部は平たく、先端は丸い。	底部をヘラケズリののち、脚部を接合。沿脚中央を仕上げナダ。	外面半分は紫灰色。内面灰白色。	口縁部ひすむ。TK 217
平瓶	2-2-11	口縁部は外傾する。体部中央は僅かな丸味をもつ。丸く肩が張り出している。底部は平坦で安定感がある。	口縁部及び体部をヨコナダ。底部はケズリ。	上面灰色。下面黒灰色。	TK 217
	2-2-12	脚部部は丸く内側し先端は鋸い。長方形三方透しがある。	透しの面取はなされていない。ナデ調整。	灰白色。	柔質。脚部のみ残存。
高壺	2-2-13	脚部部はヘラケズリをなし、脚部は長方形の三方透しである。	脚部をカキメ仕上げ。	内面灰色。外面青灰色。	ケズリ方向時計回り。
	2-2-14	脚部は直線的な凸凹をなす。円孔四方透し。	外面はハケ仕上げ、内面ナデ調整。	外面黒褐色。内面灰色。	ハケ方向逆時計回り。
中世壺	2-2-15	底部は平坦で無い。体部は直線的に外方にへりのびる。	内面はあらかじめ起伏がある。外面ナデ調整。	暗茶色。	常滑か。

第3号古墳〔図版28〕

器形	土器番号	形態の特徴	手法の特徴	色調	備考
蓋	3-1	天井部は盛り上り、傾斜し、段をなす。中央に扁平なつまみがつく、ゆるく曲線を描き、口縁先端は平缸である。内面に三角形のかえりがつく。	天井部をヘラケズリ。内面ヨコナダ調整。	外面濃青灰色。内面は青灰色。	堅緻。TK 48
	3-2	たちあがりは高く、僅かに内傾し、先端は傾斜し段をなす。受部は外上方へ一泊様にのび広い。ケズリの終端は明瞭な後をなす。	底部を広くヘラケズリ。内面ヨコナダ調整。	外面青灰色。内面灰色。	TK 47
土師壺	3-3	口縁部はゆるく外傾する。先端は丸く、内へ傾斜する。底部は平坦である。平均した厚さをもつ。	底部から体部にかけて指痕がある。外面口縁部は逆時計回りのハケで調整。内面赤褐色。ハケは時計回り。呪文がほこされている。	赤褐色。	騎士質。
中世壺	3-4	底部は砂上に置いた状態である。体部は直線的である。下方に鋸い状線があがぐる。底部は薄い。	内面に指痕がみとめられる。外面ナデ調整。	茶赤色。	常滑か。

第4号古墳〔図版29〕

器形	土器番号	形態の特徴	手法の特徴	色調	備考
壺	4-1	たちあがりは内傾し、端部ほど厚い。先端は内へ傾斜し、段をなす。受部は水平で広く先端は丸い。	底部を広くヘラケズリ。内面をナデ仕上げ。	内外とも青灰色。	TK 47
長頸壺	4-5	腹部は内面に水びきの跡が明確であり、しぶりがみとめられる。体部との接合部は鋸い縫をもつ。底部は薄い。	外面ナデ調整。	外面黒。内面黒灰色。	頸部のみ。

第5号古墳 [図版 29]

器形	土器番号	形態の特徴	手法の特徴	色調	備考
長頸瓶	5-3	腹部は直立し、鈍い二条の沈線がめぐる。体部との接合部をへらでぎりしている。しづりがみとめられる。	ナデで調整。	白灰褐色。	胎土良質。 颈部のみ。
壺	5-4	肩部が取り出され、沈線がめぐる。鈍角に屈曲する。体部は直線をなす。	体部のほとんどをへらけり。	褐色。	空器 MT15

第6号古墳 [図版 29]

器形	上器番号	形態の特徴	手法の特徴	色調	備考
蓋	6-1	天井部は平坦で明瞭な棱をなす。体部に市の広い沈線がめぐる。口縁部は僅かに直立し、先端は丸い。小型である。	天井部を広くへらけり。 内面はナデ仕上げしている。	外面灰色、一部黒色。 内面青灰色。	TK217
	6-2	天井部は平坦で、体部はゆるやかな曲線をなす。口縁先端は丸い。全体的に薄い。	天井部は外から中心へへらけり。 内面はナデ仕上げ。 口縁にハケメ。	外面、白灰色。 内面黄灰色。	TK217
	6-3	天井部は丸く、体部に鈍い稜をなす。口縁部はやや外反し、先端は丸い。	天井部を広くへらけり。 内面ナデ仕上げ。	外面青灰色。 内面乳灰色。	口縁ひずむ。 TK10
	6-4	天井部は丸く、宝珠つまみをもつと思われる。口縁先端は丸く、短かいかえりがつく。接合部は明瞭な稜をなす。	ナデ調整。	外面黄褐色。 内面乳灰色。	TK217
环	6-5	たちあがりは低く内傾する。先端は丸い。受部は水平にのび、先端は丸い。	底部をへらけり。	乳白色。	軟質。 TK10 から TK209
	6-6	底部は半たく大きい。口縁は外上方へ閉く。先端は丸い。	底部を広くへらけり。	黒灰色。	
	6-7	たちあがりは低く内傾し厚い。受部は外上方へのび先端は丸い。内面たちあがりと合部は明確な棱をなす。底盤は厚い。	ナデ仕上げ。	内面赤褐色。 外面は黒褐色。	軟質。
粗	6-8	口縁部はゆるく外反し、先端は丸い。肩が極端に張り出す。底盤は平底である。	ヨコナデ調整。	黒色。	
當 壱	6-10	方形二方連しの脚をもつ。中央に二条の鈍い沈線がめぐる。底部はさほど広がらず先端は丸い。	透し部の面取りがなされていいる。	内面は黒灰色。 内面青灰色を呈す。	脚部のみ。 TK43～ TK209
	6-12	脚部は方形二方連しである。壺底部に一条の沈線がめぐる。上方に波状文がほどこされている。	壺底部をへらけり。	内面黒褐色の點 外面は黒色。	MT15
	6-13	台付長頸瓶の脚部か。	脚部をナデ調整。 底部にカキメ。	灰褐色の粒。	
台付長頸壺	6-14	瓶部は確かに開き、口縁部で大きく外反し、先端は水平にちかく。瓶部中間に二条の鈍い沈線がめぐる。	瓶部内面にしづりがみとめられる。ナデ調整。	内外とも黒褐色の粒。	瓶部のみ残存。

器 形	土器番号	形 築 の 特 徵	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
	6-15	肩部はゆるやかな丸味をもつ。体部上方に口縁部をもつ。この状態間に隔離し、列点文を新めにほどこしている。底部は丸く、芯の良い短脚をもつ。	肩部及び底部をヘラケズリ。 体部と脚部をナデ調整。	肩部褐色の釉。 体部黒灰色。脚 は乳白色。	颈部欠損。 TK46
燈明皿	6-17	底盤は平坦で、大きく外上方へのびる口縁をもつ。先端は丸い。高く仕上げている。	ですくね成形。ナデ調整。	薄茶色。	
中世盃	6-18	付け高台は直立し、体部は直線的に外上方へのびる。底部は小さい。	体部及び底部に水引き痕明瞭。外面ナデ調整。	白、青色の釉。 素地黒灰色。	古窓戸。
	6-19	底部は小さく平坦である。体部は外傾する。	体部内面下方に指痕。外面タテナデ調整。	外面茶黒色。内 面白灰色。	常滑。

第 7 号 古 摨 (図版 29)

器 形	土器番号	形 築 の 特 徵	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
	7- 1	天井部は平盤である。壁はかなり鋭い。口縁部はほぼ直立し、端部は丸く、内面や上方に段をなす。	ヨコナデ調整し、天井部を 壁にへらケズリ。	白灰色。	TK10
	7- 2				
蓋	7- 3	天井部は厚く丸いと思われる。口縁部は直立し、先端は丸い。	天井部をヘラケズリ。内面 ヨコナデ調整。	外面青灰色。内 面灰色。	TK43
	7- 5	天井部は丸く、肩部の壁は明瞭。口縁部はほぼ直立し、端部で外反する。	天井部をヘラケズリ。内面 ナデ調整。	灰色。	ろくろ回転時 計回り。胎土 あらい。
	7- 6	先端は丸く傾斜し、段をなす。			
	7- 7	体部から口縁部へゆるく傾斜する。先端は丸い。三角形のかえりをもつ。宝珠つまみをもつか。	ヨコナデ調整。	外面褐色。内面 灰色。	TK43
	7- 8	たちあがりは内傾し低い。先端は丸い。受部は水平にのび先端は鋭い。体部よりつき山している。底盤は平盤である。	ヨコナデ調整。底部へラケ ズリ。	青灰色。	TK217
	7- 9	たちあがりは低く内傾する。受部は外上方へのび先端は丸い。体部は厚く平坦である。	ヨコナデ調整。	青灰色。	軟質。 TK43
坏	7-10	たちあがりは内側し、肩部に鋭い稜をなす。先端は丸い。受部はやや上方へのび先端は丸い。内面のたちあがり接合部に隙をなす。	内面をていねいなヨコナデ 調整。	受部で色調がかわる。	口縁部のみ。
	7-11	たちあがりは高くやや内傾する。先端は平たく端がをなす。受部は外上方にのび先端は丸い。全体的に浅い。	底部を広くヘラケズリ。	内外とも黒灰色。	TK47
	7-12	口縁部は外傾し、端部で外反する。先端は丸い。底盤は平たく厚い。体部との境界に明瞭な縫をなす。	巻き上げ明瞭。口縁ナデ調整。	黒色及び青灰色。	窯じるし「メ」 をもつ。 TK217
長 頸 盔	7-14	長頸部は直立する。口縁部で広がる。先端は丸い。頸部中央及び上方に二条の長い沈線がある。	内面にしほり。ナデ調整。	外面墨褐色。内 面灰色。	堅敏。

器 形	土器番号	形 築 の 特 徵	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
子持壺	7-15	子持ち壺の子壺。傾斜して接合する。	ナデ調整。	黒褐色。	
中世壺	7-17	底部は大きい。休部は大きく傾斜する。底部はでこぼこしている。	内面ナデ調整。	赤茶色。	

第 1 号、2 号 古 墓 [図版 30]

器 形	土器番号	形 築 の 特 徵	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
壺	1- 1 1- 2 1- 3	口縁の先端は鋸い。(1-3)は少し肩が張り外側する。小型である。	ヨコナデ調整。	灰色。	TK209
越	1- 4	縫の口部か。大きく外傾し、端部で脱い後をなす。口縁部で少しひらき先端は鋸い。上方に波状文がほどこされている。	ナデ調整。	黒灰色、内面灰色。	
長頸壺	1- 5	頸部は上方にびの先端は外傾する。かなり大瓶である。	ナデ調整。	黒褐色の釉。	頸部のみ残存。 TK48
壺	2- 1	たちあがりは薄く内傾する。受部は丸い。受部は短く外上方へのび、端部は平たく沈締がめぐる。	ナデ調整。休部にまでへラケズリ。	受部黒色。内外とも青灰色。	TK43
壺	2- 2	頸部は短く外傾する。口縁は丸く厚い。	頸部にカキメがなされ、ナデ調整されている。	乳灰色。	口縁部のみ。

表 土 採 集 [図版 30]

器 形	土器番号	形 築 の 特 徵	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
壺	1	たちあがりは僅かに内傾する。先端は鋸く段をなす。受部は水平にのびる。先端は丸い。底部は丸味をもつて思われる。	内面をヨコナデ調整し、底部を広くへラケズリ。	外面青灰色。内面灰色。	胎土はあらい。 TK47
	2	たちあがりは僅かに内傾する。受部は水平にのび、体部は丸味をもつ。	ナデ調整。	黒灰色。内面白灰色。	TK10
	3	たちあがりは内傾し、先端は鋸い。内面接合部に鋸がめぐる。受部は外上方へのび先端は丸い。底部はやや丸味をもつ。全体的に脱い。	底部を広くへラケズリ。内面ヨコナデ調整。	灰色。	TK43
壺	4	天井部はへラケズリにより平坦である。中央に綿半な立珠つるをもつ。ケズリ先端は明確な段をなす。	内面はヨコナデ調整し、更にナデ仕上げしている。	外向暗灰色。内向黒灰色。	TK46
	5	天井部は直線的で先端は丸い。かえりは短く垂直で脱い。	ヨコナデ調整をしている。	外面黄褐色の釉。内面白灰色。	堅密。 TK46
中世壺	7	底部に高台をもつ。体部は直立をもつ外上方へのびる。かなり厚みがある。	内面に水引き痕跡がある。外表面はナデ調整。	外向及び内面に黄褐色の釉。素地白灰色。	高台にひずみ。 古削。
	8	口縁部は短く、ふくらみをもち僅かに外傾する。端部は丸い。休部は肩がなだらかで丸味をもつ。	外向肩部及び口縁部をナデ調整。内面に指痕列。ナデ調整。	外向に灰色の釉。内面は褐色及び灰色。	珠頭窓か。

器形	土器番号	形態の特徴	手法の特徴	色調	備考
	9	口縁部は直立し、先端部でふくらむ。体側は削り、下部はしまってい。る。底部に付け高台をもつ。肩部上面及び張り出し部に五条の状態をもつ。上面沈捺下に四条の状態をもつ。扁平な三耳がある。	輪模みろくろ成形。口縁部はナデ調整、体外部面をへラケズリ。	全面に釉がかかるがほとんど剥落している。	古羅戸。
中世壇	10	口縁部は短く、口縁断面は耳状をなす、口径はかなり大きい。	ナデで調整されている。	暗紫色。	常滑か。
	11	底部は平坦で、体部は外方に直線的にのびる。	ナデ調整。	淡茶色。	
	12	底部は大きく平底で付け高台をもつ。体部は確かに丸味をもつ。	ろくろ調整がなされている。	外側黒色。内面 黒茶色。	

土 錘

出土 古墳	番号	形態	孔の大きさ (cm)	孔周囲の状態	重さ (g)	形態の特徴	手 法	
	1	球体	0.35	半 坎	7	細長い	てずくね。丸めている。	
2-2	2	球体	0.6	盛上る	半 坎	8	ほとんど円球にちかく孔の一方が盛上っている。	てずくね。孔をあける。
	3	球体	0.5	盛上る	半 坎	8	ほとんど円球にちかく。	てずくね。孔をあける。
	6	円柱	0.5	盛上る	へこむ	6	孔が中心よりややずれていて。孔は半抜	棒状の物を切断し、孔をあける。
	7	球体	0.5	半 坎	半 坎	7	横円体を呈する。	てずくね。丸めている。
古墳	6	球体	0.5	半 坎	へこむ	11	横に長い。	てずくね。丸めている。
表土	7	球体	0.7	半 坎	半 坎	11	孔が大きく平べったい。	てずくね。丸めている。
	8	球体	0.8	盛上る	半 坎	8	体部が張り出し、断面は菱形状をしている。	てずくね。孔を大きくあけている。

第2節 福王子古墳群発見土器・鉄器

第1号 古墳 [図版 31]

器形	土器番号	形態の特徴	手法の特徴	色調	備考
壺	1- 2	たちあがりは内傾し、先端は鋭い。受部は外上方へのびる。	ナデ調整。	青灰色。	TK43
	1- 3	たちあがりは僅かに内巻する。先端は厚くなる。受部は水平にのび先端は丸い。	底部は広くヘラケズリがなされ、内面はナデ仕上げ。	青灰色。	TK23
壺	1- 4	口縁部は外傾し、先端は丸い。	口縁部外面はハケ製型しナデ仕上げ。	赤茶色。	
壺	1- 5	角は上向くと思われる。上面は扁平であるが下部は丸味をもつ。先は丸い。	上面はハケメ。	薄茶色。	かまどの把手と思われる。
刀子	1- 6	鍛造半造りであるが、欠折が甚だしい。現在、身は四面から1.7厘米まで残存し、幅1.3厘米、櫛幅0.3厘米を測る。茎は軽度突出しており、幅0.7厘米、厚さ0.3厘米を測る。茎尻は折損している。茎の付け根付近には、柄木が付着遺存している。さらにその表面には、一部底角が付着遺存しており、もともと底角型の柄を有していたことがうかがえる。	下面は剥離して不明。		
古鏡	1- 7	半斬している「万」と「道」の字はよく残っている。孔の上部に残る部分は「萬」の右下に当ると思われ、本古鏡は足利十二鏡内の「萬年通宝」であると考えられる。復元鏡2.6厘米を測る。			

第2号古墳 [図版31]

器形	土器番号	形態の特徴	手法の特徴	色調	備考
壺	2- 1	天井部は丸味をもち中央に凹の鉢をもつ。体部は丸く口縁はやや内傾する。先端は鋸く内傾する。内面先端部は内傾する。ろくろ成形による凹凸が明確である。	天井部中央に鉢を接合ののちカキメによる削除を行っている。カキメ状に内から外に向かって噴火が施されている。内面の上部にも同様の噴火が認められる。体部及び口縁部は丁寧なナデで仕上げられている。	外面は青灰色をなす。追上面は灰色、内面は青灰色を呈す。	胎七良質堅穀。 TK43
高杯	2- 2	たちあがりは内傾し先端は丸い。突部は鋸く先端は丸い。底部は丸味をもつ。内面はろくろ成形による起伏がある。たちあがりの接合部に明確な棱をなす。脚部は脚回転で縦で広がりをもつ、先端はふんばる。	环底部をハラケツリし、脚部を接合している。环底部接合部をカキメ調整のち脚部にカキメをほどこしている。环部に肩巻状の縫が認められる。环内面及び脚部内面をナデ調整している。	环部及び脚部内面、青灰色。脚部褐色、断面赤褐色。	TK43
壺	2- 3	口縁部は外傾する。底部は丸く、先端で脚部接合部はなどからか曲線をなす。体部は肩が厚くなっている。成形による棱が場所である。底部には確かに丸味をもつ。	巻き上げ成形。底部をタタキ成形し、体部及び口縁部をカキメ調整。口縁部内面はナデ跡形。内面底部は同心円文。	口縁部内面及び肩部に黒褐色の釉、内面底部に輪状に釉。	堅穀。 TK10
瓶	2- 4	底部は平底で、五個の円孔をもつ。中央の円孔は中心より僅かに片寄っている。他の四孔に較べて大きい。四孔はほぼ同一大である。体部は腹やかな起伏をなす。中間に上向する把手をもつが左右の接合部の位置の高さが異なる。把手上面は平たく下面は丸味をもつ。口縁はほぼ直立に立ちくら底部は丸い。端面は山型を描く。体部下及び底が厚く、重厚感がある。	輪投みの痕跡を良くとどめている。外側は上から下へハケ調整がなされ、内側はヨコハケ調整である。ハケ調整のち孔を穿ち、把手を接合している把手接合部をハケ調整している。円孔は外から内へ穿っている。体部下はナデ仕上げ。	淡茶色をなす。底部が青に黒焼け。	2-6とセットをなす。
釜	2- 5	体部は緩かな起伏をなす。底部は欠損している。口縁部はほとんど水平に大きく凹き、先端は丸い。側面に横斜している。内面底部は平底でない。	底面及び体部は幾重にも積重ね。口縁から体部にかけてハケ調整、ナデ仕上げ。内面はナデ成形。	外面茶灰色。口縁部暗灰色。	2-6とセットをなす。
壺	2- 6	口は大きく台形状に開口する。上辺及び右側面は直線的であるが左側辺は丸味をもつ。断面はや平な面をもつ。底は口上辺のみあり、かなりつき出し、上端する。底面はやや左寄りである。上部はゆるやかな丸味をもち、中央に大きな孔をもつ。器部は安定よく、内面に於いては内轉し厚い。	緩かな起伏をなし輪投みの痕跡を良くとどめている。底面接合ののちにハケ調整がなされ、炊口及び上部のハケはナデで「掌に消され」ている。内面は指痕が多くみとめられ、右から左へハケが全面になされている。	白茶色。	把手などなく簡素である。
土師壺	2- 7	口縁部は外傾し、先端で閉く。体部は肩が張り、鋲い棱が走る。内面底部に接合をなす。底面は緩かな丸味をもつ。	手すくね成形。口縁部及び内面をハケ調整。内面底部は未調整。	淡茶色。	2-6とセットをなす。
壺	2- 8	肩の棱は鋸く、口縁部はほぼ直立する。端部は内傾し短かい。	ナデ仕上げ。	外面黒色。内面灰色をなす。	堅穀。 TK23

器 形	土器番号	形 罩 の 特 徴	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
蓋	2-9	口縁部は外側し、先端は鋭い。縁部は厚く短かい。	ナデ仕上げがなされている。	口縁部に緑色の斑。	口縁部のみ残存。TK23
坏	2-10	たちあがりはやや内傾し高い。先端は鋭く段をなす。受部は上方にのび先端は丸くおさめている。底部はわずかに丸味をもつと思われる。ケズリ跡等に硬くつく。全体的に薄く仕上げている。	底部は逆時計回りのヘラケズリが広くなされている。ナデ調整。たちあがり部前面先端に重ね焼きの痕跡。	内外ともに灰色。	胎土あらい。MT15
高 坏	2-11	短脚で三方形道しである。縁部に二条の鋭い沈線がある。端部は内側し先端は丸い。	坏底部はヘラケズリがなされている。胸前面はナデ調整。外面ナデ仕上げ。	外表面灰色。内面灰色。	有蓋坏か。MT15 近江的特色をもつ

第 6 号 古 墳 (図版 31, 32)

器 形	土器番号	形 罩 の 特 徴	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
蓋	6-1	天外部は丸く、肩部の凸部は鋭い。口縁部は外傾し、やや内側する。端部は丸くおさめられている。	ヘラケズリが広くていねいになされ。内外ともにヨコナデ調整である。胸中央はタテナデ。	外面は黒灰色をなし、内面は白灰色。	TK43
坏	6-2	たちあがりは直面で、端部は極めて鋭い。受部は直角的で広く先端は丸い。	ていねいなヨコナデ調整。	内外とも灰白色をなす。	軟質。TK10
高 坏	6-3	たちあがりは内傾し、低く先端は鋭い。受部はほとんどなく、先端は丸い。たちあがり部と結合部に、斜めの沈線があらわる。	内面及び外面をナデで成形している。胸部との接合部に2条の沈線があらわる。	内面は灰白色。外面はわずかに黒味をおびる。	胎土はあらい。坏部のみ残存。TK43
坏	6-4	たちあがりは内傾し低く、先端部は丸く、受部との境に沈線があらわる。底部は平坦である。内面、たちあがり部との接合部に後継があらわる。	内面底部をタテナデ。体部はヨコナデで調整されている。斜り落書き上げが明確。	外面は繊物が布着し白灰色をなす。受部は黑色をなし内面は青灰色を呈する。	底部に著じるし白砂が付着する。堅密。TK209
高 坏	6-5 6-6	たちあがりは低く内傾する。受部は小さく丸い。	底部をヘラケズリ、内面ともにヨコナデ調整。	青灰色。	胸部欠損。
盖	6-7	口縁部は外傾する。体部は厚い。底部はわずかに平坦面をもち厚い、中央がかなりくぼむ。体部はかなり起伏をなす。	口縁部はナデで成形されているが内部はほぼりにより作り出されたと想像できる。外面はタテナデにより調整されている。	白茶褐色。	胎土あらい。
土 師 坂	6-8	口縁部は短くわずかに外傾する。体部は円弧部との接合部でわずかに張り出し、にせい腰をめぐらす。体部中央がわずかにふくらむ、底部は丸味をおびている。内面底部は平たい。かなり小型である。	内面及び底部に手すくね成形の痕跡がある。口縁部はナデで成形されている。底部内面はあらい。厚さがほぼ一定している。	全面的に淡茶色を呈するが、体部の一部に墨焼けが認められる。	6-7とセットをなすか。
	6-10	たちあがりは高く直立する。先端はやや内傾し、段をなす。受部は水平にのび先端は丸い。たちあがりの接合部に1条の沈線があらわる。薄く上げられている。	ヘラケズリが体部まで施されている。たちあがり部及び内面はナデで成形されている。	白灰色。	MT15

器 形	土器番号	形 種 の 特 徴	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
坏	6-11	たちあがりは外端し高く、端部は段をなす。受部は直線的に端部は鋭くたちあがり部との境いに深い沈鉢がある。	内外ともにヨコナデ。	青灰色。	MT15
	6-12	たちあがりは高く直立する。端部は、鋭く段をなす。受部は直線的で側部は丸くおさめている。	内面はていねいにヨコナデがなされている。	受部及び体部黒灰色。内面灰白色。	MT10
甕	6-13	口縁部はかなり外軽し、端部近くでは水平に近い。外面口縁近くに三角形の突起部を有す。口縁はかなり大形である。口縁先端に鋭い沈鉢が認められる。	口縁外面はタキギが認められる。内面はていねいなナデで仕上げている。外面においてもタキギを消している。	口縁内面は黒色を呈し、黄褐色の斑点が數多くある。外面はつやのある黒色を呈す。	大形甕の口縁。 TK73
尚 坏	6-14	脚部は短脚方形三方透してある。底部で段をなし直立し、先端でやや内傾する。透しの両取りは打なわれていない。	脚部全面にカキ目が施されたのち透しを作成している。内面はナデで成形。	内外ともに白灰色を呈す。	脚部のみ残存。 TK43
瓶	6-15	口頭部は外傾し、端部で上向き、先端は丸い。体部は薄い。口頭部と体部との接合部に指痕がみとめられる。	口頭部及び体部内面はハケ溝窓がなされている。ナデ成形によりほとんど消されている。	淡紫色を呈す。	
釜	6-16	口頭部は外傾し、先端は平たい。体部は直立するものと思われる。厚く仕上げられている。口縁は小さい。	体部内面は手すくね成形の痕跡をよくとどめている。口頭部内面はナデで成形されている。	赤茶色を呈す。	
甕	6-17	焚口部は広く、全体の三分の一をしめると思われる。焚口部上方にひさしがめぐる。上部の円孔は大きい。全体的に平たい。	焚口断面及び上部円孔の断面はきれいに削られている。上部内面には指痕がめぐる。上部から下にタケナデ成形がなされ、一部へラグザリも行なわれている。外面焚口上部にヘラによる沈鉢がある。ナデ成形されている。	薄茶色	(6-7)、(6-8) とセッタをなすか。
刀 手	6-19	共に後造平底の二片からなる。一片は尖端に近い部分であるが、僅かに初元を欠出しており現存長4.1厘米、幅1.0厘米、株幅0.45厘米を測る。表面には、木質が付着残存している。他の一片は間に近い部分と思われる。現存長5.4厘米、幅1.2厘米、株幅0.45厘米を測る。これもやはり表面に木質が付着残存している。著者は、その計測値および、道合状態が類似しているところからおそらく同一個体をなすものと考えられる。			

第 8 号 古 墳 [図版 32]

器 形	土器番号	形 種 の 特 徴	手 法 の 特 徴	色 調	備 考
甕	8- 1	全体的に丸い。口縁部は外傾し、先端は丸く、内側は段をなす。	天井部を薄かへラケゼリしている。	外面は青灰色をなし、内面は灰褐色を呈す。	白色粒子をふくむ。TK43
	8- 2				
	8- 3	口縁部は丸く内側は。先端は丸く、内側に鋭い段をなす。天井部は高い。	ていねいなヨコナデ削除。	光沢のある青灰色、内面灰色。	かたく焼きしまっている。TK43

器形	土器番号	形態の特徴	手法の特徴	色調	備考
蓋	8-5	背部は丸く、口縁部は内傾する。先端は丸く、内面に鈍く沈線があがぐる、全体的に厚ぼったい感を呈す。	ヨコナデ調整。火井部を僅かにヘラケズリ。	内外とも青灰色 断面灰色と赤褐色をなす。	TK209
	8-7	背部に細い稜をなす。口縁部は丸く外傾し、先端は鋸く内傾するし薄く成形。	ていねいなナデ調整。	外而是黒灰色、内面青灰色。	TK23
坏	8-8	たちあがりはほとんど直立にちかく高い、端部は水平で段をなす。受部は水平にのび巾が広い。	ていねいなヨコナデ調整がなされ、体部までヘラケズリがほどこされている。	受部以下は黒色をなし、たちあがり及び内面は灰色をなす。	口縁が小さい。 TK208
提瓶	8-10	側面は平たい。垂直の口縁をもつと思われる。	側面一体にカキメがほどこされ、体部を調整ののち口縁を接合している。	外而是黒灰色をなし、内面は青灰色を呈す。	堅淡。
横瓶	8-11	火形の後つまである。側面は平坦である。体部は円形であると思われる。口縁の大きさは不明である。	体部から側面に向けてヘラケズリがなされている。側面内部には接合の痕跡が認められる。内面体部はなでて調整されている。	外而是灰色をなすが、内面は白灰色を呈す。	
壺	8-12	口縁部は外端に短く、先端にきざみがあるほどこされ、体部は垂直をなすと思われる。口縁との境に一条の鋸い沈線があがぐる。	ていねいなナデがなされている。		白砂をふくむ。 弥生。
	8-13	底部は小さく平たい、中央がくぼむ。体部は底部から大きく広がる。	外而是ハケメがほどこされ、内面は雑なハケメとナデがなされている。	黒ずみがある。	弥生。
土師壺	8-14	口縁部は短かく外上方へのび、先端は丸い。体部は丸いと思われる。	体部はハケメがなされ、口縁はナデで調整されている。内面は雑なヘラケズリがなされている。	赤褐色を呈す。	スガについている。
中世壺	8-15	口縁部はやや外傾し、端部でわずかに外へはり出す。肩部は厚く口部の接合部でわずかにくぼむ。	体部内面上方に指圧痕が開拓をあけて見うけられる。口部はなでて形成されている。体部外面はなでて調整されている。	赤褐色。	堅淡。粘土らしい。
高坏	8-16	筒部はヘラケズリにより面どりがなされ、坏底部も同様と思われる。内面はなめらか。	脚部と坏部との接合が明瞭である。		筒部のみ残。 平安。
壺	8-17	焚口部は半円状を呈する。上部はつぼまり中間部でふくらみ、下部で内傾する。上部口縁の断面は、きれいに割りとられている。ひさしが焚口部上方にあった痕跡が認められ、接合部でヘラケズリをしている。	上部口縁の外側はヘラケズリで整形している。焚口部上方断面もヘラケズリで成形している。内面はたてなでて成形している。	白茶色。	カキメが施されている。
刀子	8-18	鍛造製平造りで比較的よく凹形を留めているが切先を折損している。現存する身の長さは8.7厘米で、尖端までは、さらに0.5厘米前後あったと思われる。身の幅は肩部で1.7厘米を割り、標準は0.5厘米である。茎は現存長、2.4厘米、0.9厘米、厚さ0.4厘米を測り、茎尻は折損している。一部に柄木の付着が認められる。			

注 備考欄の番号は岡田古窯記録による七器編年で、加藤氏のご協力を得た。

第3節 穴太野添・福王子古墳群発見鉄釘・鍵

釘

石室番号	全長 cm	体部断面 最大部 cm	遺存状態	頭部の形態	本質付着状態	板材厚 cm
野添 2号墳	1 (7.6)	0.6×0.6	下半部を欠失。	鉄材の一端を棒く印き伸ばし、一方に折り曲げて頭部を形成している。体部の付け根が脱くびれしており、叩いた部分が明顯な段をなしている。頭部上面はほぼ1.0×0.7cm 大まである。	付け根直下に、やや斜行した横目に付着。 頭部から下へ4.5cmの所を境に上半部は横目に付着。 頭部から下へ3.7cmの所を境に上半部は横目に、下半部は縦目に付着。 付け根から下へ4.7cmまで横目に付着。	
第2石室	2 9.1	0.4×0.5	全形を留め、木口の強は明顯である。		尖端部より上へ4.2cmまで縦目に付着。上半部不明。	4.5 +α
	3 9.7	0.6×0.5	全形を留め、木口の強は明顯である。			3.4～ 3.7
	4 (8.2)	0.5×0.7	下半部を欠失。			
	5 8.9	0.4×0.5	全形を留めている。			
	6 9.0	0.5×0.5	全形を留めている。			
	7 (5.2)	0.55×0.55	下半部を欠失。			
	8 (4.9)	0.5×0.6	下半部を欠失。			
	9 (3.6)	0.5×0.6	下半部を欠失。			
	10 (6.7)	0.65×0.6	下半部を欠失。			
	11 (6.4)	0.5×0.6	下半部を欠失。			
	12 (6.0)	0.4×0.7	下半部を欠失。			4.9 +α
	13 9.8	0.5×0.6	全形を留めている。			4.7 +α
	14 9.1	0.5×0.5	全形を留めている。			
	15 9.2	0.5×0.6	全形を留めている。 僅かに曲っている。			
	16 8.9	0.5×0.7	全形を留めている。			
	17 (8.0)	0.4×0.5	上半部を欠失。	不明。	付け根から下4.9cmまでは正面に横目に、それ以下は直交して側面に横目に付着。	
	18 (9.2)	0.5×0.5	上部を欠失。	不明。	頭部先端より折損部まで横目に付着。	
	19 (4.0)	0.4×0.6	下半部を欠失。	12と同様。	付け根付近に横目に付着。	
	20 (3.1)	0.5×0.6	下半部を欠失。	12と同様。	付け根から折損部まで横目に付着。	
	21 (8.2)	0.5×0.6	尖端を欠失か？	頭部は残存するが大きく剝離して詳細不明。	余分に横目に付着。	
	22 (8.5)	0.5×0.7	両端を欠失、曲がっている。	不明。	余分に横目に付着。	
	23 (9.0)	0.5×0.5	上半部を欠失、やや曲がっている。	不明。	不明。	
	24 (9.2)	0.4×0.5	上半部を欠失。	不明。	折損部から下3cm付近に僅かに横目に付着。	
	25 (4.5)	0.5×0.5	両端を欠失。	不明。	全体に横目に付着。	
	26 (1.2)	0.4×0.5	両端を欠失。		余分に横目に付着。	
	27 (2.6)	0.4×0.4	両端を欠失。		全体に横目に付着。	
	28 (2.4)	0.3×0.5	両端を欠失。		全体に横目に付着。	
	29 (3.7)	0.5×0.5	両端を欠失。		一部に横目に付着。	
	30 (3.6)	0.4×0.5	両端を欠失。		一部に横目に付着。	
	31 (3.9)	0.4×0.5	両端を欠失。		全体に横目に付着。	
	32 (4.7)	0.5×0.5	上半部及び、尖端部を欠失。		全体に横目に付着。	
	33 (5.5)	0.5×0.6	両端を欠失。		一部横目に付着。	
野添 5号墳	1 (6.5)	0.5×0.4	先端部を欠失。	2-1と同様。	不明。	

石室番号	金長(例存長)cm	体形頭部最大部cm	遺存状態	頭部の形態	木質付着状態	板材厚cm
野猪 7号機	1 5.3	0.4×0.6	全形を留めている。	○頭部は木材の一端を残り曲げておいていた。 ○細く短い椎骨をなす。 ○頭部は高く、正面は丸みを帯びて、その後、下方に凹出されている。大きさに比して頭部が大きい。 ○頭部と体部の境は継ぎ合っていない。	不明。	
	2 5.8	0.6×0.6	全形を留めている。		不明。	
	3 (11.9)	0.9×1.0	上半部を欠失。木口の端は明顯である。	7号機中の太い椎骨である。	折損部から下へ4.8cmの所を境に上半部は横目、下半部は縦目に付着。	4.8 +α
	4 (4.9)	0.5×0.5	両端を欠失しているが、5と同一の切跡がある。		一部、横目に付着。	
	5 (5.6)	0.8×0.8	上半部を欠失。		全面に縦目に付着。	
	6 (10.2)	0.8×1.0	両端を欠失。木口の端は明顯である。		一方の折損部から4.5cmまで縦目に、そこから他端にかけては横目に付着。	5.7 +α
	7 (6.5)	0.6×0.8	下半部を欠失。8と同一個体の可能性が強い。		付け根付近に横目に付着。	
	8 (7.5)	0.8×0.9	両端を欠失。		一端より4.3cmの所まで縦目に付着。	
	9 (10.5)	0.8×1.0	下端を欠失。	頭部は一方に叩き曲げられ、上面は1.0×1.5cm前後である。付け根にくびれ込みは見られない。 7号機中、最も大きい体部を有する種類である。	全体に縦目に付着。	
	10 (1.9)	0.5×0.5	上部を欠失。9と同じ個体の可能性もある。		不明。	
	11 (7.6)	0.4×0.5	下端を欠失。		不明。	
	12 (9.0)	0.5×0.7	下端を欠失。		不明。	
	13 (6.2)	0.5×0.6	下半部を欠失。	付け根にくびれ込みは見られない。	頭部の下、4cm付近に僅か斜横目に付着。	
	14 (4.3)	0.3×0.3	両端を欠失。13と同一個体の可能性もある。		一部横目に付着。	
	15 (5.4)	0.6×0.6	下半部を欠失。	体部の細く長い椎骨か。	不明。	
	16 (5.8)	0.4×0.6	下半部を欠失。	体部の細く長い椎骨である。	一部横目に付着。	
	17 (8.4)	0.5×0.6	両端を欠失。		一部斜横に走る。	
	18 (3.7)	0.5×0.7	下半部を欠失。	体部の細い椎骨である。	不明。	
	19 (6.0)	0.6×0.8	下半部を欠失。	頭部は一度高く引き出しその後、一方で折り曲げている。付け根は段をなし、くびれ込みが見られる。頭部上端の大きさは1.0×1.4cm前後である。細い体部を有する種類である。	一端横目に付着。	5.0 +α
	20 (8.0)	0.7×0.8	両端を欠失。		一端より3.3cmの所まで縦目に付着。	
	21 11.8	0.5×0.6	全形を留めている。	19と同様。	不明。	
	22 12.1	0.4×0.7	全形を留めている。 半ばよりやや下で曲がっている。	19と同様。	不明。	
	23 (10.7)	0.7×0.9	上部を欠失。木口の崩れは明顯である。		尖端より5.9cmの所を境に下方は正面に横目に付着、上半部はこれに直交して縦目に横目に付着。	4.8 +α
	24 (3.7)	0.7×0.7	両端を欠失。	体部の太い椎骨か。	一方の端に僅か縦目に付着。	
	25 (2.5)	0.2×0.3	両端を欠失。		不明。	
福王子 1号機	1 (16.0)	0.7×1.0	下半部を欠失している。	端をやや大きく残し、四方と合部を残して、前面は長方形の楔形部を形成している。	頭部先端より下へ5.8cmの所を境に上半部は横目に、下半部は縦目に付着。	5.8 +α
	2 (19.7)	0.7×0.9	下半部を欠失している。		全体に横目に付着。	

石室番号	全長 cm	上部断面 最大幅 cm	遺存状態	頭部の形態	本質付着状態	板材厚 cm
福王子 1号墳	3	17.7	0.8×0.9	全形を留めている。	頭部先端から下へ 8.2cm の所を 境に上半部と下半部が山田交じて、 止端と側面に縦目に付着。	8.2 +α
	4	(15.0)	0.6×1.1	下端部を欠失している。	頭部先端より下へ 1.8cm の所を 境に上半部は横目に下半部は縦目 に付着。	4.8 +α
	5	15.0	0.8×1.0	全形を留めている。	頭部先端から下へ 5.0cm の所を 境に上半部は横目、下半部は縦目 に付着。	5.0 +α
	6	15.8	0.6×1.0	全形を留めている。	全体に横目に付着。	
	7	(13.5)	0.6×1.1	下端部を欠失している。	全体に横目に付着。	
	8	(13.5)	0.6×0.7	両端を欠失している。不明。	全体に横目に付着。	
	9	(6.0)	0.75×1.1	下半部を欠失している。	1と同様。	全体に横目に付着。
	10	(12.2)	0.6×0.8	上端部を欠失している。	不明。	全体に横目に付着。
	11	(9.4)	0.7×0.9	下半部を欠失している。	1と同様。	全体に横目に付着。
	12	(8.9)	0.7×1.0	下半部を欠失している。	全体に横目に付着。	
	13	(8.2)	1.0×1.0	頭部は原状ではややしが っているが、二次的に打 たれたものと考えられ、 本来1と同様であったと 考えられる。	全体に横目に付着。	
	14	(3.9)	0.6×0.8	下半部を欠失している。	1と同様。	全体に横目に付着。
	15	(4.8)	0.7×0.9	下半部を欠失している。	不明。	全体に縦目に付着。
	16	(9.6)	0.6×1.0	両端を欠失している。不明。	全体に横目に付着。	
	17	(7.5)	0.8×1.0	下半部を欠失している。	1と同様。	全体に横目に付着。
	18	(10.3)	0.6×0.8	上半部を欠失している。		尖端部より上へ 8.8cm の所を境 に、上半部は横目に、下半部は縦 目に付着。
	19	(6.8)	0.3×0.7	両端を欠失している。		部分的に横目に付着。
	20	(4.0)	0.4×0.7	両端を欠失している。		不明。
	21	(15.7)	0.8×0.9	下端部を欠失している。	頭部は、幅広くならない が、基本的な技法は1と 同様である。	全体に横目に付着。
福王子 2号墳	1	20.0	0.5×1.1	全形を留めている。	全体に扁平で、頭部は体 部よりも更に扁平でやや 幅広くなっている。	尖端部より上へ 8cm まで横目に、 頭部附近には縦目に付着。
	2	(17.7)	0.7×1.1	下端部を欠失している。	全体に横目に付着。	
	3	(16.5)	0.6×1.1	下端部を欠失している。	頭部付近に横目に、尖端部付近は 縦目に付着。	
	4	16.8	0.6×1.0	全形を留めている。	全体に横目に付着。	
	5	(11.4)	0.5×1.0	下半部を欠失している。	上半部に一部付着。	
	6	(14.5)	0.7×1.1	下端部を欠失している。	頭部先端から下へ 4.9cm の所を 境に上半部は横目に、下半部は縦 目に付着している。	4.9 +α
	7	(16.1)	0.5×0.9	下端部を欠失している。	全体に横目に付着。	
	8	(10.0)	0.5×0.9	下半部を欠失している。	下半部に横目に付着。	
	9	(2.9)	0.5×0.7	両端を欠失している。	全体に横目に付着。	
	10	(5.6)	0.6×1.1	下半部を欠失している。	頭部付近に横目に付着。	
	11	(7.2)	0.5×1.2	下半部を欠失している。	不明。	
	12	(11.0)	0.6×1.0	両端を欠失している。	不明。	
	13	(9.3)	0.3×0.6	両端を欠失している。	部分的に横目に付着。	
	14	(7.5)	0.5×1.0	両端を欠失している。	不明。	
福王子 6号墳	1	(17.0)	1.7×1.0	頭部はやや剝離して いるが、ほぼ全形 を留めている。	一端をやや太く残し、四 方と頂部を削りて断面は 方形の頭部を形成してい る。	上端と、下半部に横目に付着。

石室番号(現存長)	長さ	体形断面 最大部	遺存状態	頭部の形態	木質付着状態	板材厚 cm
福王子 6号棺	2	17.9	1.0×1.2	脣端がやや削離している。 下端部を欠失している。	頂部より4cmまで横口、下半部縦目付着。	
	3	(16.6)	1.1×1.2	下半部を欠失している。	不明。	
	4	(6.9)	1.2×1.5	下半部を欠失している。	下半部に横口に付着。	
	5	(4.7)	1.1×1.4	両端を欠失している。	下半部に一部縦目に付着。	
	6	(9.9)	0.7×1.0	下半部を欠失している。	上半部に横口に付着。	
	7	(7.1)	0.9×1.5	下端部を欠失している。	全体に横口に付着。	
	8	(5.7)	0.5×1.0	両端を欠失している。	不明。	
	9	(2.7)	0.3×0.7	上半部を欠失している。	全体に横口に付着。	
	10	(5.0)	0.4×0.9	両端を欠失している。	不明。	
	11	(3.9)	0.5×0.8	両端を欠失している。	不明。	
	12	(4.5)	0.8×1.2	両端を欠失している。	不明。	
	13	(7.5)	0.6×0.8	両端を欠失している。	一部横目に付着。	
	14	(4.9)	0.7×1.1	両端を欠失している。	全体に横口に付着。	
	15	(3.2)	0.5×0.9	両端を欠失している。	全体に横口に付着。	
	16	(2.8)	0.7×0.8	両端を欠失している。	不明。	
	17	(12.1)	0.8×1.3	両端を欠失している。	全体に横口に付着。	
	18	(9.8)	0.5×0.8	上半部を欠失している。	不明。	
	19	(10.5)	0.7×0.9	下半部を欠失している。	下半部に横口に付着。	
	20	(11.6)	0.7×1.2	上半部を欠失している。	下半部に縦目に付着。	
	21	(11.0)	0.8×1.0	上半部を欠失している。	下半部に横口に付着。	
	22	(9.5)	0.5×0.7	上半部を欠失している。	下半部に一部縦目に付着。	
	23	(6.5)	0.5×1.0	上半部を欠失している。	上端付近と、尖端部に横口に付着。	
	24	(7.2)	0.4×0.7	上半部を欠失している。	下半部に横口に付着。	
	25	(4.6)	0.5×0.8	上半部を欠失している。	折損部に横口に付着。	
	26	(4.5)	0.5×0.9	上半部を欠失している。	下半部に横口に付着。	
	27	(7.8)	0.7×1.0	上半部を欠失している。	不明。	
	28	(3.6)	0.7×1.0	上半部を欠失している。	全体に横口に付着。	
	29	(3.4)	0.6×1.0	上半部を欠失している。	全体に横口に付着。	
	30	(3.3)	0.7×1.0	上半部を欠失している。	不明。	
	31	(2.3)	0.6×1.0	上半部を欠失している。	全体に横口に付着。	
	32	(3.2)	0.3×0.5	下半部を欠失している。	不明。	
福王子 8号棺	1	19.0	0.8×1.2	全形を留めている。	木材の乾燥して、周平な体部をつくり、頭部は、肩周から打って形を整えている。上面 1.4×1.7cm 大、厚さ 0.8cm で四方に張り出している。	
	2	(12.9)	0.4×1.2	両端を欠失している。	下半部に縦目に付着。	
	3	(8.4)	0.8×0.95	上半部を欠失している。	不明。	
	4	(4.8)	0.7×1.2	両端を欠失している。	一部横目に付着。	

鏡

石室番号	脚底面(現存長)cm	断面cm	脚部長(現存長)cm	断面cm	脚部の一部および片脚部上半を残存。	遺存状態	木質付着状態
福王子 2号墳	15 (2.7)	0.4×0.8	(3.1)	0.3×0.7	片脚底を欠失して、脚部はやや曲っている。	全体に横目に付着。	
福王子 6号墳	33 4.5	0.6×1.1	8.5	0.8×1.0	片脚底のみ曲折部まで残存。	脚部尖端および脚部に横目に付着。	
	34 4.7	0.5×1.1			脚部の一部および片脚部上半を残存。	脚部全体に横目に付着。	
	35 (2.8)	0.5×1.0	(6.0)	0.7×0.9	脚部の一部および片脚部上半を残存。	脚部および脚部の一部に横目に付着。	

(八川利夫・福岡浪男)

第4章 大津北郊の古墳文化

第1節 内部構造をめぐる諸問題

- 第1項 鉄釘接合木棺の復原と鉄釘について
- 第2項 石室の形態と石室内の空間構成について
- 第3項 大津北郊における古墳群分布の特徴と内部構造の関連について

第2節 滋賀郡所住の漢人系帰化氏族とその墓制

- 第1項 滋賀郡とその諸郷
- 第2項 奈良朝における滋賀郡の居住氏族
- 第3項 和邏系氏族・漢人系氏族の住み分け
- 第4項 漢人系帰化氏族の編貢
- 第5項 漢人系帰化氏族の墳墓
- 第6項 滋賀郡における漢人系帰化氏族の展開



第1節 内部構造をめぐる諸問題

1. 鉄釘接合木棺の復原と鉄釘について

福王子古墳群と野添古墳群で普遍的に見られた内部施設は横穴式石室であった。横穴式石室の採用は両古墳群以外に、既に発掘調査された、大谷南古墳群、穴太廟込古墳群^(註1)、滋賀里大通寺古墳群^(註2)においても例外なく認められたし、また踏査の結果、坂本以南の大津北郊に分布する数百基を数える後朝古墳の圧倒的多数が横穴式石室を有するものと考えられた。これらの石室の内には、発掘調査諸例で明らかなる如く、鉄釘接合木棺を納めるのが一般であった。

野添2号古墳2号石室では、玄室中央からやや南より、袖部によせて、左側壁沿いに、木棺の配置を推定させる状態で鉄釘が検出された。この場合、2個並んだ棺合と奥壁の間に57個の間隔をおいて、2本の釘が尖端を上向きにして遺存し、各々に直交する各1本の釘が尖端を中にして向きあっていた。これらの状態から、棺の一方の短側辺の幅、約60厘が復原され、棺の長さは袖石とその付近に遺存した釘からみて1.8米前後を想定することが出来た。この木棺の場合、板材の厚さは、側板4.5厘前後を測り、底板は、これと同様ないしは、やや厚目の幅が想定される。板の接合方法は、縫部は不明であるが、小口板の外側に長側板を配し、これに底板を打ちつけていたことが明らかである。

野添7号古墳の敷石上面からは、無袖式石室の中央に配された4個の石からなる棺台を中心としてその周りに30枚片の釘が検査された。ここでは、2号古墳にみられたような、原位置に留まっていたものはないが、釘の遺存状態から、棺の腐朽崩壊時に、斜めに倒れ落ちたことが想定され、後に述べる鋼込5号古墳例同様に、棺の四隅に打ち込まれた3本単位の釘が判明した。それによれば、板材の接合の方法は野添2号古墳同様であった。そして、側板材の厚さは5厘以下であり、また棺台の位置から、木棺の規模は、幅約50厘、長さ約1.6米前後を推定しうるのである。さらに福王子古墳群からも鉄釘が出土しており、付着した木質からは、側板の厚さ6厘前後、

底板の厚さ約8厘を測り得る。

さて、この鉄釘接合木棺の形態、規模を復原する上で、さらにより資料を大津市北郊穴太廟込古墳群5号古墳に求めることが出来る。奥壁に向かって左側に袖を有する片袖式の本古墳では玄室中央部やや左よりと袖部にそれぞれ、1棺ずつ2棺平行して安置された状態で鉄釘が残存していた。その状態は非常に良好で、袖部に安置された棺では、鉄釘が底板から側板に打込まれたままの状態で、2列平行して遺存していた。一方の列は4木、一方の列は3本検出されたが、元来各対応して4本ずつあったものと考えられる。各列の釘の位置からは、よく木棺の平面規模を復元し得るが、それによると、奥壁よりの短側幅約55厘、長さ約190厘であった。更に各列の両端の釘の付近、すなわち、棺の四隅では、1本の例外を除いて各2木ずつの釘が、長側板から短側板に打込まれた状態を推定せるように先を中にして遺存していた。この内2本は底板より打込まれた釘に接して本来打込まれたままの状態で検出された。本木棺は、合計16本の釘で接合されていた模様で、釘の位置と数から、棺身は、計5枚の板材から成っていたと考えられる。また、釘に付着していた木質部からみて、短側板の木取りは、木目を横走させて取っており、高さよりも幅の方が長い棺の形態を想定し得るのである。隣に平行して置かれていた木棺も、遺存している釘の位置と数とにより、これと同様の規模と構造を復原することができるのである。

これらの木棺に使用された板材の厚さは、左棺では側板9.5厘前後をはかり、右棺も同様9.5厘前後をはかっている。

さて、本古墳例では、以上のようないくつかの規格と構造の箇所が復原されたが、棺蓋を直接復原する資料はなかった。今、他の古墳に参考資料を求めるならば、鋼込1号古墳では片袖式石室の玄室内において棺を納めたと思われる袖部から、計4本の鉄釘と共に鍵が約1.8米の間隔をおいて、各2本ずつかた

まって検出された。他にも同じく飼込10号古墳で5本の出土をみており、穴太鉢込古墳群では、むしろ普遍的に検出されている。その他、大谷南古墳群や福王子古墳群でも検出されている。しかし、これらの例はいずれも原位置を動いた状態なのでどこに使用されていたか、直接に復原するのは難かしい。鏡の使用方法を知る上で良好な資料は、高麗市土保山古墳や、岡山県総社市隨庵古墳、兵庫県加古川市印南野2号古墳等に求めることができる。5世紀後半頃の築造と考られる土保山古墳では、竪穴式石室内外に非常に良好な状態で遺存していた組合式木棺の蓋と身の接合に鏡が用いられ、長側辺の両側に各2本使用されていた。同じく5世紀後半頃の築造と考えられる隨庵古墳でも竪穴式石室内外の割竹形木棺の長側辺および短側辺において、蓋と身を接合するために鏡が用いられたと考えられ、割竹形木棺の横断面形のカーブに沿って弧状になった鏡が検出された。そして、大阪府羽曳野市にある、古市古墳群内の藤の森古墳とともに釘を出土した最も古い古墳である印南野2号古墳の築造年代が5世紀中頃と考えられ、この古墳では釘と鏡が併用されているところから、当初より、釘、鏡はその機能によって使い分けされていたと考えられるのである。本地城における鏡もまた、棺の蓋と身の接合に使用されたと考えられ、付着木目から、隨庵古墳同様、棺の長側辺に打ち込まれたと想定されるのである。今、鏡で結合された蓋を想定したが、ところで穴太鉢込5号古墳の場合をみると、鏡は1本も検出されていない。この場合、元来使用されていたものが、改設したのか、もともと使用されがなかったのか、一応、両方の可能性が考えられる。但し、本古墳の床面状況は、釘が多く原位置に留まり、また、副葬品も殆んど原位置を動いていないことを考えれば、元来鏡が使用されなかつた可能性がより強いといわねばならない。では、木木棺の蓋の構造はどうであったのだろうか。

柄木県七回り鏡塚では剖抜式舟形木棺の身の幅広い上縁部に、造り出しを削り、それに対応して蓋がかぶせられる構造になっていた。但し、この木棺は剖抜式舟形木棺という釘を使用しない構造の木棺であった。又家形石棺の蓋と身の接合部分は通常、

平坦面をなしているが、七回り鏡塚の木棺と同様、身に造り出しを持つ、印施蓋の構造を有する例も知られている。例えば、滋賀県栗東町中村善勝寺古墳や、同じく栗東町荒張正徳寺古墳に遺存する花崗岩(註7)剖抜式家形石棺に見られるこうした形態が釘接合木棺にも想定し得るものとすれば、鏡を使用しない木棺構造として考えられるのである。鏡を見なかつた飼込5号古墳内の木棺例を取れば、側板の厚さは9.5釐前後を測っており、造り出しを有するだけの余裕は充分考えられる。家形石棺の蓋は、時期により差を生じるとはいうものの、その形態は概ね、中央部が高くなり、四隅に流れおちる被線を有することを形の基本としている。この形が石棺独特のものか、木棺とも共通するところのものか、先の七回り鏡塚では、石棺の場合の直線的なフォルムではなく山線的な構造であるが、やはり中央部を高くしていた。奈良県御所市三倉堂温泉の組合式木棺例(註8)でも、やはり溝鉢形の蓋が採用されていた。こうした例を考えれば、身が箱形をした釘接合木棺の場合も、断面が半円形をなす原材の内部を割り抜いた溝鉢型に中央の高くなつた蓋が考えられるのである。ここで鏡非使用蓋の構造を推定したが、それでは、鏡を使用しない蓋を有する木棺の採用は、大津市北郊の諸古墳の中でどのような意味をもっているのであらうか。穴太野添古墳群では、2号古墳2号石室と7号古墳から多くの釘が検出されたが、鏡は1例も検出されず、釘の木数は両古墳とも明らかに18本以上の釘が想定復原された。これは先に穴太鉢込古墳群5号古墳で復原された、鉄釘16本打込みの木棺1棺に使用される数よりも上まわっており、これは追跡を意味するのか、あるいは、木棺構造が異って蓋にも釘が使用されていたのか、一応、両方の可能性が考えられるのである。野添2号古墳の袖石の近くから検出された1本の釘には、両端を欠失した身の中程を境に、上半部正面と下半部側面に相交する横木の木質部が付着遺存していた。同様の木質を有する釘は野添7号古墳と、福王子1号古墳からも各1本ずつ検出されている。この釘の使用部分としては底板あるいは蓋から短側板への打込みが想定され、板の厚さは、5釐以下が想定されるのである。野添2号、7号両古墳の築造年代は6世紀末葉ない

し7世紀初頭と考えられるが、銛が使用されていない事実や釘の数等から、両古墳の棺構造に変化を認めた場合、この時期における棺の変化は、石室の縮少、簡略化の現象と合わせて考えた場合、興味深い問題となるのである。今、時期的変遷の内に、銛非使用化を伴なって棺構造が変化した可能性を認めたが、それでは、ほぼ同時期のしかも同グループの穴太鉢込古墳群における銛の有無から想定される木棺構造の相異が問題になるのであるが、その検討は今後の課題である。棺材の厚さを検討すると、6世紀後葉に属する飼込5号古墳内木棺例のように、10種類の数値を測るものもあるが、一般にはこの時期までの古墳から検出される釘から復原すると、6種前後の数値を示すものが多い。6世紀木棗あるいは7世紀初頭に位置付けられる野添古墳群7号古墳では、後に述べるように3種類の釘が検出されているが、板材の厚さは4種以上、5種以下を測り、また同時期の野添2号古墳2号石室より検出された釘からも、板材の厚さ4.7種を測っている。大津市北郊古墳群において板材の厚さは多様であるが、野添古墳群における例はいずれも5種以下であり、この時期には一般的に薄くなっていたことが考えられるのである。

次に、大津市北郊の古墳から検出された鉄釘を検討してみよう。本地域で検出される鉄釘類は全て、他の地域と同様、鍛造製の角釘であることは言うまでもないが、個々の釘は、頭部の形態、全長、脚部の太さなどに若干のバラエティーが認められるのである。

野添古墳群、福王子古墳群、大谷南古墳群、飼込古墳群から検出された鉄釘を頭部の形態を中心基準にし、全長と脚部の太さを付加基準として整理すると、表の如く分類される。整理結果からは、次の様に考えられるのである。

1石室内の異種の共存からは、棺の部分による使いわけ、または、1棺1種で追葬をすもの、あるいは時局によっては、この两者共、考えられる場合を想定し得る。ほぼ同時期で、同じ古墳群内の異なる古墳から各別種類の釘が検出される事実は、製作者の違いを意味するのか、または嚴密には時期差があるのか、両方の場合を想定し得る。

a 頭部は一塊を特徴とする後、一方に折り曲げており、脚部との境はくびれ込んでいる。



全長9~12種	野添 2号古墳
脚部一边1.0種前後	同 7号古墳
全長6種前後	同 7号古墳

b 頭部は一端をそのまま一方へ折り曲げ、脚部との境はくびれ込まない。



全長12種前後	野添 7号古墳
脚部一边1.0種前後	飼込 8号古墳
全長14種前後	飼込 5号古墳
脚部一边0.8種	大谷南16号古墳
全長9種前後	野添 2号古墳
脚部一边0.6種前後	
全長6.6種	飼込 8号古墳
脚部0.7×0.4種	

c 頭部は四方から打って整形されており曲がらずして脚部とほぼ同様の太さで統一している。頭部が偏平なものと、やや厚いものとがあるが基本的に同様の技法と考えられる。



全長15種から21種まで	福王子
バラエティーがみられるが、19種前後のものが多い。脚部の大きさ0.6×0.9種	1, 2, 6号古墳 大谷南4号古墳
脚部	飼込
全長12.5種前後	2, 3, 5, 12号古墳

d 頭部は厚く四方に張り出している。



全長19種	福王子8号古墳
脚部一边1.0種前後	

全長14.5~16.5種	大谷南
	10, 13号古墳

e 全体に偏平で、頭部は平たく、山がっていない。



全長16~18種	飼込 13号古墳
脚部1.0×0.4種前後	
全長13種前後	飼込 4号古墳
脚部0.7×0.4種	
全長5.4種	野添 7号古墳
脚部0.6×0.4種	

鉄釘が細くなり、短くなる現象は、板材の厚さの減薄に対応して、大津市北郊古墳群における新しい時期にみられるものである。飼込8号古墳から検出された釘の内、長い種類の釘からは、厚さ2.5ないし3種の板を割り得るのである。野添7号古墳からも同様、短い釘が検出された。本質部の保存状態が悪く板材の厚さを測り得ないが、その全長5.8種とい

う数値からして、板の厚さが、鶴込7号古墳例の場合と相似した数値を想定できるのである。釘と同様、椎材接合金具である鍼についても検討を試みておこう。鍼は福王子古墳群や、大谷南4号古墳・鶴込古墳群等で検出されている。この場合、釘に比較して資料が圧倒的に少ないが、概ね大小2種類に分かれる様である。それでは1棺に使われた鍼の数は幾つであったのだろうか。先の土保山古墳では組合式木棺の長側辺に各2本使用されていた。また陸庵古墳では長側辺に各2本短側辺に各1本が使用されていたと思われ、印南野2号古墳では長側辺に各2本ないしそれ以上の計7本前後が使用されていた模様である。本地域古墳の場合も、1側面2個以上、計4個以上が想定できるようである。その製作は釘の場合と基本的な相異はない、両端を刃にし、途中2ヶ所を折り曲げることによって、形態をなし、全て身の断面は、釘に比較して、より偏平である。

2. 石室の形態と石室内の空間構成について

福王子古墳群と野添古墳群の内には、両袖式、片袖式、無袖式の横穴式石室の3形態が全て見られた。火津市北郊の内で、石室の検討を試み、その中に福王子、野添両古墳群を位置づけてみよう。本地域における石室の抽出すべき特徴として、石室の平面が方形をなし、ドーム型に持送りして、天井に1石を配す石室が他地域に比較して非常に多いという現象を上げることができる。しかし、否定すべくもないこの現象と共に、そうした形態からはずれた古墳も多く存在することもまた、事実である。こうした諸様相を、もう少し細かく分析することによって、福王子、野添両古墳群およびその他の古墳の性格の一端をも考え得るものと思われるるのである。本地域で現在までに発掘調査された諸古墳の内、築造年代を最も古く考えられるものは、大通寺3号古墳である。調査者によれば、540~560年の築造年代を比定されるこの古墳は奥壁幅5.1米、側壁長4.1米を測る横に長い玄室に幅1.4米、長さ1.7米と短い狭道を玄室主軸に斜交して設け、狭門には閉塞石が配されていた。更に、狭門は径24米を測る墳丘の中腹に開口していた。尚、この古墳は馬具をはじめ、多数の副葬品を有し、その墳丘規模、石室規模（今までのと

ころ、この地域の玄室では規模最大）と共に大通寺古墳群における有力家族墓の系譜に連なるものである。この古墳と同様に、⑩横長の玄室を有する古墳は、穴太鶴込2号古墳、大谷南4号（D-1）古墳、穴太C群23号古墳などであるが、これらはいずれも義道部が長くなっているのが、大通寺3号古墳と異なるところである。この内、大谷南4号古墳は6世紀中葉から6世紀後葉、鶴込2号古墳は6世紀後葉の造営年代が考えられるのである。穴太C群23号古墳の場合は、未発掘で時期は不明であるが、その石室規模は、大通寺3号古墳に次いで大きく、ドーム型の持送りをなして、天井石1石を配している。大谷南古墳群4号古墳の場合もこれと同様の構造であったことが知られている。他の2例はいずれも上半部が崩壊しているが、これと同様であったものと考えられる。⑪両袖式で玄室の奥壁幅と側壁長が同様の数値を示し、正方形平面を呈する古墳例は、火通寺5号古墳、滋賀県宍粟22号古墳、31号古墳、35号古墳、大谷中古墳群19号古墳である。これらの諸墳においても、その内の幾つかに見られるように、全て⑫の場合と同様、ドーム型の持送りをなし、天井に1石を配したものと考えられる。玄室の面積は⑬の場合と比較して一般にやや減じている。この内、時期の判明しているのは大通寺5号古墳で、570~610年前後の營造年代を比定されている。玄室の主軸に平行して10.2米に及ぶ狭道を有するこの古墳は凝灰岩製の組合式石棺をもち、整美で長大な石室と合せ、第3号古墳に続いて、有力家族墓の系譜に連なっていると考えられるものである。⑭両袖式で玄室の奥壁幅に対して側壁長がやや長くなったりわゆる縱長の平面形をなすものである。この場合、比較的正方形に近い数値を示すものと、反対にかなり細長い方形のものとがあり、前者には、福王子8号、鶴込12号（6世紀中~後）、後者には大谷南16号（6世紀後）、熊ヶ谷1号古墳等がある。更に、より大きな特徴として、玄室の天井石が1枚のものと、複数のものがある。そして、玄室規模とも関連するのであるが、袖幅が、⑩、⑪に遜色ない位大きなものと、かなり減じたもの、更に、袖幅が左右同様対称的なものと、アンバランスなものがある。⑮片袖式のもの。大津市北郊では、今まで判明している

限りにおいて、全て玄室に向って左側に袖部を有する、いわゆる左片袖式である。これらは、石室規模の大小、袖部の大小、袖石の特徴から、石積み法の細部の特徴など、さまざまな状態を示すが、石室規模と袖部幅が比例関係にあることは、大津市北郊における一般的傾向と言える。^⑥野添6号・7号古墳に見られた無袖式のもの。現在のところ、他に大通寺6号古墳を数えることができる。共通する特徴は、石材が小規模化すること、石次の幅が、他の形式のものに比較して小さく、2枚を平行して置くことが困難なまでに減じていること等であり、7号墳の場合では、床面から天井までの高さが低く、約1メートルであった。天井石は5、6枚が想定された。

以上のことを整理すると次のことが理解できるのである。

1. 横長の玄室平面形を有する両袖式古墳は、規模も大きく、大通寺3号古墳の如く、本地域における古い様相を呈示または維持している。

2. 正方形ないし、縦長平面形を有する両袖式古墳の内、規模が大きくて、袖部も大きなものは、横長の例と同様ないし、次いで古い様相を呈示または維持するものと考えられ、石室規模の縮小と共に、袖部幅が減じたものは大きなものに比較して、新しい様相を呈示するものと考えられる。

3. 片袖式石室の内、石室規模と袖部が大きく、石材の大きなものは、それらの小さなものよりも一般に古い様相を呈していると考えられる。横長式との時期的共存関係は明らかでない。

4. 無袖式のものは、最も新しい様相を呈していると考えられる。

現在までのところ、大津市北郊で形態の判明している石室は、石材の大化、葬道の長大化等、全て6世紀以前から7世紀初頭までの100年足らずの間に以上のような石室の形態的変遷の傾向をみるとことが可能である。形態的変遷がそのまま個々の古墳の時期的先後関係を示しているものでないことは既に明らかであり、両者が複雑に時期的平行関係にあることは確実である。大通寺古墳群では横長式と正方形の3号古墳と5号古墳が古墳群内における有力家族墓の系譜をなして、6世紀前半から後葉まで營造

されていた。また、現在67基から構成され、もと100基前後からなっていたと考えられる滋賀県百穴古墳群では、20以上の支群を想定し得るが、その内でも群の中心的位置を占め、墳丘規模も、群内最大クラスに属し、相隣接して築造されている22号、24号古墳を含む支群を中心に、両袖式石室が集中していることがうかがえる。24号古墳は、石室内に花崗岩製剥抜式石棺を納め、群の有力家族墓の系譜に連なるものと考えられるが、この古墳のまわりには、24号古墳を含む、群内の頂点に位置する家族なしし、有力層の系譜が細部の形態的変遷は行ないつつも、両袖式石室を長く採用していたものと考えられるのである。(註9)

今まで、石室形態の時期的変遷を、発掘例の副葬品、とりわけ須恵器の編年を基準として考えてきたが、そうした時間的な流れに内部施設そのものの検討からひき出される幾つかの問題をあわせて考えてみよう。

穴太削込2号古墳・同3号古墳、大谷南14号古墳同15号古墳等では、発掘調査の結果、敷石施設と袖とが対応して、利用別から生じた石室の空間分割を行ない、興味ある平面構成をなしていた。

馬込2号古墳では、両袖式石室の玄室内に左側の袖幅に対応して敷石がなされており、右側も原位置を留めてはいないが、敷石石材が多く散乱し、もとより左側同様の敷石がなされていたものと考えられ、玄室内の、葬道の延長線上は敷石のない空間となっていた。同3号古墳では片袖式石室の玄室内に、袖幅と対応して、左側に敷石がなされ、更に同様の幅で奥壁沿いにも施設され、L字形につながっており、葬道の延長上には、やはり、敷石のない空間が生じていた。大谷南14号・15号古墳では、左片袖式石室の玄室内に、袖幅に対応して、敷石がなされておりそこでも葬道延長線上に敷石のない空間が設けられていた。これらの古墳では、埴物の遺存状態から、敷石の上には木棺が置かれていたものと考えられ、木棺と敷石と袖の間に対応関係を導き出せるのである。こうした空間構成は、我国の横穴式石室の源流と考えられる朝鮮あるいは中国の墳墓において、より頗るな形を求めるのである。

慶州忠孝里5号墳、京畿道驪州郡梅龍里2号墳、
(註10)

同8号墳では、両袖式石室の玄室内に袖と対応して敷石施設（棺床）がなされ、その上には人体が埋葬されていた。

慶州忠孝里2号墳、同7号墳、10号墳等では、奥壁に沿って敷石（棺床）が施され、当然、その上には人体が埋葬されていた。これらの古墳が、大津市北郊の場合と異っているのは、本地域の例に比べて敷石（棺床）が非常に高く、50厘米前後の高さに築かれて、立体的な空間構成をなしていることであり、直接人体が置かれて、棺台というより、むしろ遺体安置台の役割をしている場合もあるということであって、被葬者空間としての基本的な性質は変わらないのである。また、中國陝西省西安県任家村229号墳では、一段高い棺床が奥壁に沿って築かれ、その前面には、陶灯、陶盤、陶碗等の儀礼一具が配されており、ここが儀礼の場であったことをきわめて明瞭な形で示していた。こうして、袖、棺床等によって墓室内空間が、被葬者安置の場と、儀礼の場の両者に分割、構成されていることは明らかである。日本において、横穴式石室の形態が取り入れられた際にこのような、墓室内儀礼と関連した制が知られていたことは充分に考えられるところであり、先に述べた諸例は実際、こうしたことの現象と理解することができるのである。大津市北郊地域の古墳の石室内から多く検出される明器の炊飯具セットは、彼地でみられた儀礼具と同様、儀礼の場を構成する要素として考えられるのである。福王子2号古墳で検出された炊飯具資料はセットとして残存していた好例であるが、発掘の結果、確は玄門よりやや奥に配置されており、この場合も奥壁の延長上に儀礼の場があったと考えられるのである。しかし、本地域の場合は本來のこうした墓室内空間分割の法則が厳密に守りぬかれたのではなかった。

先の飼込2号古墳の場合は、釘をはじめとする遺物の遺存状態から考へて、実は、奥壁部分にも追跡が行なわれており、少なくとも3棺ないし4棺は埋葬されて、それらは当然のことながら、本来的な平面構成の規則を破って、敷石（棺床）の上からはみ出しているのであった。他にも、大通寺3号古墳・同5号古墳では、4棺ないし5棺配置が想定され、5号古墳ではやはり、奥壁部にも1棺配置されてい

た。（但しこの場合、玄室内全面に施された敷石が、奥壁部の棺材定部分まで続き、そこが意識的に玄室の一端として利用されていたと考えられるのであるが、それにしても、玄室内における本来の平面構成とは考えられないものである）そして、大通寺5号古墳同様、飼込4号古墳・同12号古墳・火谷南4号古墳・野添2号古墳・同7号古墳等、時期も、形式も異なる、古墳の石室の内にも共通して玄室全面に敷石がなされたり、あるいは、逆に全く敷石の見られない古墳も多くあって、本来的な袖と敷石と棺の対応関係による石室内空間分割が必ずしも貫徹になっていたわけではないのである。しかし、袖とか敷石とか内部構造的要素において、必ずしも規則的とは見えないこうした多様性があるにもかかわらず、棺の配置の内に、やはり、被葬者空間と儀礼空間の意識的な設定を多くの例に見ることもまた可能なのである。例えば、飼込3号古墳と同様、同1号古墳や同11号古墳では、奥壁沿いと、袖部とにそれぞれ1棺を配して、L字形に2棺が納められていたし、また、飼込5号古墳では、袖部に寄せて2棺並行していた。更に現状で確認できる限り、1棺を想定し得る場合は、飼込4号古墳・同7号古墳・野添2号古墳など、袖部に寄せて納められている場合が多い。また、3棺が想定される場合も、福王子1号古墳の場合に見られた様に奥壁沿いと袖部に各1棺を配したL字形をなす2棺に、更に1棺を袖部棺に並行して納めることが多かったと考えられるのである。ここでも基本的に、なお奥壁沿いと、袖部に棺が納められているのであり、したがって、被葬者空間として、これらの場所が一義的に意識されていたことに変わりなかったと考えられるのである。さらにこうした形態の3棺の配列が想定される場合、3棺目は儀礼の場をおそっていることが多く、儀礼の場と儀礼の具である明器の炊飯具セットは、はじめの2棺において意味を持っていたと考えられるのである。さらに棺数にかかわらず、基本的には空間分割の意識が、貫徹していることは重要な意味を持っていると言わねばならない。その意識のもとでの袖と棺との対応関係は、例えば野添2号古墳2号石室の例にみられた様に、石室規模の縮小化に伴って、袖幅が大いに減じ、棺幅よりもなお狭い場合におい

てさえ棺は玄室中央にではなく、袖部に寄せて配置されており、一貫しているのである。

袖が棺との対応関係によって、石室の空間分割に重要な意味をもつてゐることが明らかになったが、そうした場合、野添6号古墳・同7号古墳のように無袖式古墳の出現に、重要な意味を認めなければならない。この形式の石室は、他に大通寺6号古墳が知られており、現在まで大津北郊では3例が明らかにされている。この場合、野添7号古墳で見られた如く、石室内央に1棺が納められたと考えられ、今までに見られたような、基本的な平面構成は成り立たない。従って、この時点では儀礼を含めた墓制の変化があったことが想定されるのである。さて、石室の中に、どれ位の被葬者が葬られたか、その数を検討する場合、追葬に際しての先被葬者の移葬といふことも場合によって考えなければならないことは勿論であるが、いまだ、何箇處でない先被葬者の遺体を避けて次々に追葬の行なわれたことも、多かったのである。現状で幾つもの棺の想定がなお可能で、しかも後道部にまで、棺が納められているような場合、こういう見方をすることによってよりよく、その意味を理解することができると思われるのである。従って、現状で想定できる棺の数と位置がそうした点を考慮した上で重要な資料となるのである。

今まで見てきたように、本地域古墳群石室内における棺は、その配置の一定の規則性と共に、數においても、ある法則性を見い出すことができる。それはL字型ないし並行に2棺、L字型2棺に袖部棺と並行する1棺を加えた3棺、石室規模の縮小化に伴う1棺等の構成を基本にしていると考えられる。大通寺5号古墳例のように、奥壁沿いと両袖部各1棺の3棺に玄門付近と後道部に各1棺を配した5棺まで納めた場合や、同3号古墳例のように、極めて広い袖部を有する場合、左側の袖に寄せて奥壁沿いに2棺を平行して納め、さらに並行する1棺を袖石寄りに加えた計3棺を側壁面に短側板を向けた状態で並べて配し、もう一方の袖部に側壁に平行して1棺を配した4棺からなるものもある。

こうした棺の位置と数から、被葬者の問題に、一面から接近することは可能である。大津北郊において、今まで検討してきた、諸古墳が基本的に1世代

に属する被葬者の墓であると考えた場合、まず考えられる被葬者は、家長(田主)である。奥壁沿いあるいは、袖部に納められた棺の被葬者は該当するものと考えられる。次に考えられるのは、家長に最も近く位置するものと考えられ、その妻とすることが妥当である。3棺以上が想定される場合は、これ以外の近親者をそれに当てることができるのである。こうして、いわゆる複次葬の場合、現世の家族内における位置関係が、墓の内部においてもみごとに再現されているのである。それは奥壁・袖と棺の対応関係による被葬者空間と儀礼空間による平面構成を基準にして、 広々、被葬者空間に、1棺ないし2棺配置を意識した敷石(棺床)が設けられていることを考えることによって、より明確になるのである。さらに大通寺5号古墳や滋賀県百穴24号古墳では、各1棺ずつの石棺が納められており、その被葬者が特別な位置にあったことは、いうまでもないことである。

今後、副葬品が豊富な場合には、その分析によって、またそれ以外にもなんらかの形での内部の緻密な分析を行なうことによって、1石室内における被葬者の差と性格は一層明確になっていくものと考えられるのである。

3. 大津北郊における古墳群分布の特徴と内部構造の関連について

最後に、石棺を有する古墳を媒介にして、本地域の後期古墳群の分布の特徴について考えてみたい。大通寺5号古墳と滋賀県百穴24号古墳は、位置・規模・石室の規模・形態において他から抜きでているとともに石棺を有することにおいて、他の古墳ときわだった性格のものであった。本地域における既發見石棺の稀少性からしても、先に考えたごく石棺採用古墳をもって、1群内の最有力家族の系譜に連なると考えるのは妥当であると思われるのである。とはいって、これらの有力占領も、他と隔離して独立した立地をなすまでには到らず、他の諸古墳と同一墓域内に占地しているのであった。

さて、本地域における古墳群の性格をより明確に理解するため、本地域と対称的な古墳分布を示す、やはり帰化系氏族の高野柴氏の墓域と考えられてい

る、京都市嵯峨野の古墳群と比較してみよう。

嵯峨野では、御堂ヶ池古墳群や長刀坂古墳群のように、山丘斜面に同質的な円墳丘を持つ、数十基が群集しているもの他に、桂川東岸の舌状台地に、前方後円墳や大円墳が分布しており、この点、大津北郊とは異った現象を示している。このうち6世紀初頭前後の築造と考えられる清水山をはじめとする、天塚、作野親王塚、蛇塚の4つの前方後円墳が時期的に連続し、また位置も接近して、1系譜を構成するものと考えられる。さらに、かつて前方後円墳であったといわれる段の山を加えると、5世紀末頃から6世紀末葉ないし7世紀初頭までの年代が考えられ、他の古墳から隔離した位置を、この地において古墳が築造されはじめた当初から、古墳築造の終りまで一貫して保持していたと考えられるのである。一方やや離れて丸山古墳、入道塚古墳をはじめとする、大円墳と方墳で構成される1群が、6世紀前葉以降、やはり、他の群集墳から隔離した系譜をなしていると考えられるのであるが、このような地域における古墳群のあり方は大津北郊とは、きわめて対称をなすものである。大津北郊では、坂本塚穴古墳が他と離れて独立的な立地をしている他は、ほとんどの古墳が丘陵の稜線や谷に面した斜面に群集している。それらは、御堂ヶ池古墳群と同様に同質的な円墳丘をもち、數基からなる小群もあれば、

数十基ないしは数百基が群集しているのである。

同じ柴氏の古墳群でも、依智安氏の慈城とされる滋賀県愛知郡爽井町上牧野古墳群では、かつて297基の古墳が分布していたといわれるが、その中には葛野の様に他と隔離したものはなかったといわれる。おそらく、嵯峨野に展開された古墳分布の特徴的現象は、多くの同族の頂点にたつ萬葉突氏の本貫地において、その力の優越が確実なく発揮されたあらわれであろう。大津北郊地域古墳群における同質的現象は、それが支配階級の末端につらなる下級官人層の奥神城であることを意味しているのであろうか。この地の古墳から全く武器が検出されず、身体装飾品の一部であると考えられる鍍金製品の破片が、銅込古墳群等において、幾つか検出されている事実と関連させて考えるとき、興味深い。さらびやかな服を着飾った官人の姿を思い描くこともあながち空想的のこととばかりは思われないのである。こうした外見上同質的な大津北郊の諸古墳のなかにも、石室の規模や形態、あるいは石棺の採用、また馬具などを剖解することによって、他と異った位置を保持する有力層が、1群のなかに系譜をなしており、そこには古墳を築造した階級の家族間における階層差が、はっきりと貫徹されていたのであった。

註1. 西田弘、丸山竜平「滋賀県大津市穴太海辺古墳群調査報告」(『日本考古学会第35回年会研究発表会』1969年)

註2. 「大通寺古墳群調査報告」滋賀文化財研究所 1968年

註3. ○「第一次宅地造成地盤内遺跡分布調査概要報告書」滋賀県教育委員会 1968年

○「大津北郊の考古学的諸点」1、2(『土鏡』1967、1968年 立命館大学・歴史学研究会考古学部会)

註4. ○「土休山古墳発掘調査報告」(『高根叢書』14集 1960年)

○「総社市跡庵古墳」総社市教育委員会 1965年

○『印南野』加古川市教育委員会 1966年

註5. 「岸の森、喜上山二古墳の調査」大阪府水道局 1965年

註6. 大和久廣平「七回り鏡隊とその出土遺物」(『月刊文化財』1969年9月)

註7. 「近江某太郎志」巻1 1926年

註8. 岸熊吉「木棺出土の三官空道跡及遺物調査報告」(『奈良県史稿名跡天然記念物調査報告』第12号 1934年)

註9. 滋賀県甲古古墳群については『土鏡』1967年(前掲)に詳しい分布図が収載されている。

註10. 判斷の裏蓋の資料に関しては旧朝鮮總督府の年度別古墳調査報告書による。

註11. 「文物参考資料」1955-12

(沼岡澄男)

第2節 滋賀郡所住の漢人系帰化氏族とその墓制

1. 滋賀郡とその諸郷

平安時代の記事であるが、延喜式兵部省式には、近江国について、

勢多卅疋、滋賀、甲賀各廿疋、攝原、相
水、鳥張、横山各十五疋、穴多五疋、和
邇、三尾各七疋、柄結九疋。

伝馬 売太郎十疋、滋賀、甲賀、野州、神崎、火
上、坂田、高崎郡、和邇、柄結各五疋。
という記載がみられる。駅馬に示される道は三道があり、うち勢多から甲賀を抜けて伊勢に至る一道、また野州郡縁原を経て、横山を通り美濃に出る一道は、それぞれ東山道、東海道と呼ばれ、駅馬数も定数であるように、当時、畿内と東国を結ぶ主要な道であった。しかし、いま一道とされる穴多=穴太、和邇、三尾、柄結を避けた琵琶湖西岸の古道は、湖東の二道にくらべると駅馬数も不揃いであるが、湖岸の舟運と相伴って、畿内と北陸をつなぐ唯一に近い道として重要な役割りを果して来た。

この道が京を離れ、敦賀など越の国に入るまでの間は近江国であり、その道程の南半分は滋賀郡であり、北半分が高島郡に属していた。駅馬の設けられた穴多と和邇は滋賀郡に、三尾、柄結は高島郡に含まれているのである。

古くから、北に接する高島郡や、東南に隣する栗太郡と区別されてきたこの滋賀郡は、地理的には、それら両郡と明確な区画をもっている。すなわち、高島郡との境界は、山頂に若名長法寺跡をもつ琵琶湖に向って東へ突出した急峻な長法寺山塊があり、また栗太郡との境は、琵琶湖から流れ出る唯一の河川である瀬田川によって区別されているからである。こうしてほぼ分離する滋賀郡の旧城と、大津市の南郷付近にまで至る瀬田川西岸の今今まで大津市とされてきた範囲に該当しているのである。こうした地域一滋賀郡は背後に急斜面をもった山なみを背負い、前面に琵琶湖をもつ南北に長い帶状の地形をとっており、東海道、北陸道が合流し、また琵琶湖の東、西两岸の舟運と瀬田川の水運が合体し

て、やがては畿内に流れ入る重要な機能をもった地域として、早くから注目されていた地であった。

このように南北に細長い帶状の地形をもつ滋賀郡は、倭名頼衆沙の記載によれば、北から、真野郷、大友郷、鎌部郷、古市郷という四郷から成り立っていたものとされている。

真野郷は、現在も、堅田町に真野の地名がみられるように、堅田町を中心とする地域であって、沾置町、堅田町を含み、現在大津市に編入されている坂本・足洗川の付近にまで及ぶ地域が該当するものとみられる。南北に湖岸近くまで迫る山塊の斜面を見、中央部の堅田付近のみ、やや奥行きをもった平地がみられる。ただ、この郷の北側にあたる比良山車籠の大部分は、真野郷に属するものの、当時は未開拓地として取り残されていた可能性が強く、局部的な開発がなされていたに過ぎないのではないかと思われる。従って実際には、志賀町南部から足洗川までの地が郷域としてつよく考えられていたものと思われる。

大友郷は、真野郷の南に接する郷であって、坂本・足洗川から、火津市南滋賀町の南を限る御川に至るまでの間を郷域とするものとみられる。郷域の内に、坂本、穴太、滋賀里、南滋賀の地域を含んでいる。地形的には穴太の地にだけ比良山塊の支丘が東に延び湖辺にまで張り出した地形をみると、北の坂本、南の滋賀里、南滋賀などは、ゆるやかな傾斜変換線でもって湖畔との間にできた平坦地を占めている。従って郷域の内側は、地形上から、坂本、穴太、滋賀里、南滋賀の三地区に区分されることとなるのである。著名な比良山延暦寺や梵釈寺などの平安朝の巨刹や、崇福寺、南滋賀町廣寺や、大津京など、白鳳時代の遺構が本郷内に含まれていることは、この大友郷の性格を窺ううえに重要な事実と言えることができる。

鎌部郷は、大友郷に南接する郷であり、現在、なお大津市鎌織町という地名をとどめている。郷域と

しては、鎌倉町の北にあって東流し、南滋賀町とを限る御川を北限とし、恐らく、大津市常世川付近にまで至る間をあてることができるようである。その場合、郷域は、中央に三井寺ともよばれる圓城寺をのせる長等の山脚が湖岸に挺出するが、その南北に、やや広い平地がみられる訳であり、北側の地に、現在の鎌倉の地名が遺存しているのである。

古市郷は、大津市常世川から、栗津や国分、石山を経て南郷、さらに南に至る間に御誠かと推定される。郷内には、国分の丘陵地形がわずかに額田川に接するほかは、南、北ともに平地を形づけており、保良宮跡、石山寺をはじめ、石山国分寺、諸所廃寺跡の所在が注目される地域である。

さて、こうした滋賀郡を構成している四郷は、平安時代の郡・郷であるが、地形的にみても、また道跡からみても、恐らく、奈良時代、あるいはそれ以前からの伝統と連続をうけていることは容易にうかがわれるところである。従って、次に飛鳥時代から平安時代に及ぶ諸書から、滋賀郡の四郷に居住した各氏族について検討し、要約しながら抄出し、この地域の性格をうかがうこととしたい。

2. 奈良朝における滋賀郡の居住氏族

真野郷 まず、滋賀郡の最北を占めている真野郷には、雄族和邇氏のほかに、小野氏、真野氏、春日氏、栗田氏などの居住が指摘される。

和邇氏は、真野郷の北端部、現在の志賀町和邇に居をかまえる雄族である。すでに、岸俊判氏により、「ワニ氏に因する基礎的考察」(『後第男「ワニ氏」に関する基礎的研究』『日本古代政治史研究』所収、昭和41年刊)として、詳細な論考が示され、また、角川源義氏が、和邇氏の文獻を中心とした「まほろしの豪族和邇氏」でもって、和邇氏の全容を豊かに描写している。(角川源義「まほろしの豪族和邇氏」小林行連、池田弥三郎、角川源義編『日本文学の歴史 1. 神と神を祭る者』所収、昭和42年刊)和邇氏は、記紀によれば、孝靈天皇より敏達天皇に至る諸天皇に数多くの后妃を容れており、実際に、5世紀前半から6世紀前半にかけての複雑な政治的情勢の中で緊密に皇統の繼承に大きな役割をもった最大の氏族である。現在の天理市和邇を中心とし添上・添下郡、すなわち、平城京の東北部に

本拠をもち、その統轄する部は、大和・山背を中心とし、東は甲斐・加賀、西は出雲・周防に及び、雄族の基盤の広さと厚さを示している。この和邇氏は、日本書紀孝昭天皇68年の条に、孝昭天皇の皇子「天足彦國押人命此和邇等始祖也」とあり、その出自は明白である。古事記では孝昭天皇の条に「天押脩日子命者春日臣、大室臣、栗田臣、小野臣、桂木臣、齊麻臣、多岐臣、羽柴臣、知多臣、か浦臣、伊藤山臣、伊勢若狭守、安房臣」と記しており、ここに掲げた16氏が和邇氏の同族に当るわけである。ところで、真野郷に居住する和邇氏は、大和の和邇臣に連なる枝族と考えられるが、確実にこの地に関連づけられるのは和邇部臣である。新撰姓氏錄右京皇室別真野臣の条には、彦國貿命の後である佐久命の9世孫和邇部臣烏らが近江国志賀郡真野村に住していたことを記しており、そのことを要付けている。恐らく、和邇臣、和邇部臣の集中する地であったろうと思われるのである。

小野氏は、和邇臣、和邇部臣などの居住する志賀町和邇の地に南接して、小野氏の所住を示す小野の地名を現在にまで残している。小野氏は、新撰姓氏錄左京皇室別小野朝臣の条に「大春日朝臣と同じき氣。彦姥津命の5世の孫、米餅大使主命の後なり。その後、敏達天皇の御世に大徳小野朝臣妹子、近江国滋賀郡小野村に家れり。因れ以て氏と為せり。」と記し、この地での所住が確認される。小野氏は、著名的な造園家小野朝臣妹子をはじめ、通新羅使小野朝臣毛野、通新羅使小野朝臣馬糸、あるいは小野道風、寛を出す名族であるが、大和国では、僅かに綾上郡(天理市和邇)に居地が辺れるにすぎず、多くは、山背國栗野郡小野郷(京都市高野村付近)、守治郡小野郷(京都市山科醍醐付近)、及び、本稿でとりあげている近江国志賀郡真野郷(志賀町・旧和邇村小野)に居住している。そうした内にあって近江国真野郷は、小野氏の本貫地と考えられ、同氏の氏神である延喜式所載の名神大社小野神社がこの地に鎮座している。この小野神社については、統日本紀・宝龜3年4月条に「西大寺西塔麗ふ。これをトナリ、近江國滋賀郡小野社の木を探り、塔を構うによりて祟を為す」の記事があり、統日本後紀承和元年2月条には「小野氏の神社は近江國滋賀郡に在り。勅して彼の氏の五位已上、春秋の祭の至るごとに官符を待たず、

永く往還することを馳す」とあり、さらに承和4年2月条では「勅して大春日、布団、栗田三氏の五位以上のものを、小野氏に准じ春秋二祠の時、官符を待たず近江国滋賀郡に在る氏神の社におもむくことを馳す。」とみえ、小野氏と同族関係にあるものの大和の地に本貫をもつ大春日氏、布団氏までが、元来、小野氏の氏神である小野神社を氏神とするようになる過程を示しているのである。この他、この小野神社に接して、道風神社も鎮座し、よく同氏の繁栄の面影を今日に伝えているのである。

真野氏は、小野氏の本拠である現在の志賀町小野の南に接する真野の地に居住した氏族であって、小野氏と同様、現在にまで堅田町に真野の地名を遺している。新撰姓氏錄右京皇別真野田の条に「天足彦國押人命の三世の孫、彦因壹命の後なり。男大口納命、男難波宿弥、男大矢田宿弥。のち氣足姫室尊に從ひまつり新羅を征伐て凱旋らんとする日、便ち留めて、鎮守將軍と為たまへり。時に彼の国王、猶楊が女に娶ひて二男を生めり。云々。兄は佐久命、次は武義命。佐久命の九世の孫、和邏部臣鳥、務大肆忍勝等、近江国滋賀郡真野村に居住れり。庚寅年に真野臣の姓を負ひき」とあり、この地での居住は明確である。文中に明示されているようにその氏の成立が庚寅年(690年)にあり、以前は和邏部臣を称していた事情が明白であり、興味を惹くものがある。

春日氏は、真野氏の居住する堅田町真野の西南に接する低い丘陵に、今日、春日山と呼ばれる地名が遺っている所から、その居住を考えられるのであって、文献のうえからは、積極的にこの地での所住は確認できない。この春日氏は、新撰姓氏錄左京皇別大春日朝臣の条に「孝昭天皇の皇子、天穗彦御人命より出づ。仲臣命が家、千金を貰ねたれば、權を委みて堵と為しき。時に、大鷦鷯天皇、其の家に廢幸して、詔して權臣と号けたまひき。後に改めて春日臣と為したまふ。桓武天皇の延暦20年に大春日朝臣という姓を賜ひき」とみえる。ただ、敏達天皇が春日臣の女子を夫人にたてて生んだ春日皇子は、春日真人などの祖というが、経運録の一本には小野皇子とされている。因みに小野皇子について、志賀町小野に薬師神社がみられ、地名の残存と併

せ、この地と春日氏との関連が辿れるかのようである。

大友郷 滋賀郡の北端を占める真野郷の南に接して、大友郷があり、三津氏、穴太氏、志賀氏、大友氏の居住が文献から確認される。次に各氏について概観しよう。

三津氏は、大友郷の最北、坂本の地に住む首領の氏族である。天台宗を開創し、延暦寺を創立した伝教大師最澄は、この三津首の出身である。元亨歌書には「叔最澄。世姓三津氏。近州滋賀郡人也。其先東漢獻帝之孫。國亡庶民問。吾志神之脣。逢蒸王化而至。上憐其王孫。賜滋賀地。為采邑。」とみえてその間の事情をよく示している。ただ來迎院文書の最澄度縁には「三津首広野年拾五、滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首静足戸戸」とみえ、最澄が古市郷に貫付されているかのようであるが、実際には、瀬川政治郎博士の指摘もあるように『瀬川政治郎「大津京考」瀬川政治郎「京制並びに都城制の研究』414 p. 所収角川書店刊) 最澄が近江国分寺に投じ大安寺の行表に師事していたため同族の静足の戸口に合まれていたとするのが隱当とみられるのである。

志賀穴太村主氏は、現在も坂本の南に地名をとどめる穴太の地に所住した氏族である。新撰姓氏錄末定雜姓右京の条に「志賀穴太村主。後漢の孝獻帝の男、美波夜王の後といえり。見えず」とあり、穴太の地に本貫をもち右京に出ている様子がうかがわれる。穴太村主は山城國にも居り、新撰姓氏錄には「穴太村主、曹氏玄徳公の後といえり、見えず」とみえる。同族には、穴太田佐、穴太史などがあり、宝龜9年4月19日の聖積真乘院東大寺功德分家地難物寄進解には、穴太村主志豆加比売、穴太田佐芳呂、穴太田佐広繼がみえ、また、天平勝生3年7月27日の近江国甲可郡藏都郷縣田野地売買契券に、穴太史者の名がみえる。同族が史、田佐などの姓にわたるもの、穴太村主を中心、志賀郡大友郷穴太の地から分枝して、山城、河内、丹波、近江(甲賀・東濃井)などにおお本貫の地名を負いつつ繁延していることは、これらの資料からも十分にうかがうことができるのである。令集解に引かれている穴記の著をもつ著名な附法博士穴太内人は、この穴太氏の出身とされている。

志賀氏は、穴太の地の南に接する滋賀里付近に住む氏族であり、志賀漢人ととも、近江漢人とともよばれ、こうした志賀漢人を組織した部が志我部とされている。新撰姓氏錄右京諸蕃漢の部に「志賀間連、山田宿弥と同じき祖、王安高の後なり」とあり、「山田宿弥は周の草王の太子、晋の後なり」とみえるので、ほほその性格が理解できるのである。日本書紀推古天皇16年の条には、小野臣経子を大使として大庭に遣すにあたって、共に渡辺した学生の中に、志賀漢人恩蔵の名がみえるが、この氏から出自するものである。

大友氏は、滋賀郡大友郷の南端、滋賀町から南滋賀町付近に居住する氏族であり（奈良國立文化財研究所『平城宮跡発掘調査出土木簡概報』第6号によれば、「近江国志何郡姫路大友行商」の1例がある。但し、一部誤り、み替えがある。姫路郷は大友郷であろう。）現在南滋賀町に數多くみられる「大伴」の姓名はよく、そのかみの大友氏の所住を伝える事実といえるであろう。この大友氏からは、滋賀郡大領となった大友村主黒主をはじめ、推古朝に、百濟僧圓勅から天文通甲を学んだ大友村主高聰などの著名な人物が輩出している。こうした大友郷所住の大友村主氏は、大きな財力をもつ氏族であって、続日本紀天平宝字7年正月条にみえる「正六位上坂合部宿弥斐太麻呂、大友村主広公……並外從五位下」の記事も、続日本紀神護景雲元年5月条の「近江国人外正七位上大友村主人主、稻一萬束、壠田十町。獻於西大寺……並授外從五位下」と同様、その財の寄進によるものと思われ、同氏の隆昌をよくうかがうことができる。こうした村主は続日本後紀承和4年12月条に、志賀史などと並び後醍醐帝の尚裔と伝えているが、村主姓のはか、同族として大友史、大友日佐、大友但波史などがあり、近江の各地に繁延する外、河内などにもひろがり、新撰姓氏錄未定難姓河内國の条には、大友史として「百濟國の人、白猪奈世の後といへり」とみえている。いずれにしても、大友郷の郷名を負う氏族として重要な意義をもつてゐるのである。

鈴部郷 滋賀郡の中央部を占める大友郷の南に接し、鈴部郷がある。郷内には錦織氏をはじめ、大友日佐、大友村主など大友氏の所住が文献から辿ること

ができる。

錦織氏は、錦織村主とも称しており、東大寺宝龜9年文書には「志賀郡錦部郷長錦部村主二田」の名がみえ、錦部郷の郷名を負い、郷長の立場にある氏族としての錦織氏の地位をみることができる。文德実錄齊衡2年9月の条にみえる長訓僧正の伝には「僧正長訓大法師父、長訓俗姓胤氏、近江國志賀郡人也……」とみえ、この地の錦織氏の出身であることを明示している。新撰姓氏錄には、右京諸蕃漢の部に「錦織村主・幹國（漢國？）人被忍志の後なり」とみえ、山城國諸蕃・渋の部には、錦部村主をのせて「錦織村主と同じき祖、波能之の後なり」とあり、続日本後紀承和4年12月条には志賀史などと並んで後醍醐帝の苗裔と伝えている。近江國志賀郡錦部郷の錦部村主の出身と性格も、ほほこの3史料からうかがわれるが、同族には錦部忌寸、錦日佐など、この地から分枝したと思われる氏があり、近江國浅井郷や蒲生郡にまでひろがっている。

大友氏については、前項にも述べたように北接する人友郷に本貫をもつ氏族であるが、本郷にも、その一部が錦織村主とともに居住している。大日本古文書、卷13所収の西南角領解には「大友日佐麻須良、年十六、近江國志賀郡人友曰佐田麻呂戸口」とみえ、近江國地志略に引く古券には、また「大友村主寺刹四至券口」、東限湖岸立、南限南下路、北限新羅現在谷山越道」とあり、錦部郷に所在する三井寺圓城寺を、ここでは大友村主寺と称しているのであって、その呼称は大友村主により創建された氏寺であることを示しているのである。従って、こうした二史料から推して、錦部郷に住む大友氏としては、大友村主、大友日佐の二氏のあることが確められる結果となるのである。

古市郷 滋賀郡の最南部を占める古市郷については、近江國志何郡古市郷計帳（大日本古文書第1巻：第2巻所収）として遺されている大友但波史族吉備麻呂の郷戸の記載があり、大友但波史族の居住が確認される。なお、同郷戸のうちには、卓持君、大田史、丈安史、上村主、大友村主、三上郷、高史、阿直史、下火首、登美史、酒部君、阿太隼人などが含まれており、こうした姓をもつ氏族が一部近接して居住することも十分推測されるのである。

大友但波史族については、すでにいくつかの論考がある。(石母印正「古代家族の形成過程」(『社会経済史学』12-6)。吉田孝「律令時代の父兄」(『日本経済史大系』I、古代)所収。岸井男「伝改古瀬麻呂の計帳事実をめぐって」(『史林』第48号、6号)。吉田島「近江國志村郡古市郷帳について」(『日本古代社会編成史論』所収)。岸井男氏は、この氏族を丹波を本拠とした丹波史の一派が志賀郡火友郷に出て泰衍し、その一部が古市郷に移住したものと解しておられ、造石山寺所の銭用帳にみえる丹波古備麻呂がこの計帳の郷主で、火友但波史族吉備麻呂であろうとされた。この吉備麻呂の兄、広麻呂は蘿原武智麻呂の職分賃人であり、古備麻呂自身も造石山寺所とも関連をもつ在地の有力者と推測される。本姓と考えられる丹波史は、新撰姓氏錄右京諸書上に「後漢靈帝の八世の孫孝日王の後なり」とみえる帰化系氏族であり、その辺に含まれる者も、帰化系氏族に与えられる姓である史姓、村主姓、肖姓が多く、同様帰化系氏族であったことがしらされる。大友但波史族の先住地であった大友郷と関連した史姓氏族には、百濟国人、白痴奈^{ハシナ}の後といへりとされる大友史のあることもここに付記しておきたいと思う。

3. 和邏系氏族・漢人系氏族の住み分け

以上のように滋賀郡を構成している真野、火友、鶴郷、古市郷の四郷について、その各郷に居住している氏族を挙げ、山自や出身者について、述べてくると興味ある事実が幾つか浮びあがってくる。

その一として挙げられる事実は、滋賀郡を形成する四郷のうち、最北を占める真野郷と、以南の三郷、すなわち大友郷、鶴郷郷、古市郷にみられる氏族の山自の相違があげられるであろう。まず、真野郷に居住する和邏・小野・真野・春日・栗田氏の各氏は、いずれも、新撰姓氏錄では皇別氏族として記載されており、大友郷・鶴郷郷・古市郷に居住している三井首、志賀穴太村主、大友村七、志賀氏、錦織村主、大友佐、火友但波史族などはいずれも蕃別氏族として取り扱われている。従って、現在、文献から知りうるかぎりの氏族の間では、皇別氏族と蕃別氏族が郷という行政的単位を基礎として明瞭に住み分けていることが容易にうかがわれることとな

ってくるのである。

そこで、こうした皇別氏族と蕃別氏族の相違を今少し検討することとしたい。まず、真野郷を中心とする皇別氏族、和邏、小野、真野、春日、栗田氏については、日本書紀孝昭天皇68年の条に「日本足彦國押人尊を立てて皇子と為たまう。年廿、火足彦國押人命は此れ和町臣等の始祖なり」とあり、古事記にはこれに対応する記述として、同様孝昭天皇の条に「この天皇、尾張連の祖、奥津余曾が妹、名は余曾多本昆充命に娶ひて、牛みませる御子、天押帶日子命、次に大倭帶日子國押人命二柱。かれ弟帶日子國押人命は、天の下治らしめしき。兄天押帶日子命は、春日臣、大宅臣、栗田臣、小野臣、柿木臣、毛比羣臣、大坂臣、阿那臣、多紀臣、羽柴臣、知多臣、牟那臣、都魯山臣、伊勢姫高君、毛利君、近波海國造の祖なり」とみえ、真野郷についても、新撰姓氏錄には「天足彦國押人命の三世の孫彦国舜命の後なり」と記されているのであって、いずれもが、天押帶日子命→天足彦國押人命の苗裔を伝え、同族を主張していることが知られるのである。こうした和邏氏の同族系譜の成立時期についてはすでに荷明・塩幡朝から天智朝ごろまでにあるものと推定されている。孝昭紀の同族系譜にみられる16氏について簡単に検討を加えるならば、前半の6氏、すなわち、春日臣、大宅臣、小野臣、柿木臣、毛比羣氏はいずれも大和國畿上郡にあって、この順序で北から隣接しあって居住している状況を系譜化したものであり、地方にある10氏とは明確に区別されているのである。天武天皇13年11月の条にみえる親臣の姓を屬った52氏の記載のなかに、和邏系譜にみえる氏族を、火春日臣、火宅臣、栗田臣、小野臣、櫻井臣、柿木臣の形で記しており、大和の6氏に留まり地方の10には触れるところがないが実も、またその間の経緯を示すものと考えられるのである。地方の10氏は、恐らくそのうちの一である多紀臣の戸籍に多くの和邏部がみえるように(太平記2年から神武元年に至る川波多紀臣)第『大日本古文書』1巻所収)和邏部の芦屋者としての性格をもつ地方豪族であり、血縁的に和邏氏に連なるものではないと考えられるのである。ところで、和邏氏の核ともいいくべき6氏にあっては、天武13年、同時に朝臣の姓があった

ように密接な関係があり、血縁的な同族であろうと考えられる。ただ、柳本氏、樺井氏が大和以外に出ることがなく、また和邏部とも連繋をもつ面が乏しいのに比べ、大宅氏、栗田氏、小野氏の3氏は山背国、近江国とも密接な関係をもっており、山背國では、愛宕郡に栗田氏と小野氏、樺井氏、また守治郡では火宅氏と小野氏、近江国志賀郡真野郷では、小野氏、春口氏、栗田氏が隣接しあって居住しており、和邏部が、その地域に見られる。こうした火宅氏、栗田氏、小野氏の3氏は、その氏の主体が大和には薄く、近江なり山背國に本拠が求められる共通性をもっている。恐らく、この3氏は、早くから和邏部の管掌や、本米和邏氏が統轄した北陸への系路の確保を目的として、北方経路の要衝に亘り、その地に定着した和邏氏からの血縁枝族であろう。ただ、その一部は大和に留ったか、或はのちに大和派上の地に再住したものか、春日氏と和邏氏の戻地にはさまれた地に、それぞれ北から火宅、栗田、小野氏の配置を見るのである。こうした点から同族系譜にみえる16氏を見ると、木族としての春日・和邏氏、本族の統轄する地の管理などの職掌をもち、大和以外の地に居住する血縁枝族としての大宅、栗田、小野氏、和邏氏の族内血縁枝族としての柳本・樺井氏、あるいは和邏部などの地方における管理にあたる在地豪族からなる擬制的同族ともいべき大坂田、阿那恵、多紀原（以下略）などの四者が考えられるのである。近江国志賀郡真野郷に限ってみると、和邏部とその管掌下にある和邏部や、小野氏、後、和邏部臣から改姓した真野氏があり、さらに居住が推測されるものに春口氏と栗田氏があるが、假りに春日、栗田氏の居住がないならば、和邏部とその直接の管掌者たる和邏部（後に真野氏）があり、その上級管掌者として小野氏が立つこととなるであろうし、また、春日、栗田の2氏が居住する場合については、それぞれに和邏部、及び和邏部の存在を想定してもさしつかえないからと思われるのである。ただその場合、小野、春日、栗田の3氏がこの地に居住しなければならなかつた理由については今後十分な検討が必要であろうが、恐らく大和派上の地との関連に甚くものと考えたい。従って、近江国滋賀郡真野郷を占めた宗別姓氏族のありかたは、

大和における雄族和邏氏の同族系譜に連なるものであり、その地の枝族配置のパターンを、そのままに滋賀郡へ再配賦したものであり、政治的色彩の強い配置と考えられるのである。

滋賀郡の真野郷より南に位置する大友郷、錦部郷、古市郷に集中する落別氏族については、三津首が東漢獻帝、穴太村主が後漢孝獻帝、志賀氏は志賀漢人と呼ばれその志我周は岸の靈王太子に山、また志賀史は後漢獻帝、火友村主は後漢獻帝、錦部村主は姓氏跡によれば漢国人波怒志（統日本後紀によれば後漢獻帝）、大友丹波史族の木姓丹波史は後漢獻帝に出自するとされるなど、いわゆる漢人系帰化氏族が集中している。こうした近江国滋賀郡大友、錦部、古市の3郷の漢人系帰化氏族の集中は、宝龜3年4月、坂上河田麻呂の奏言に、彼ら丹波の本拠たる高市郡は「槍前忌寸および十七の県の人夫、地に満ちて居す。他姓の者は十にして一、二なりき」とある状況や、大阪府南河内郡における帰化系氏族の集中配置に酷似するものであり、重要な問題を含んでいると言えるのである。ところで滋賀郡に集中的に配置されている漢人系帰化氏族の中にあって枢要な位置を占めていたと推測される錦部、穴太、大友の3氏は、実際には同族であって、統日本紀延暦6年7月条には、「右京の人正六位上大友村主広道、近江国野洲郡の人正六位七人佐氏曰佐庭人、浅井郡の人從六位上鏡曰佐周興、瀬郡の人從八位上鏡曰佐名吉、坂田郡の人大初位下穴太村主貞廣等、並な本姓を改め志賀忌寸を賜う。」と見え、統日本後紀承和4年12月条には「近江國の人左兵衛權少忠志賀史常綱、左衛門少忠志錦部村主葉麻呂、越中少日錦部忌寸人助、太政官史生大友村主弟綱等に、姓、春良御弥を賜う。常綱の先は後漢獻帝の苗裔なり。」とあり穴太、大友、錦部の3氏が、ともに志賀忌寸、春良御弥の属性を通じて同族であることを示しているのである。滋賀郡の本質から地方に分枝した各氏族間に、なおかのようにまで強い同族関係が結ばれていくのであるから、彼らの本貫である滋賀郡内では、各氏が隣接し、錯綜するだけにより一層、緊密な同族関係が「漢人」として形成されていたものと思われる。ところで、滋賀郡に配された漢人系帰化氏族中、卓越している穴太、大友、錦部氏

に共通する村主については、「技術をもった漢人の集団が、五、六世紀のころに形成され、その集団の中の有力者か、あるいは別の帰化人が漢人集団の指揮者ないしは監督者になり、村主という敬称で呼ばれたか、または村主を称母としていた」とされており、坂上系団では、帶方の地から帰化した阿智使主が、故地で離散した滋賀の中から才覚ある者達を呼び寄せ、その結果、30の村主姓氏族が形成され、東漢氏を支える重要な骨組みを構成したこと伝えている。こうした30氏全てが雄略朝に形成されたとは言いきれないが、内には鍋部村主、大友村主が含まれており、穴太村主など記載されていない村主姓氏族も同様に考えられていたものと思われる。恐らく朝廷の御導のもとに内廷を占める和邏氏が、東漢氏の統括する帰化系氏族をこの滋賀郡の地に分属させたのであろう。

以上のように、奈良・平安朝の文献を通じ志賀郡内に居住している氏族を檢討するならば、郡の北を占める真野郷にあっては和邏系祖連に連なる同族關係にある京別姓氏族が、また残る南の3郷には、いずれも漢の王室に出自を求める強固な同族關係を作り出している村主姓氏族を中心とした漢人系帰化氏族が極めて高い濃度で集中配置されている事實が明確となった。このように、郡を2分して住まう和邏系氏族とこの漢人系帰化氏族との間の交流は、遣隋使小野妹子に従った志賀漢人墓誌の關係がみられる程度であるが、共に滋賀郡にあって日常の交流が推測されるのであり、また、小野氏や栗田氏が遣附使、遣新羅使、遣唐使、迎新羅使副将軍に任命されるなど中国、新羅との交流に大きな足跡を残していく背景には、こうした隋後帰化系氏族との密接な文化的交流の存在が考えられるのであり、志賀郡大領大友村主の誕生にもみられるように政治的には漢人系帰化氏族にも十分な基盤が与えられており、政治的にも深い交渉が和邏系氏族と結ばれていたのである。ただ、婚姻關係などについては、古市郷の火友伯波史についてみたように、帰化系氏族や部姓氏族との交流は激しく頻繁ではあっても、和邏系氏族との間は相互に閉鎖的であったと思われる。故郷の風習慣習は帰化系氏族内で墨守されてはいても、在地氏族には容易に受容されない面もみられたので

はないかと考えられるのである。

4. 漢人系帰化氏族の編成

先述したように「滋賀郡」という一地域をとると、奈良時代には、和邏系氏族と、漢人系帰化氏族の住み分けはきわめて明瞭である。こうした現象の成立の時期や様相については、史書は沈黙し、代って遺跡や遺物の詫るところが重要な意義をになうこととなるのである。

滋賀郡の各地には、数多い弥生時代の集落がみられ、順調な展開がそれぞれあったように思われる。火大和朝廷の建立とともにあって築造されるようになつた初期の古墳の分布を滋賀郡に限ってみると、和邏大塚山古墳、真野春日山古墳、坂本木岡山古墳群、勝所茶臼山古墳の諸例が北から順次あげられる。和邏大塚山古墳は、この地域では最も高い曼荼羅山山頂に位置し、堀裏側に鶴頭をみせる全長72米半、4世紀後葉に編年される前方後円墳である。つづいて築造されるのは勝所茶臼山古墳であり、大津市街の南を限る丘陵頂に、側面を湖岸に平行させて築造された全長118米の4世紀末葉の前方後円墳である。これらの古墳は後続する古墳を周辺に見ず、次に所をかえて木岡山古墳群が成立てくる。木岡山古墳群第一号古墳は、木岡山丘陵の第二段丘頂に立地し、湖に側面を見せる全長84米の前方後円墳であり、前方に極めて小規模な前方後円墳が從属しており、5世紀初頭に位置づけられる。つづいて5世紀前葉末になると、木岡山丘陵頂に、徑73米という壮大な帆立式古墳・第三号古墳が誕生し、付近に數基の小円墳を布置している。5世紀中葉以降になると木岡山古墳群の南東方の平地に草塹とよばれる現在円形を呈する古墳がみられるが、木岡山第三号古墳との間に若干の時間差がみられる。この間を埋めるものとして扱いうるものとして全長65米を測る真野春日山前方後円墳を挿入することが可能かと考えられるが、6世紀中葉以降に築造された春日山古墳群の盟主的存在であることを考えれば、5世紀末に比定することも可能であり、今は決しがたい。

以上から、滋賀郡内にあって首長墓が和邏大塚山・勝所茶臼山・木岡山第一号・木岡山第三号・春日山・草塹という墳墓上の系譜をもつて5世紀末葉

まで辿りうることが理解されるが、これらの古墳の被葬者なり造営者を、その所在する小地域の「奈良朝における各郷の郷長」程度に比定する場合、その小地域ごとに継続した古墳の造営がなく、断絶の現象がつよく、加えて火大朝廷の古墳造営の草創が極めて小地域を単位としたこととなり政治史的な側面があいまいになるのである。従って、滋賀郡を政治的に統括する氏族の首長が、自からの出生地、あるいは母や妻の故郷に時に墓域をかえながら、系譜的に郡内に古墳を形成していくとするのが妥当であろうと思われる。その場合、考えられる氏族として和邇氏が登場してくるのである。先述の諸古墳のうちで、膳所茶臼山古墳を除けば、大部分はのちの真野郷の郷域内に集中し、この地が早くより和邇氏の居地であったことを配慮すれば十分にうなづける古墳の分布ということができるのである。

このように検討すると、改めてここで問題となるのは、滋賀郡を統括し、首長長安の系譜を生みだした和邇氏の性格である。近江には古式古墳を含み、継起して大古墳群を形成していく地方としては、坂田郡、長浜市域にわたる息長古墳群、野洲郡野洲町小篠原を中心とする野洲古墳群、加えて滋賀郡内の前記古墳群が指摘されるのである。いうまでもなく、古代国家形成期に大きな役割を果たす息長氏、野洲＝安国造家、和邇氏が、それぞれの古墳群の背後に想定されるのである。こうした和邇、息長、安氏についても「開化天皇が和邇氏の祖日出忌憲都命の妹、息耶都姫に婚して口子坐王を生み、口子坐王は、野洲の三上祝の奉斎する天御影神の女、息長水依姫と結ばれ水穂真若王を生み、この王が安國造家の祖となった」と記紀には伝えられている。豪強的ではあろうが、強固な同族關係が形成されており、しかも朝廷と密接な関係を作りなしているのであり、近江一隅があたかも人和朝廷を支える同族の關係につつまれていたのである。

さて、早くから畿内にあって朝廷と密着している和邇氏は、一方では滋賀郡全域を領域としている。したがって、4世紀から5世紀代の滋賀郡にあっては、統括者としての和邇氏が居住し、その首長が造営していく真野の地と、統括される人々の住む地が明確に区別されることとなるのであって、奈良時

代にみられた和邇系皇別臣姓氏族と、村主姓渦人系帰化氏族という山自を異にする明白な住み分けに先行して、政治的な統括者と被統括者を区別した住み分けが明確に把握されるのである。

5世紀後葉になると、和邇氏の統括する滋賀郡内に、のちの郷を単位とするかと思われる小地域を基盤として、新たな古墳が形成されはじめめる。こうした基盤にたつ古墳の成立は、全国的にみられ朝廷の政治的動向に連関する現象といえるが、多くの場合は離島として築かれ、古墳群を生み出している。滋賀郡にあっても真野春日山古墳群はそうした典型であり、よく雄族和邇氏の性格を反映しているのである。しかし、前代に前方後円墳などの首長墓の成立のなかった地域一大友、鎌部・古市郷の地の動きは複雑である。大友郷の郷域には、5世紀後葉に至って穴太の地上に上冢穴古墳、滋賀里の地に赤塚古墳が誕生してくるが、なお十分に後続するものはなく1基ずつで断続している。鎌部郷に該当する地では皇子山頂にこの期に属する1基が當なれたようであるが、古市郷には前代につづき、古墳の成立はみられない。

ところで、大友郷や鎌部郷では、一たび古墳を築く動向にありながら、そうした次につづく古墳が断続する事実には、深い理由が潜んで居るのであろう。ここに想起されることは坂上系団にみられる記載である。同書には齊高祖皇帝に出自する阿智王に注して、大泊熊天皇、松仁天皇の御世にわが國へ阿智王により馳び迎えられた30の村主姓帰化系氏族をあげ、「時に阿智王、夷す。今某の郷を建て、後、改めて高市郷とす。而して人衆目が多く、居地は脇挾し。更に分ちて諸団に置く。浜洋、夢河、近江、播磨、阿波等の渦人村主これなり」とあるが、この記事は日本書紀雄略天皇7年の条にある西漢才伎の飲因智利が導國百濟より獻ぜられた才伎を迎へこれを高市郷に配したとする記事に対応するものとされており、仁德朝の記事は、実は雄略天皇の事実に基づくものとされている。(平野邦雄『島部と難戸』『大化前代社会組織の研究』所収、吉川弘文館刊)従って5世紀中葉(463年)にこうした村主姓帰化氏族の高市郷配置があり、後、各地に編成され、うち穴太、大友、鎌部村主などが近江に配されたものと考えられるで

ある。先に記した大友郷・鍋部郷で5世紀後葉、はじめて古墳が當選され、以後断絶する事実は、こうした村主姓扁化系氏族の配置と関連する事実であろう。昔なまれた古墳の被葬者は、和邇氏の下にあって郷頭度を管掌していた者の墳墓であって、5世紀末以降に、扁化系氏族が配置されたため、他地一例えは真野郷に移り住み、古墳が絶えるとする場合(5世紀後葉の墓石に係る古墳は、共に円頂であり、赤塚古墳は径38m、高4m、頂部に粘土層の存在を伝え、皇子山古墳は流失しているが、独立山丘の丘頂にあり、共に、伝統的な墓制を示すと考えられる)と、5世紀後葉にこの地に扁化系氏族が配置され、古墳はそうした氏族の統率者の墳墓であったが、和邇系氏族や東漢氏との因縁もあって以後の築造を絶ったかのいずれかであろう。ただ、一旦「古墳」を築く動向にありながら断絶することは、この地に成立していた政治的な基盤に大きな変化なり解体という事態のあったことを暗示するものであり、6世紀中葉以降、この地の扁化系氏族が発展的に群集墳を成立させていくことを勘案すれば、前者の場合の想定が妥当性をもつてであろう。従って、463年、わが國に迎えられた渢人系扁化氏族は、大和高市郡に配置され、うち一部の穴太、大友、鍋部村主などが氏族として編成され、5世紀末葉以後、和邇氏の統括していた大友郷や鍋部郷の郷域に布臥されたものと考えられるのである。

こうした渢人系扁化氏族の編貢については、編貢地が和邇氏が統轄する地であるところから和邇氏の手による編貢が想定されるが、また、大友、鍋部など扁化系氏族のもつ村主という性から、東漢氏、ひいてはその背景にある巨大氏族の動向も考えられるのである。

ところで和邇氏と扁化系氏族との因縁は、從来記されるように少なく、外征倭も間族の真野氏・吉田連について姓氏錄に記録される程度である。(岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」「日本古代政治史研究」昭和30年)確かに6世紀以降に同族小野氏、栗田氏が中国・朝鮮との外交に顯著であるが、これはむしろ和邇氏の領域に配された渢人系扁化系氏族を背景とするものであろう。ただ、ここで注目せねばならないのは西文氏の祖とされる王仁が和邇吉師(古事記応神天皇条「また百濟國に若し賣者有らば買上れと科せ給

ふ。故れ命を受けて買上れる人、名は和邇吉師。此の和邇吉師は文曾等が執」とみえる)と呼ばれていることであり、難波吉志や木古頭が、それぞれ地名・氏名を負うところからみて、和邇吉師は、和邇氏なりその居地に因縁をもつことが暗示されており、おほろげながら、和邇氏が何らかの形で、早く扁化系氏族をうけいれ、統轄した面影がしのばれるのである。

ところで、坂上系岡には、西大友村主や鍋部村主など各地に編貢された30の村主姓扁化系氏族をあげ、東漢氏の統率下にあったことを伝えている。従って、滋賀郡所生の村主姓氏族の編貢にも、同様、東漢氏の働きかけのあったことは疑ないとこであろう。日本書紀雄略天皇7年の条には、西淡才伎欽因知利の突により百济より併い來った扁化系氏族を「天皇、大伴大連室屋に詣して、東漢直狗に命せて新漢胸部高貴……等を以て、上桃原、下桃原、真神原の三師に遷し居らしむ」とあり、清寧天皇即位前紀にも、皇子の坂上に當り「大伴室大連、東漢狗直に言ひて曰く、大泊漸天皇の遣招、今得に至らんとす」とあり、雄略朝には、東漢氏は大伴氏と緊密な関係をもち、あたかも6世紀中葉以降の台頭した蘇我氏とそれに接した東漢氏の動向に極めて敏感しており、東漢氏が、常に、朝廷内部を領導する巨豪と密接に連絡を結び、自己の勢威の拡大と保存をはかっていることが顯示されているのである。しかし、近江国滋賀郡の和邇系氏族の居地に、5世紀末葉、直接に大伴氏が東漢氏の統轄する扁化系氏族を編貢すると考へることには種々問題がある。こうした時点の和邇氏は、孝靈天皇より敏達天皇に至る間、后妃を輩出し朝廷の内廷を固める動向にあり、わけても一方で后妃を出して来た葛城氏が没落し、和邇氏に内廷の主導が移った時点にあたり、臣姓豪族として最大の権勢を把握していたのであるから、大伴氏族として外延の実権をもった大伴氏と言えども容易に、その和邇氏の領域に東漢氏下の扁化系氏族を導入することはできなかったものと思われる。大伴氏、和邇氏間の交流が明確でない今日、恐らく、天皇の意向をうけて、天皇家を構成する和邇氏が、本拠地たる大和国ではなく、和邇部臣などの所住する近江の故地に、自からの手で、東漢氏の率いる渢人系扁化氏族を編貢した可能性がつよい。従って、こ

の近江國滋賀郡の地は、當時、和邏氏を通じて、天皇家の直轄地的性格をもち、漢人系帰化氏族も、東漢氏に属するものの上級氏族として和邏氏があり、朝廷に直属するものの面が強かったのではないかと考えられるのである。

5. 漢人系帰化氏族の墳墓

和邏氏を通じて5世紀末葉、滋賀郡に編成された漢人を称する帰化系氏族は、数多くの特色ある古墳を有するはじめる。6世紀中葉(540年)のことである。ふつう、帰化系氏族は、帰化、同化という規制をうけるところから、特色ある古墳を営む場合が乏しいが、滋賀郡の場合は極めて顕著に特色ある基準を示しており、それだけに稀例ともいいくべきこうした在り方は、今後、火化前代における帰化系氏族の動向や性格をうかがう上に重要な資料となるであろう。

この地の帰化系氏族の古墳と一般の古墳を区別する特色の一つは、横穴式石室の構造にある。一般に近畿では、5世紀代の横穴式石室は、方形プランで板石を小口積みして四壁をつよくせり出し、高いドーム状の天井を構え、1枚の天井石をうける穹窿頂平面の玄室であり、短い狭道をとりつけている。こうした石室の制は、6世紀代になると形態を一変させ、玄室は巨石を使用した長方形プランで、四壁下半は垂直に近く、上半部のみをややせり出し、数枚の天井石を架ける形態と変化するのである。

ところで、こうした流れの中にあって、滋賀郡にみられる6世紀中葉以降の横穴式石室は、5世紀の石室に似て方形プラン・穹窿頂持送り立面の玄室であり、天井石も一石を通過とする。しかし、石室の用材は花崗岩のやや小材を側壁下半の垂直部に用い、上半部は巨材でもってせり出しに利しており、よく6世紀代の特色を示している。いま、こうした1、2のタイプを示すと

1、横長プラン穹窿頂持送り立面の玄室例としては、昭和43年、滋賀文化財研究所の調査した、滋賀里大通寺古墳群C支群第一号古墳(調査中は、大通寺第一号古墳)があげられる。本古墳は、現段階では、この地の帰化系氏族の墳墓としては、最古の遺例であり、西暦540年代に属する。石室は、幅5.2米、長さ4米の横長の特異な平面をもち、側壁四隅

に巨材をたて、その間に平石をつめており、上半部は巨材でもって急にせり出し、一石で天井をおおうものであり、極めて短く玄室主軸と斜交した狭い狭道をとりつけている。こうした横長プラン、穹窿頂平面の石室は、同古墳群内にお一基が確認されており、穴太無込古墳群第二号古墳や穴太古墳群中にあって、6世紀後半にまでつづく石室であることが知られている。

2、正方形プラン穹窿頂持送り立面の玄室例としては、典型的を滋賀文化財研究所が調査した滋賀里大通寺古墳群第C支群第2号古墳に求めると、玄室は幅3.8米、長さ3.9米をはかり、側壁は下半部は小材を垂直につみ、上半部は巨材をもって急にせり出し、1枚の天井石でおおう。こうした方形プラン穹窿頂持送り立面の石室は、大友郷の北限をしめる坂本東本宮古墳群や木岡山の白山古墳群にはじまり、大友郷域に含まれる現在の大津市坂本穴太町、滋賀里町、南滋賀町にこの種の石室からなる龜山人古墳群をとどめ、鎌倉郷に含まれる大津市鎌倉町にも若干基があり、南限は現在のところ古市郷に属する園山古墳群に至る。

ただこの種の石室の変形として穴太野添古墳群のような長方形を呈する石室も認められるが、側壁や天井の構造は上記の諸類型に一致し、同一範囲に含まれられるのが通例である。僅かに群集墳の形成期以降、すなわち7世紀前半に編年される平次葬墓にこの種の長方形平面兼鉤形立面の石室が、別にみとめられるにすぎないのである。

さて、こうした方形プラン穹窿頂持送り立面という特色ある石室は、近畿地方にあっては、堺市塔塚古墳、京大阪市芝山古墳など5世紀代に属する古式の横穴式石室に初頭をみるのであり、すでに白石太一郎氏は「畿内にみられるような正方形平面、穹窿状天井の石室は、これを百濟広州付近に見出すことはできない。これに近い形態の石室は475年から538年まで都のあった百濟忠清南道公州の宋山里古墳群に見山山ことができる。しかしこの宋山里の穹窿状天井の横穴式石室を畿内のそれとの関連を指摘することは、宋山里のそれが畿内のものより時代が新しくて、不可能である。畿内の横穴式石室の源流は、正方形で、長方場を長手平積みし、四壁をせり出さ

せ穹窿状天井を構築した中南南朝の塔塚墓の塙を割石にかえれば、すぐ塔塚タイプの横穴式石室が導かれるのであって、遼源を直接これら南朝の塔塚墓に求めることは不可能ではないと考える。」とされている。(白石太一郎「日本における横穴式石室の系譜」同志社大学先史学研究会『先史学研究』第31号) 説かれるごとく5世紀代は大和朝廷と南朝との間の頻繁な交渉から見て、南朝の文物の導入はたしかに考えられる所であるが、こうした畿内型初期横穴式石室の被葬者が、「大和政権の南朝との交渉や朝鮮進出に因縁した進歩的な首長や、畿外にあって、大和政権内部で軍事外交を担当し、朝鮮経営に関係していた地方豪族の首長」であるとされると、なお、朝鮮に故地を求めるることは、論理的に可能なのであって、「塙を割石にかえる」とことを認めるとなれば、ほぼ時期を同じくする高句麗の穹窿頂立面方形平面の割石積みの壁面に漆喰を塗る技法も「漆喰を塗らねば」ということで十分祖形となるのである。しかもこうした高句麗の諸墳が、楽浪・帶方の中州系塔塚墓から導かれるとする通説に従えば、畿内に所在する初期横穴式石室の被葬者は樂浪の造営をつぐ化集団の首長であり、畿外における被葬者はこうした集団に接觸をもつ首長の墳墓であったことすら可能であろう。

ただ、滋賀郡に濃密にみられる正方形平面・穹窿頂立面(幅長形、長方形平面をも含めて)玄室という特色ある横穴式石室は、最古の例が6世紀中葉(540年代)に建造をみるものであり、畿内型初期横穴式石室とは時間的に必ずしも密接に連続しない。その構造にあっても巨材を使用し、群集墳を形成していくなど顕著な相異点をもっている。6世紀代になると一般に長方形石室に変り、用材も巨材の使用が普遍化するのであるから、滋賀郡のこうした特色ある石室が、5世紀代の伝統の上に、6世紀代の技術を駆使したとしても可能であろうが、この地にはそうした伝統も指摘されず、また他地にあってそうした群集墳の形成も知られない現在、時間的・系譜的に畿内型初期横穴式石室に脈絡は求めないであろう。また九州にも同様な石室の展開が知られているが、おそらく空間的に隔りが大きく直接関連をもたないものと思われる。あえて関係を求める

なれば、出山・系譜を一にする二地での現象といえるであろう。

この地の特色ある石室の祖源が、日本に直接みとめられない現在、国外の地にこれを求めねばならない。この地の村主姓鈴木氏族の渡来は、ほぼ雄略朝であり、転じて滋賀郡内に編入されるのは5世紀末葉とみられるのであるから、5世紀後葉以前の故地の墓制を推測することが必要であろう。阿智使主の奏文により高麗・百濟・新羅などから遺民を集めめたのが村主姓瓜族であると「坂上系図」には記載されており、故地は百濟をはじめ半島各地に及ぶようである。従って、半島の諸国にこの種の墓制を求めるならば、先にも述べたように、高句麗には方形平面穹窿頂立面の石室があり割石壁面に漆喰を塗り仕上げている一群があり、百濟では4世紀中葉から5世紀中葉末(475年)までの都城・漢山城のあった広州には、高句麗の影響をうけて成立した横穴式石室には、横長方形平面をもち持送りのつよい施龍里第八号古墳をはじめ、方形平面穹窿頂持送りのつよい可奈里第二号墳(堅守健・神田惣蔵「公州宋里古墳調査報告書」『朝鮮総督府昭和2年度古墳調査報告書』第2回)など天井の構造には相異はあるもののやはり近似した一群の石室が見られ、つづいて遷都をみた熊津城の地である公州にも、数こそ少ないが宋山里・甫通洞(輿部總志「公州に於ける百濟古墳」第2号・学会「考古学雑誌」第23卷第9号)に方形平面・穹窿頂持送りの漆喰塗り石室がある。一方、新羅にあっては金海三山里第一・弓古墳(佈原末治「朝鮮古代の墓制」図版第25)のように大井とそ二石であるが方形平面・穹窿頂持送り石室があり、同様な典型が忠孝里古墳群(有光教一「慶州忠孝里石室古墳調査報告書」『朝鮮総督府昭和7年度古墳調査報告書』第2回)にみられるほか、西岳武烈王陵の南東南丘陵上の一基に横幅の広い矩形平面の割石積横穴式石室(谷井清一「仰臥慶州西岳の一古墳に就いて」考古学会「考古学」第8編第12分)のあることが知られているが、いずれも時期的には6世紀中葉以降に位置づけられるものである。

このように、朝鮮三国の墓制をみると、5世紀後葉から末葉に至る横穴式石室をとれば、近江滋賀郡に所在する特異な石室の形態は、主として、高句麗・百濟に求められることとなるのであって、この

地の帰化系氏族が主として楽浪・帶方遺民の居住する高句麗をはじめ百濟に故地をもつものであることが理解されるのである。

いま、一点、この地の帰化系氏族の特色を示す現象としては、死者への炊飯具ミニチュアの副葬という特殊な慣行が指摘されるのである。ふつう壺・釜・瓶を組み合せるが実用品ではなく、副葬を目的としてミニチュアという形態をとて製作されている。現時点で発見されている最古の例は、6世紀中葉前半(540年代)に位置づけられている滋賀県大通寺古墳群C支群第一号古墳発見に係る資料であり、6世紀後半に属する滋賀郡の帰化系氏族の古墳の大部分にみられ、数多い発見例があげられるのである。このような炊飯具ミニチュアの副葬という現象は、わが国では近江國滋賀郡、河内國南河内郡を中心に展開しているが、中国にあっても、漢代から唐代にわたる墳墓の大部分に、居宅や器財の明器に泥り、炊飯具ミニチュアの副葬が盛行しているのである。ただ、わが国と中国のそれとの間には、河南省禹州白沙漢墓の竜形明器(河南省文化局文物工作隊「河南禹州白沙漢墓發掘報告」中國科學院考古研究所『考古學報』1959年第一期)のように、わが国の円筒状の壺に相似たものも知られているが、一般には形態が異なり直接にわが国との関連を考えることはできないのである。一方、半島にあっては、こうした炊飯具ミニチュアの副葬といった現象はみられず、わずかに新羅・金冠塚古墳に鉄釜四口(眞出耕作、佈原末治「慶州金冠塚と其遺宝」本文上冊朝鮮總督府「古墳調查特別報告」第3冊)の副葬があり、他に梁山北亭洞や普門里、昌寧校洞古墳などからも同様な鉄釜の発見があり、これら古墳がさわめて優れた造詣をもつところから富貴な家族に限られて副葬されたものと考えられている。しかしながら、この新羅の諸例はいずれも鉄釜のみであり、本邦の炊飯具セット、ミニチュア副葬の慣行とは大きな懸隔があるわけで、その間の脈絡についてはかなりの問題が横たわっているといえるのである。しかし、一方、平安時代に属するものの、延喜式などでは、この種の炊飯具に伴う壺を「韓壺」と呼んでおり、また国語のカマは、朝鮮で用いる「カマ」の指称からきたものとされているのである。(吉崎道三郎「口韓國語の比較研究」史学会

『史学雑誌』第18編第4号)加えて、百濟では漢山城や熊津城の時期にはすでに、陶質、埴質、瓦質にわたる壺・壺があり、泗沘代に属する扶余・扶蘇山南陵では、日本の壺と同様な壺も発見されているといふ。(吉沢一太氏の教説による。)従って大阪府下で確認されている船橋遺跡や難波宮下層遺跡例などの壺・釜・瓶よりなる炊飯具の制は、畿内を中心に展開しており、よく半島から導かれた制であることを示している。このように見てくるならば、日本にみられるような炊飯具ミニチュアの副葬現象は楽浪を含めて中国にみられるものの朝鮮ではなく、日本に行なわれた壺・釜・瓶の形態は中国には見られず朝鮮(現段階では百濟)と一致する結果となって、6世紀中葉・群衆墳の造営がはじまるや、かつては楽浪帶の方の故地に行なわれていた慣習が復活し、新しく朝鮮より導入された炊飯具の形態をミニチュアとし、副葬するに至ったと考えられるのである。

以上のような、方形平面・穹窿頂持送り立面の石室構造、炊飯具ミニチュア副葬の慣行という特色ある遺構、遺風は、それぞれ興味ある分布を示している。方形平面・穹窿頂持送り立面の石室は、大友郷の北端、すなわち真野郷に南接する坂本の地にある東本宮古墳群や西白山古墳群を北限とし、郷内の穴太、滋賀里、南滋賀に大きな古墳群を形成し、錦織郷でもこの種の古墳群の造営があり、古市郷に含まれる石山園山古墳群をもって、現在南限としているのである。一方、炊飯具ミニチュア副葬の古墳は、坂本東照宮古墳を北限とし、やはり大友郷に属する穴太、滋賀里、南滋賀に所在する福古墳に類出し、南限は現在、錦織郷に含まれる錦織町皇子山山腹の古墳群に見られ、大友郷、錦織郷にこうした慣行が深く濃密に確立されていたことが指摘されることとなるのである。

ところで、こうしたこの地の特色ある二者は、大友郷を中心におみ合せり、密接な関連をもち、以南の各郷にひろがるのであるが、和邏系氏族の岡田する真野郷では大群集墳である春日山古墳群をはじめ、各古墳群は、すべて長方形平面・蒲鉾形立面をもつ遼有な横穴式石室で構成されており、その間に大友郷などにみられる方形平面・穹窿頂持送り立面の石室は全く知られておらず、炊飯具ミニチュアの

副葬も全く聞かない状況であり、滋賀郡北部の真野郷と以南の大友郷など3郷の間に明確なコントラストが浮びあがるのである。

したがって、單に横穴式石室の構造や特殊な慣習という現象からだけでなく、両者の組み合せと分布、周辺との対比の過程で、こうした特色ある古墳群を生みだした背景として、漢人系の村主姓を中心とする帰化氏族の存在を考えざるを得ないのであり、よく石室や慣習の遡源により、百濟・高句麗にあった楽浪帶方地方の遺民を中心とした渡来の様子が彷彿として復原されるのである。かように帰化系氏族の墓制が明瞭に指摘できるようになれば、奈良時代における帰化系氏族の諸相とも関連させて、よくこの地の帰化系氏族のもつ前代の動向をも示しうることとなるのである。

6. 滋賀郡における漢人系帰化氏族の展開

さきに、朝廷の意図によって、和邏氏を媒介して5世紀末葉ごろ、滋賀郡大友郷を中心に漢人系帰化氏族が編成され、彼らの間に特色ある構造の石室や、特殊な慣習が行なわれていることについてのべたが、次にこうした漢人系帰化系氏族の展開を考えてみよう。

こうした特色ある構造の石室は、坂本に30基、穴太に234基、滋賀里に158基、南滋賀18基と、計440基に及ぶ甚大な数が大友郷に集中し、錦部郷には20基、古市郷には8基が確認されている。この3郷の領域内には、貞野郷にみられるような通有な石室はみとめられないのであるから、大友郷の卓越した性格がすでに基數に現われているといえるであろう。基數の分布だけではなく、時間的にこの種の石室の形成をみる場合にも、最古の遺例は、坂本、穴太、滋賀里などの大友郷の域内にみられ、錦部・古市郷での成立は6世紀後葉をまたねばならない情況にあり、歴史的にも大友郷の卓越が理解されるのである。おそらく、錦部・古市郷の帰化系氏族の一部は、大友郷から枝分かれしたり、後に編成されたものであって、5世紀末葉の村主姓の漢人系帰化氏族の編成は大友郷を対象として行なわれたことを遺跡は如実に示しているのである。古市郷に居住する大友但波史族はそうした大友郷からの分枝を示す一例

であって、名に示されるように但波史が、滋賀郡大友郷に移り、のち古市郷に転じたものである。恐らく、和邏氏が丹波の地と密接な関係をもっているので、このような移住を生じたのであろうが、この丹波史の故地はそうした経緯を勘案すれば、丹波道主命の墳墓とされる兵庫県多紀都城東町靈廟車塚古墳の付近に求めるべきこととなるが、いま2.5軒北にあたる多紀町小田中の地には、軒長プラン窓築頂持送り立面の横穴式石室をもつ稻荷山古墳（亥野彌「丹波篠山における古墳の立場と式内社の位置について」『関西大学考古学研究年報』第1冊）があり、よくその関連を示しているのである。

次に、こうした滋賀郡における漢人系帰化氏族の内側の様態について検討しよう。編成の拠点となつた大友郷内の古墳の分布は、三律首らの居住した坂本では、東本宮古墳群12基、笠立山古墳群8基、明良古墳群5基、藤寺堂古墳群6基、西白山古墳群2基があり、穴太村主などの居住する穴太には天神山塚古墳群6基、穴太野添館込古墳群228基があり、大友村主や志賀臣の居地たる滋賀里・南滋賀には、大谷北古墳群15基、大谷古墳群18基、大通寺古墳群40基、池内古墳群12基、百穴古墳群67基、桐畠古墳群6基、福王子古墳群14基、福王子北古墳群4基と順次かぞえられるのである。

近江の場合、一家族が6世紀後葉から7世紀初頭の約半世紀の間に2基から4基の墳墓を営む場合が多く、したがって前述の古墳の基數から観察、古墳群を形成する基盤となった家族の数をうかがうことができるのである。このように考えると、坂本地区は2~6家族からなる墓域が点在する型であり、南滋賀や、隣接する錦部・古市郷の古墳群もこうした型に属している。一方、穴太や滋賀里地区には、それぞれ野瀬・飼込古墳群や大通寺・百穴古墳群など、核とも呼ぶべき大古墳群の存在があり、その周辺にさきに見たような数家族からなる小古墳群が点在する型をとっており、群構造からみても、穴太村主、大友村主の優越を示している。こうした後者の型の核たる大古墳群は、この地の帰化系氏族の場合には、家族墓の多数の集合という型態からなっており、後述する和邏系氏族の形成する核古墳群とは異なる性格を帯びている。帰化系氏族の核古墳群

は、限られた一地域内に村=氏に係る龐大な数の家族墓を成立させていくだけに村の自立性は、他の帰化系氏族の示す數家族墓が散在する型態に比べ強いものがあると考えて差支えないであろう。加えて村内の龐大な家族が造墓を果すだけにすぐれた経済的基盤が推測される上、古墳の造墓が朝廷の容認家族に限定されるとすれば、政治的な優れた基盤もまた考えられ、村を構成する家族の強い自立性も指摘することができる。こうした家族を単位とし、その組成のうえに形成されている核古墳群としては、例えは依智秦氏の居地とされる滋賀郡愛知郡・上牧野古墳群が297基を数える核古墳群であったことが想起されるのである。従って滋賀郡の帰化系氏族の形づくった核古墳群は、渡米の過程で、故地朝鮮から家族を単位として集まり、しかも日本以上に家族の自立が強かった故地の性格をそのまま導入し、朝廷もそうした家族の自立性を容認せざるを得なかつた所から、家族を直接単位とする集団が成立し、その集団が、家族は自立しつつはあるものの氏のつよい組織をもつ在地豪族・和邏系氏族の居地の一画・大友郷に編入されたのであるから、墓域は固定的に展開を遂げたのである。加えて、穴太・火友・鍋織氏は、多くの姓に分かれ、滋賀郡内にとどまらず、都外・国外に分枝しており、内にはこの滋賀郡の本貫に帰属した場合も考えられるところから、一層の核古墳群の形成がなされたのである。ところで、真野郷にも数多くの古墳群があり、和邏系譜に連なる各氏族の墓域とされるが、その中で核古墳群としうるのは250基を数える春日山古墳群である。本古墳群は、丘陵の占地の状態からみて数群に区別され、各群は多くの家族墓から成っている。こうした家族墓を含み、核古墳群をつくる群は、氏族を基盤として生ずるものと考えられ、数氏族の墓域か、他地から「氏」を通じての本貫地帰葬かのいずれかが考えられる。いずれにせよ、大友郷内での核古墳群は、その内を家族ごとに分別はしても群別はむづかしく、真野郷の核古墳群のような幾家族をまとめた数群別の存在とは異なった趣を示している。この差は、今後、核たる古墳群の性格をうかがう重要な手がかりになると思われる。火友郷内にみられる核古墳群の周囲にみられる小古墳群や、

孤立する小古墳群は、核古墳群とは出自や放地を異にしたり、あるいは後にこの地に編附された帰化系氏族の墓域とすることが想定されるのである。

こうした帰化系氏族の間で行なわれた墳墓の石室内には、ふつう2~5人前後の被葬者がみられる。現在この地で最も古く編年されている滋賀郡大通寺古墳群C支群第一号古墳にも、すでに4棺が想定されている。6世紀中葉、東漢氏をふまえた蘇我氏の抬頭と領導のもとに、畿内一円の有力家族へ「家族墓」を与える、国家機関への組入れをはかるに至ると、同時に、帰化系氏族の墓葬は、発生し、強力に造墓が進められ、「家族墓」の性格は他地以上に強化されていくのである。すでに、故地で発達していった「家族墓」の概念は東漢氏などの帰化氏族によって蘇我氏の政策により入れられ、蘇我氏の抬頭と領導によって、5世紀後葉渡米以来、政治的に日本の慣行、造墓の制におさえられ、行えなかつた「家族墓・炊飯具ミニチュア副葬」の慣行や、正方形平面穹窿頂持送り石室が想起され、復活盛行するに至るのである。中国では、漢代より唐代に及ぶまで、古墳の内側は「新らな世界での家」であり、現世の家の概念は彼岸にまで引き継がれたのであり、明器泥像の副葬も、また横穴式石室なりの構造もそうした考え方方に立って誕生しているのである。こうした中国的な「家」の概念は、滋賀郡に居住した帰化系氏族にも眼うつ、その上にたって、炊飯具ミニチュアの副葬現象が成立し発展していったのである。日本各地にみられる6世紀後半の家族墓とくらべ、おそらくこの地の家族墓の教えるところは、より自立し、より中国的な概念をもつた「家」の存在であり、日本で「氏」として編成し、政治的に規制しようとして来た從前の朝廷の動きが、蘇我氏等により次第に家族を析出する官司制への動きをもつ方向に転換したとき、この地の「家」はつよい発展への基盤をもつに至つたのである。

6世紀後半は、全国的に規制はみられるものの朝廷は、氏の組織をやぶって誕生してくる有力家族の存在とその発展を容認してくる政策をとったが、一方では、官司制の漸進によって特定家族なり個人の抬頭が7世紀初葉に極めて顕著となってくるのである。こうした傾向は、推古朝(600年代)に、冠位12

階の制定や、十七条憲法の発布など国家機構の整備と官司制の確立がはかられるにしたがい、推古朝の葬送規制（水野正好「群集墳と古墳の終焉」角川書店『古代の日本5・近畿編』所収）が強力に推進され、下級官人などの造墓は否定されるのであり、甚大な數を誇る後期群集墳はその基礎を失い、古墳群の形成は終焉を遂げるのである。6世紀後半、数多く造営された特色ある漢人系鷦鷯氏族の家族墓も、こうした規制をうけ、6世紀末葉には、石室も小規模となり、被葬者も少なく、副葬品も品目、量共に減じ、炊飯具ミニチュアも退廃し小形化していく。7世紀に入ると、特色ある方形平面、穹窿頂立面の横穴式石室の造営は廃止され、多くの家族墓も終焉をとげ、群集墳の形成も終焉である。しかし、穴太、大友郷内や真野郷内の核古墳群の場合、群の一画なり、家族の墓域の一郭に新しい7世紀型の墳墓が代って成立してくる。石室は長方形平面、直壁立面の横穴式石室であり、多くの場合被葬者は1名に限られるだけでなく炊飯具ミニチュアの副葬も絶えるなど、従前の墓制と異なった大きな変化が現われ、明確に当時の朝廷の政策や動向に対応している。恐らくこうした墳墓は、朝廷機構の新体制の中で官人として上昇を果したものと考えられるのである。

こうした現象は、畿内に広くこの時点でみられるものであるが、注目すべきことは、核古墳群以外にこの時期の古墳の築造ではなく、核古墳群中でも限定された家族の墓域にしか成立しえず、ここに朝廷機構に携る官人層の出自が把握されることである。墓制がこのように家族墓から官人たる個人墓に変貌をとげる時は、また古墳が「家」を示すものではなくなるのであって、「家」の概念に立った炊飯具ミニチュアの副葬現象もまた当然やむのである。

滋賀郡の、漢人系鷦鷯氏族の墓制は朝廷の動向や施策を敏感に反映して変化をとげているが、こうした点では、畿内中央部の諸氏族と傾向を全くにしており、それだけに先進的な傾向を感じられるのであり、深く密接に朝廷に連っていることが知られる。こうした政策の転換に伴って、彼らがこの地ではぐくんでいた特色ある墳墓や慣行は、姿をひそめるのである。漢人系鷦鷯氏族は、7世紀初葉、故地のかおり豊かであった特色ある文物をとどめなくな

るが、こうした傾向は朝廷に密接する和邏氏とても同様であって、真野郷にみられる和邏系氏族の墳墓も、鷦鷯系氏族と同様な過程をたどり、廃絶する。

しかし、畿内にあって珍しく、こうした特異な文物をとどめてきたこの地の鷦鷯系氏族は、7世紀初葉、墳墓の造営こそ廃するものの中葉には、早や、特異な仏教文化を提示して再び問題をなげかけるのである。大友村主、穴太村主はその居地である、南滋賀・穴太の地にきわめて雄偉な特色ある屋根瓦をもった白鳳時代寺院、南滋賀町庵寺跡（柴田実「大津京跡、滋賀県史蹟調査報告」第10冊）、穴太庵寺跡の堂塔伽藍をいち早く建立するのである。南滋賀町庵寺を特色づけている方形の俗に「サソリ瓦」と呼ばれる特異な軒瓦や、雄渾な単弁蓮華文に飾られた百濟系屋瓦は、さきに述べた大友、穴太氏の故地を彷彿させるに十分であり、また、他に全く例をみない特異な遺品として大友氏なり穴太氏の前代の特異な環境をなお伝えるものとして極めて重要なものである。ただ、從前、この南滋賀町庵寺をもって大津京に属する寺院とする見解もあるが、大津京の京城を規制している事實や、屋瓦の編年からみる限り大津京造営を遡る遺構とすることが正しく、氏寺とみることが妥当と考えられるのである。鎌郷郷における三井寺こと園城寺も、こうした方形の「サソリ瓦」をもって葺かれた寺院である。（石田茂作「三井寺発見の古瓦について」園城寺『園城寺の研究』所収）ただこの寺院は鎌郷氏の創立になるものではなく、近江国奥地志略に引く古券には大友村主とみえ古今集目録にも同様にみえ、鎌郷郷にまで縫延していた大友村主が、南滋賀町庵寺の他に三井寺の創立の基盤をなしていたのである。穴太、南滋賀、三井の3寺がともに崖瓦を共通し、ほぼ同時に創建をみると、純日本紀延暦6年7月条に、大友村主、大友民田佐、鎌田佐、穴太村主が同族として志賀忌寸の姓を賜うことの先駆ともなる重要な事実であり、この時期、なお強く地域的な連繋をもってわが國では珍しい故国の文物をもつてして注目されていたことを示しているのである。

やがては、息長氏や和邏氏に連なる天智天皇は、その系譜もあり、この滋賀郡における和邏氏と鷦鷯系氏族の関連もあって、大友郷の内に大津京の造営

を開始するのである。大友村主等の大きな財力をたのみ、また、天智天皇の後継者とされた大友皇子の御名にもかかわるよう壬生的関係にあったこの地の親縁性や、あるいは長くすぐれた故郷の文物を伝え、慣習や技術にたけたこの地の伝統をもふまえての遷都であったろう。ただ、真野郷の中村廬寺、古市郷の膳所廬寺（西田弘「大津市膳所の一廬寺跡出土古瓦について」上代文化研究会『上代文化』第21号）などの創立はいずれも大友郷内の諸寺に連れてなるものであり、奈良朝にまで故郷の文物をうけたかおり高い環境が保存されていくのである。

滋賀郡における漢人系帰化氏族の流れは多彩であった。そうした氏族について最後に書きとどめたいのは、古市郷に含まれる南郷の地にあって発見された製鉄遺構、大友郷穴太野添第7号古墳にみられる鐵岸の出土から推察される鉄製鉄と、帰化氏族との関連、あるいは穴太野添古墳群に副葬されている土

鏡の示す湖岸漁業との関連などは、今後、十分に検討を要するところであり、帰化系氏族の手技や日常の生業などの基盤を復原する重要な足がかりとなるであろうと思われる。

最後に、本稿のこうした視点や資料について西田弘、藤沢一夫、丸山竜平、黒崎直、田村勝子、福岡澄刃、水野和雄、秋田裕毅、大川和夫、中山正二の諸氏はじめとし、滋賀県教育委員会、滋賀文化財研究所、立命館大学、滋賀大学考古学研究会の助力のあったことを記して謝意を述べたい。

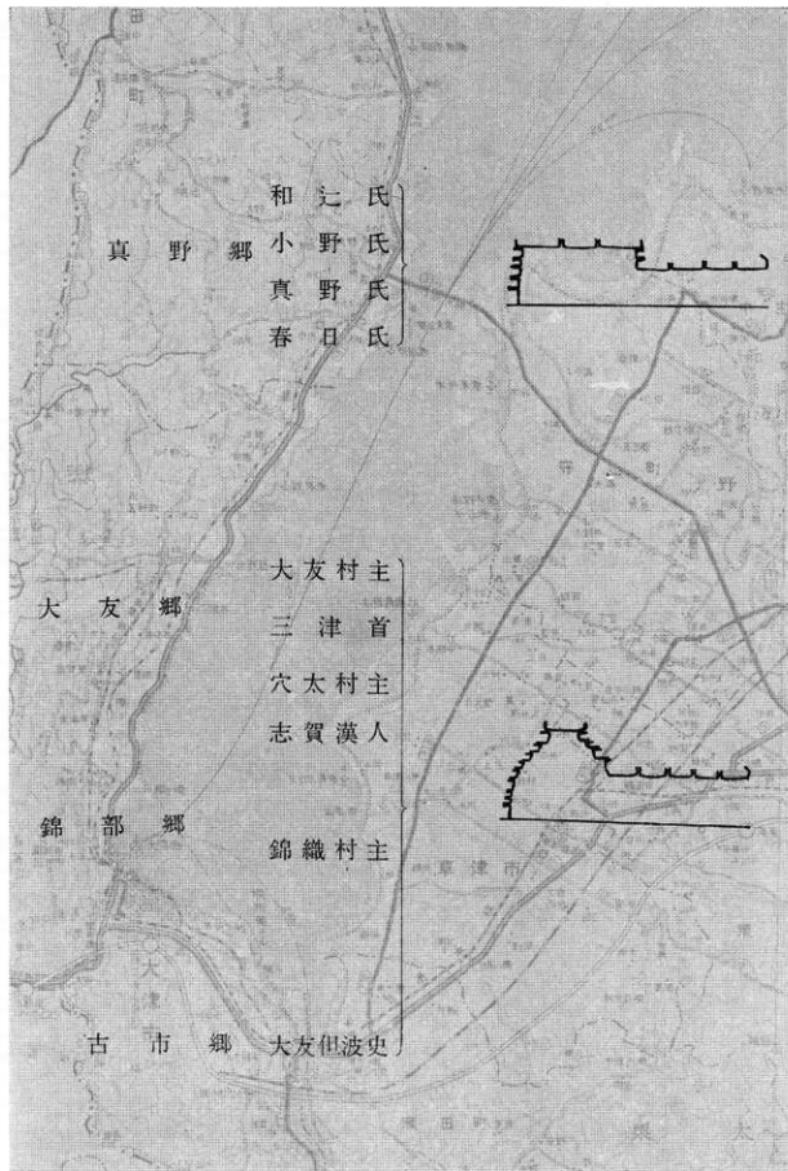
本稿は「帰化人の墳墓—滋賀郡における漢人系帰化氏族をめぐって」（第一法規出版株式会社『月刊文化財』昭和44年10月号）の一部を訂正補筆したものである。内容においては、若干の変更を加える所があることを付記する。

（水野正好）

補註

(1) 滋賀郡真野郷は、和邏系帶に遡る臣姓皇別氏族の居住する地域であるが、本稿校正後、この地に漢人系帰化氏族大友氏の居住を明示する次の史料を行なった。『平安通義』第1巻所収・117号・近江国大友郷船田光券。同史料には、滋賀郡真野郷主從六位下大友日佐豊雅ノ口向官名の名がみえる。

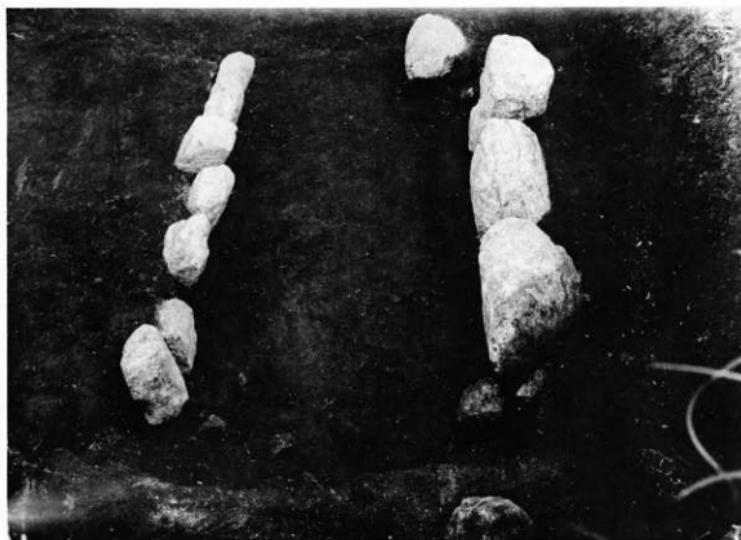
(2) 狹幅具ミニチュアの故地については、藤沢一夫氏は「このような壺・釜・瓶三者一具の形態も三周時代の韓國に発見するものであることは、百濟故地の遺品の中に見出されるから確実である。」とされている。（「古墳跡・土師器・かまと形土器」『世界海図全集』第1巻所収・河出書房新社刊）



図版3 穴太野添古墳群



第2号古墳第1石室南東より



第2号古墳第1石室南東より

図版4 穴太野添古墳群



第2号古墳第2石室南東より



第2号古墳第2石室

図版 5 穴太野添古墳群



第3号古墳南より



第3号古墳東より

図版 6 穴太野添古墳群



第4号古墳および第5号古墳東より



第6号古墳南東より

図版 7 穴太野添古墳群



第6号古墳北西より



第6号古墳北西より

図版 8

六太野添古墳群



第 7 号古墳南東より



第 7 号古墳南東より

図版9 穴太野添古墓



第1古墓西より



第2古墓西より

図版10 穴太野添古墳群



第2古墓南より



第2古墓南より

図版11 福王子古墳群



福王子 風景古墳群南より



福王子古墳群西より

図版12 福王子古墳群



福王子第1号古墳



福王子第1号古墳

図版13

福王子古墳群



福王子第2号古墳



福王子第2号古墳

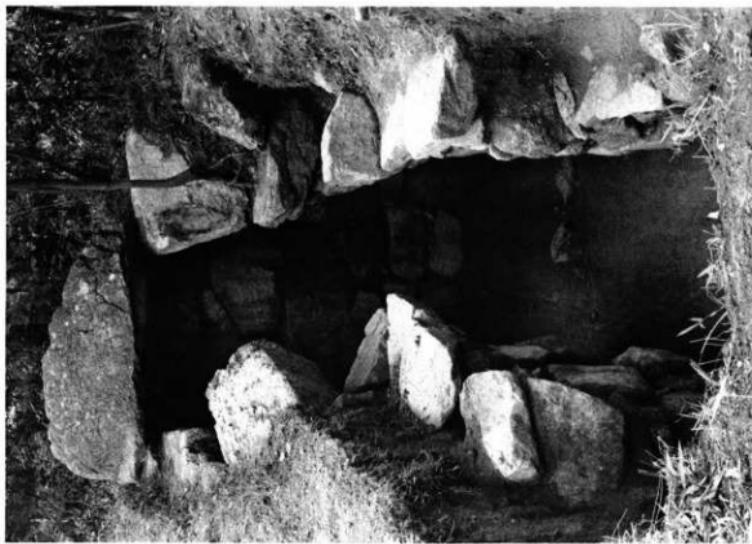
図版14 福王子古墳群



福王子第2号古墳 遺物出土状況



図版15 福王子古墳群

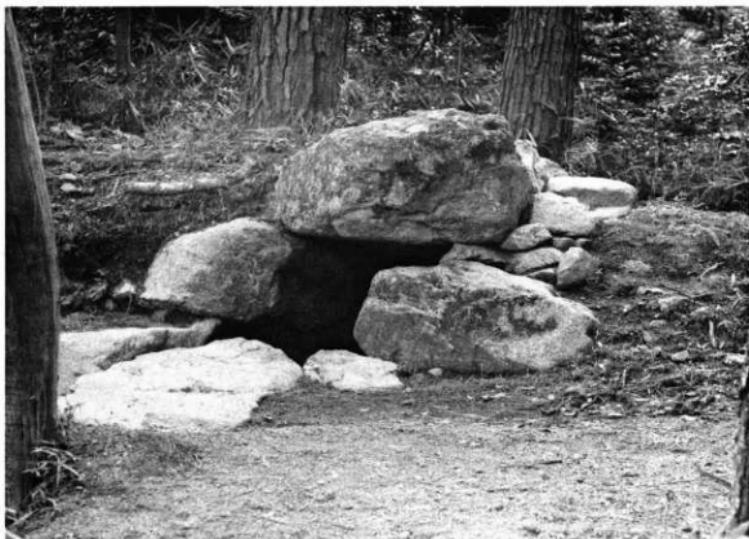


福王子第6号古墳



福王子第6号古墳 奥壁と右側壁右横み状況

図版16 福王子古墳群



福王子第8号古墳

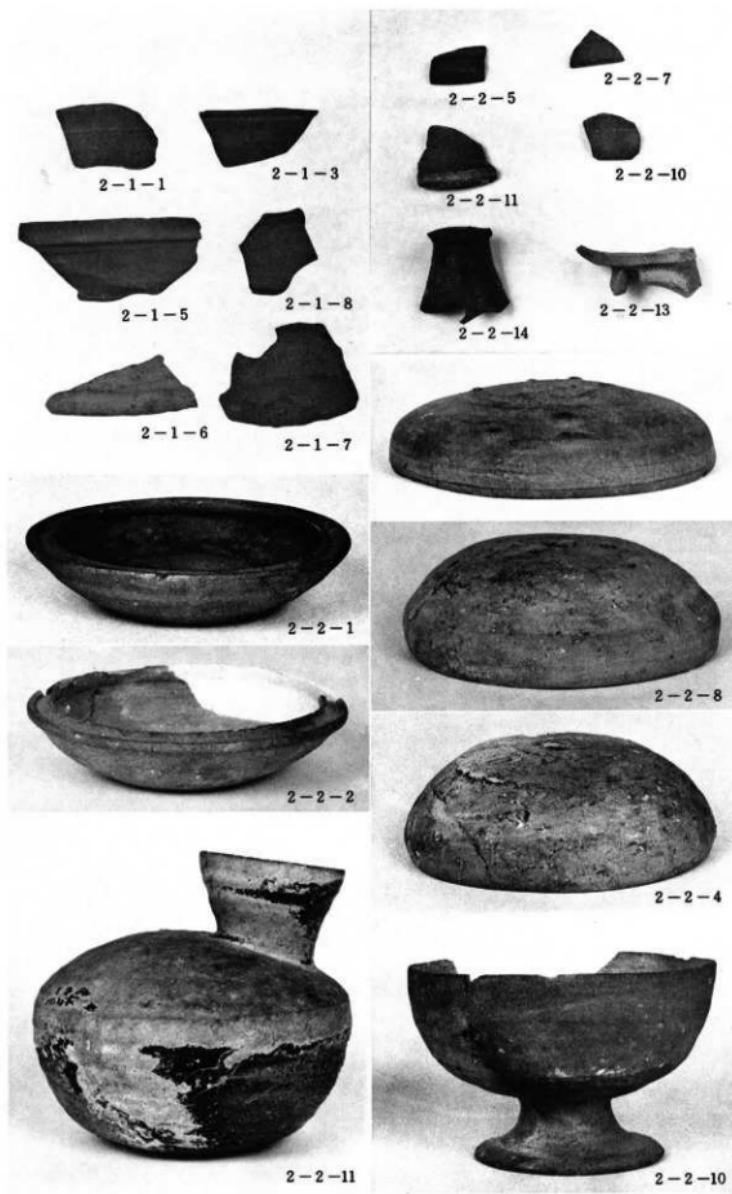


福王子第8号古墳 奥壁を望む

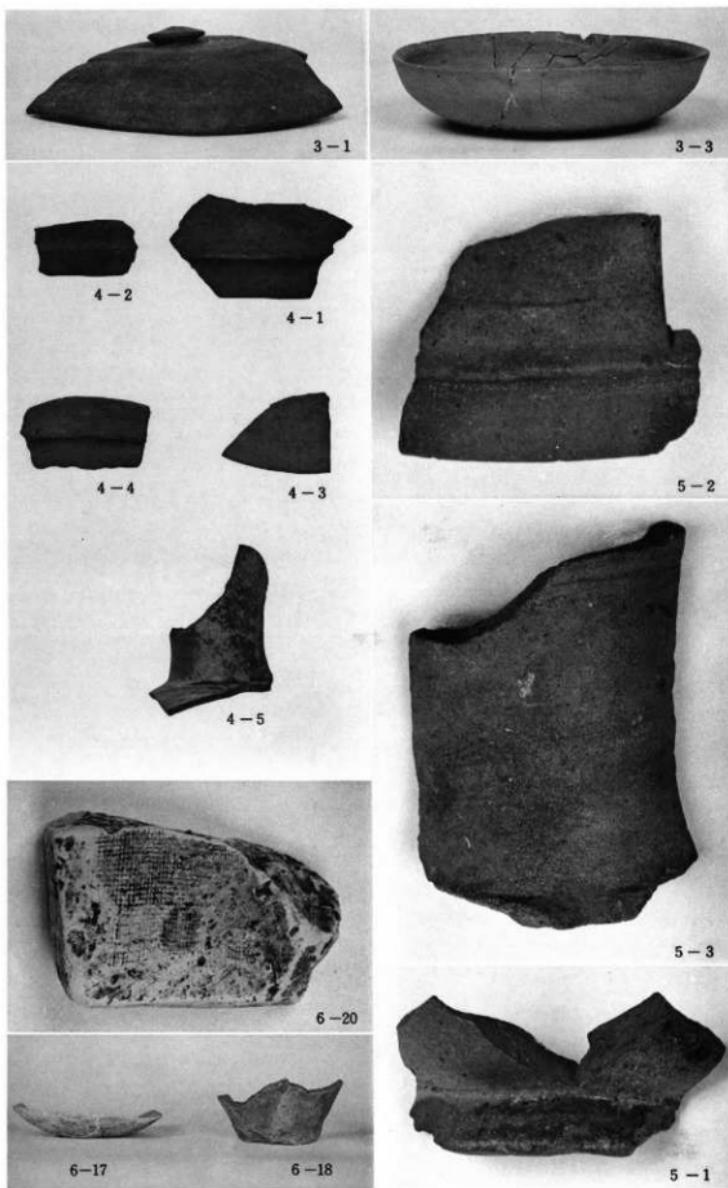
図版17 穴太野添古墳群 遺物



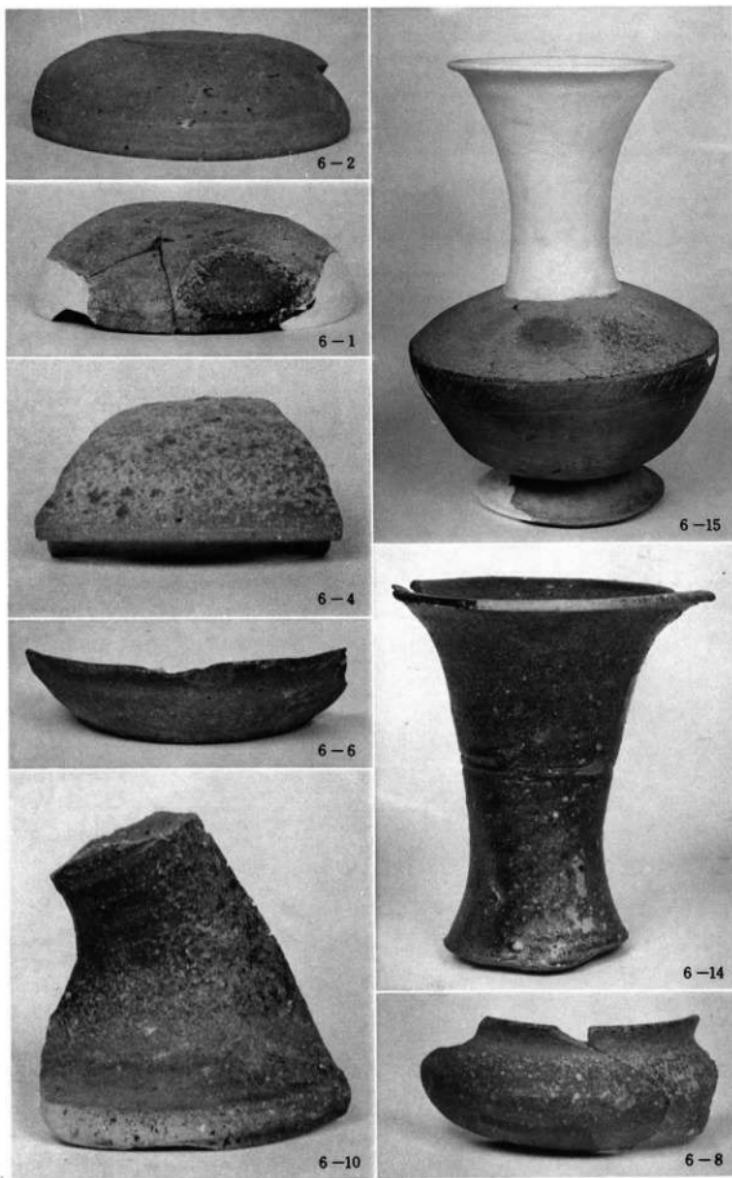
図版18 穴太野添古墳群 遺物



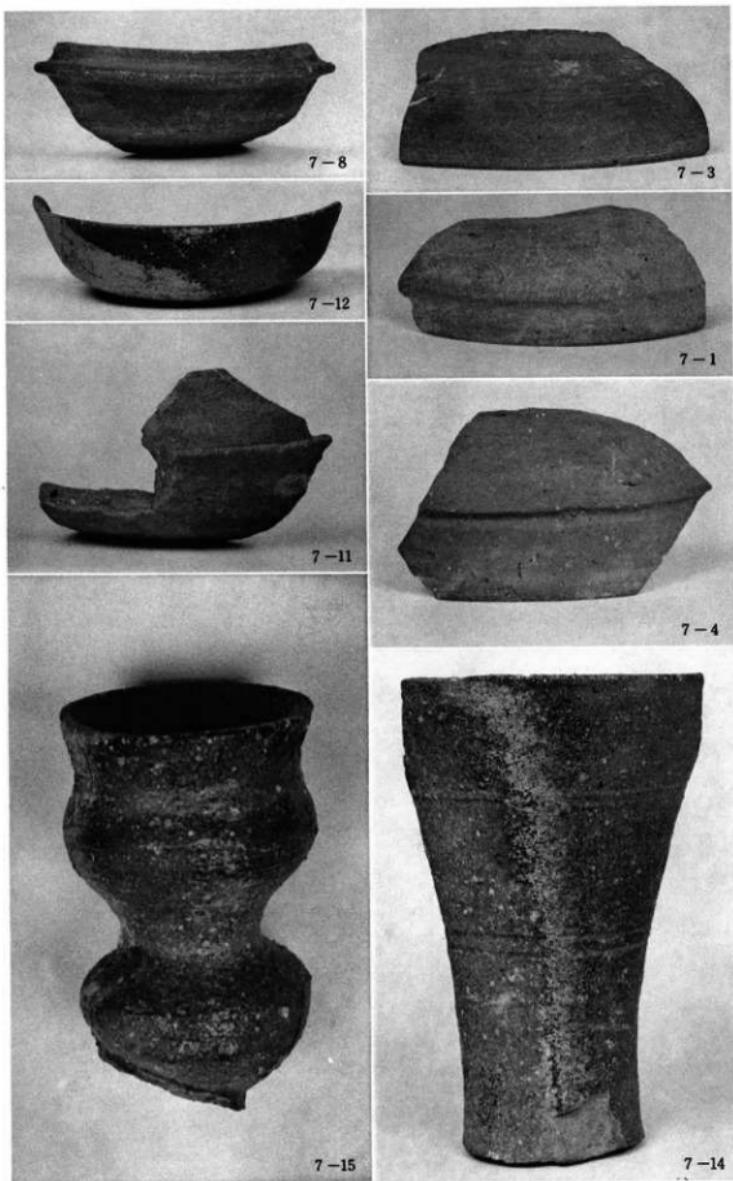
図版19 穴太野添古墳群 遺物



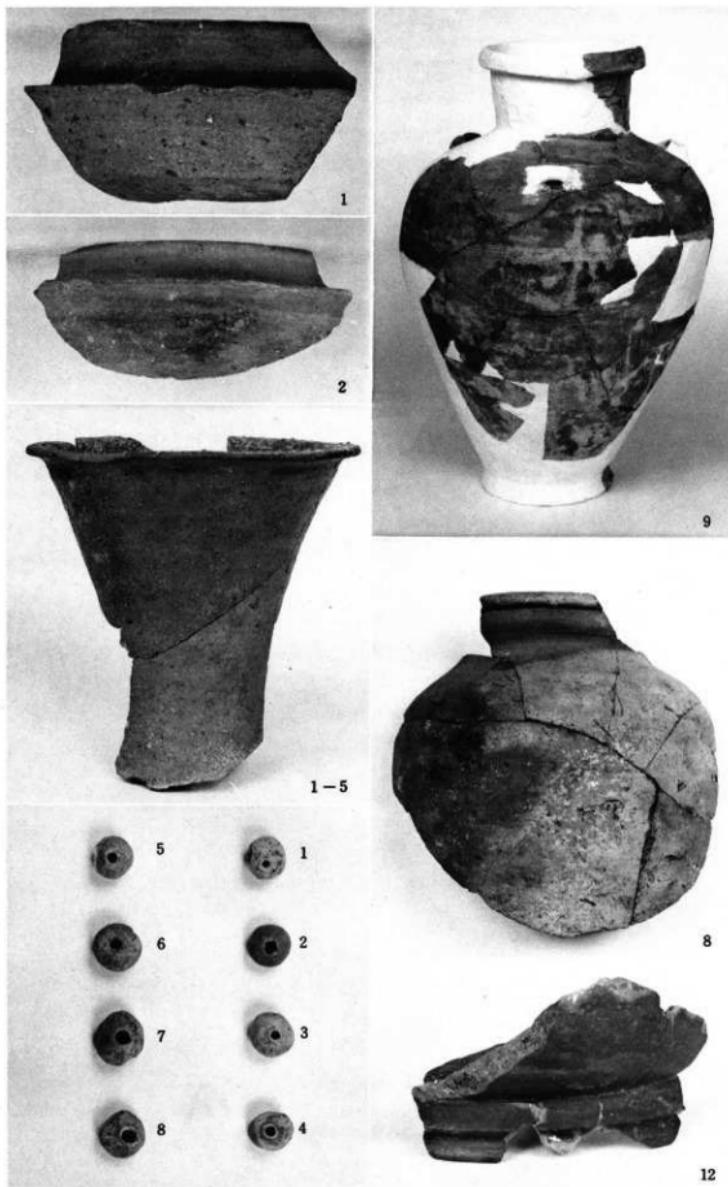
図版20 六太野添古墳群 遺物



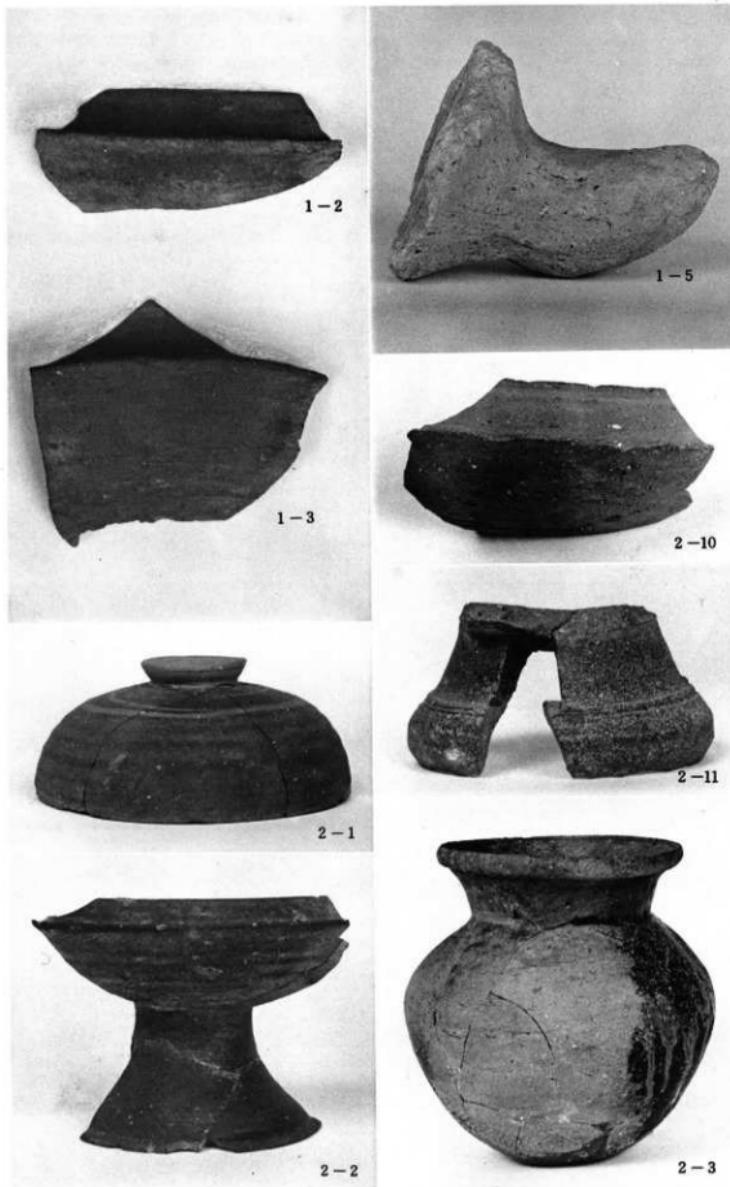
図版21 穴太野添古墳群 遺物



図版22 穴太野添古墳群 古墓 表土採集 遺物



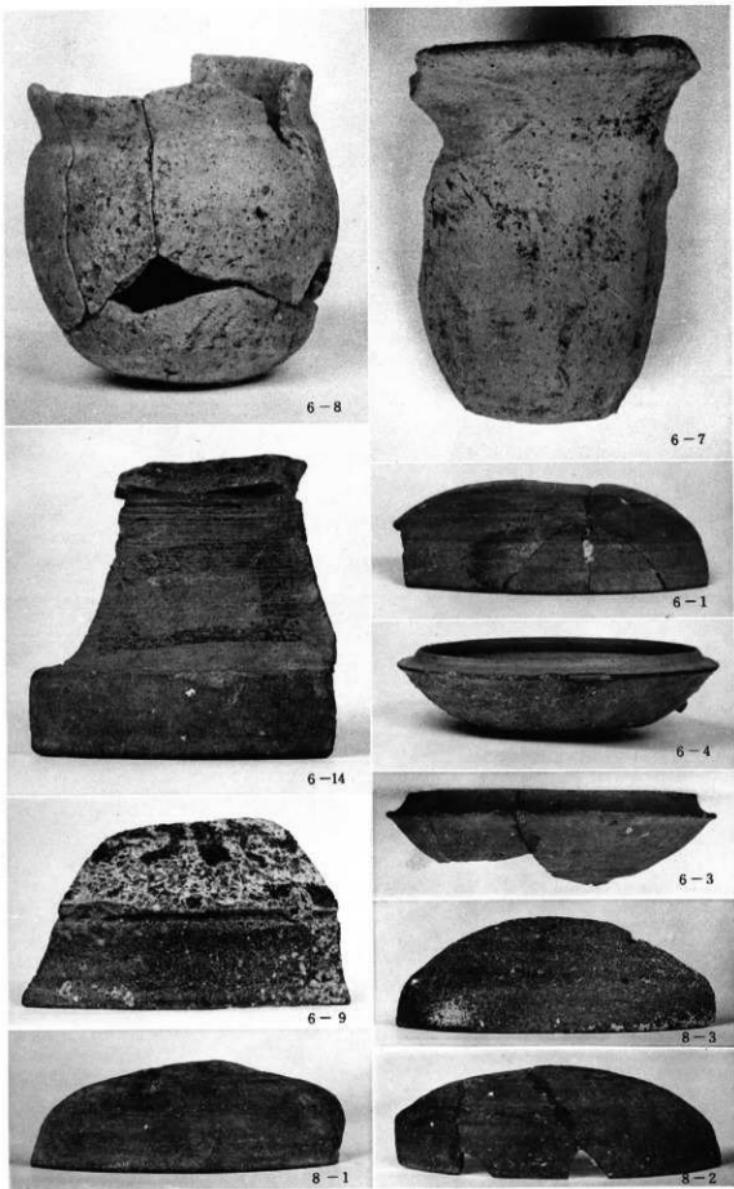
図版23 福王子古墳群 遺物



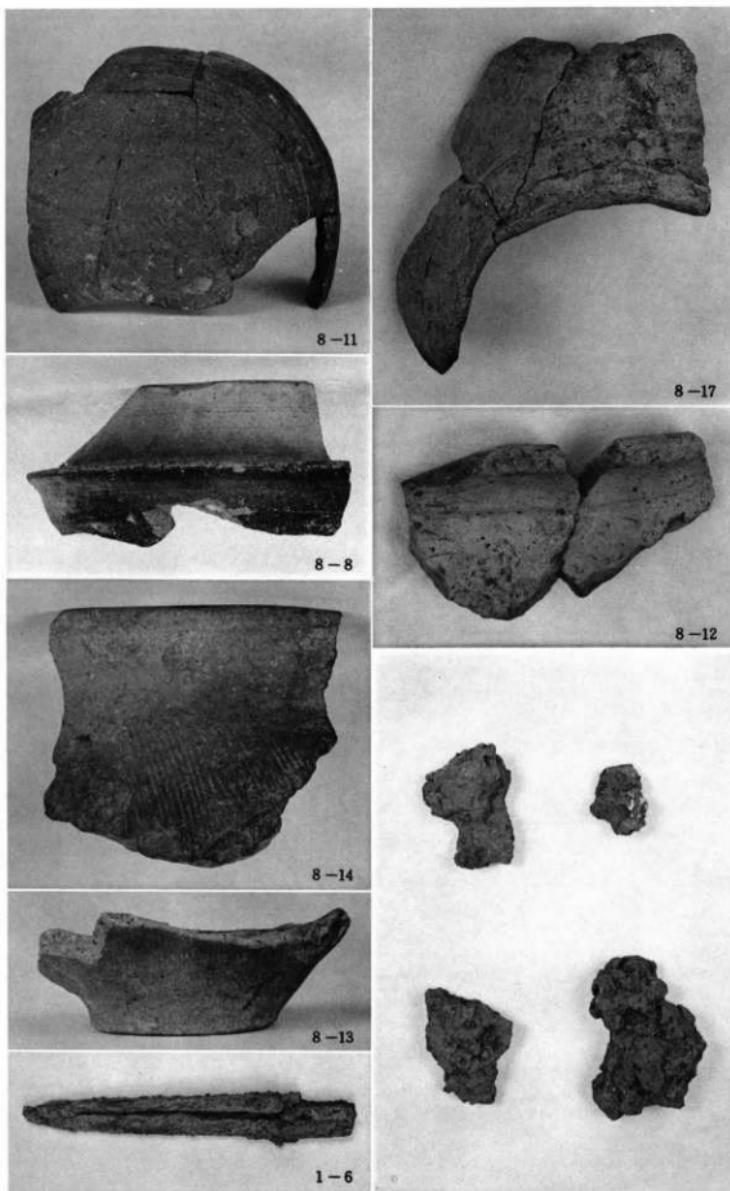
図版24 福王子古墳群 遺物



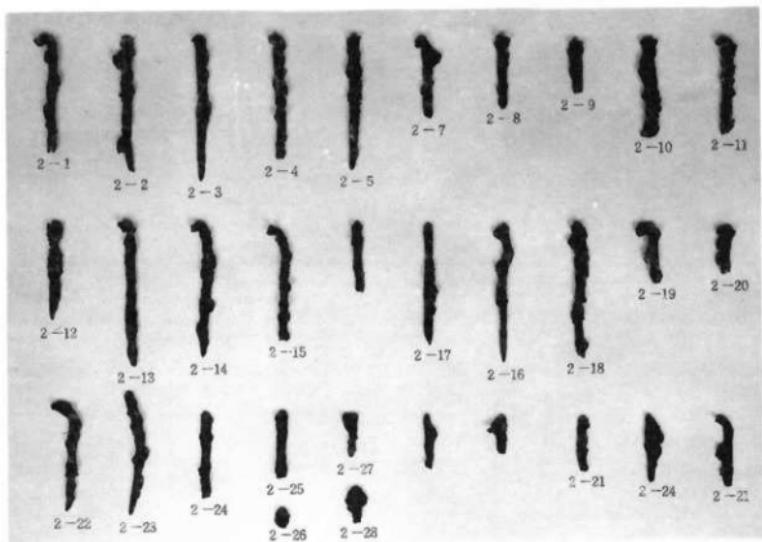
図版25 福王子古墳群 遺物



図版26 福王子古墳群 遺物 穴太野添古墳群 鉄滓



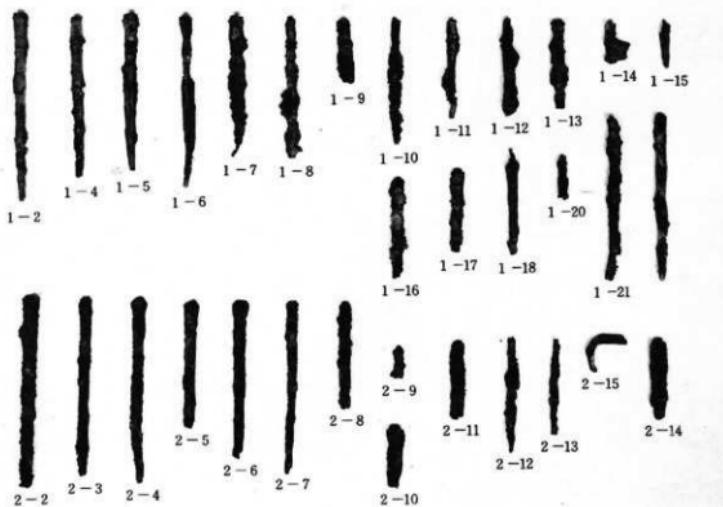
図版27—1 野添第2号古墳鉄釘



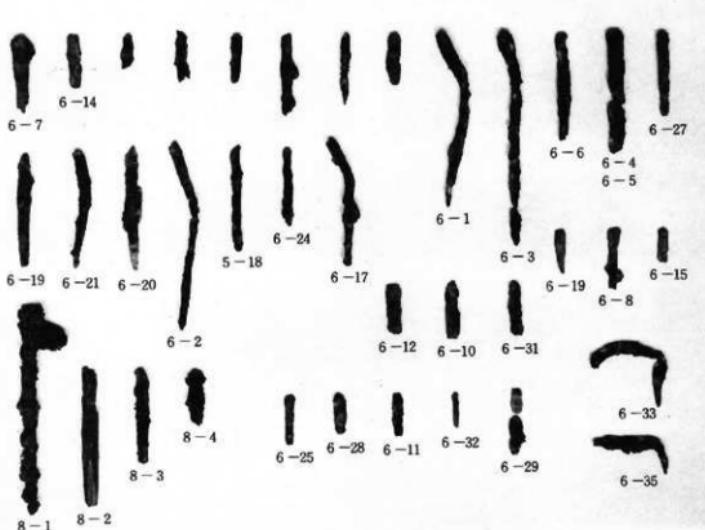
野添第5号7号古墳鉄釘



図版27—2 福王子第1号2号古墳鉄釘鎌

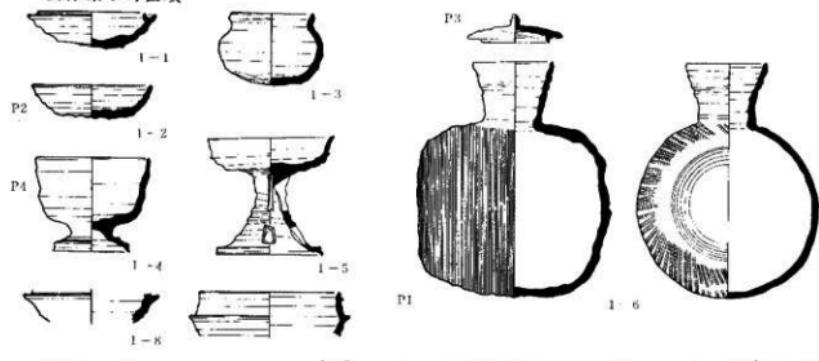


福王子第6号8号古墳鉄釘鎌



図版28

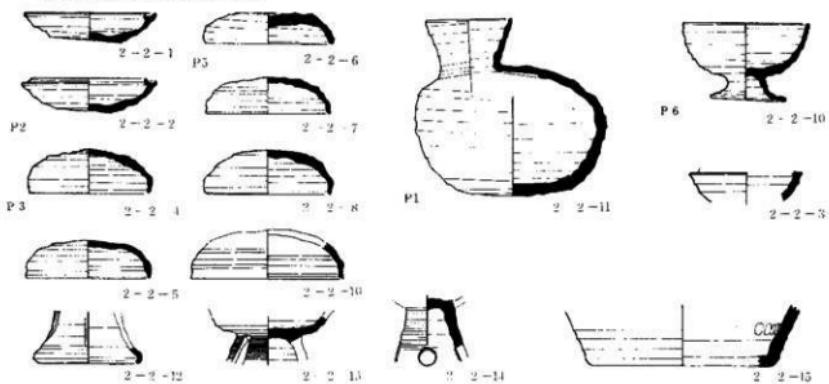
野添第1号古墳



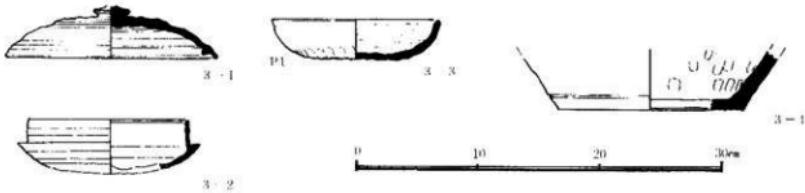
野添第2号古墳1号石室



野添第2号古墳2号石室

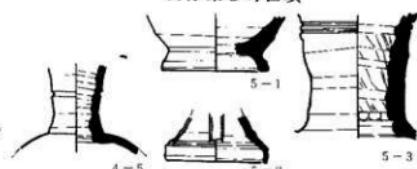
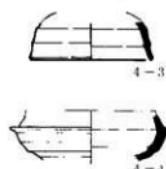
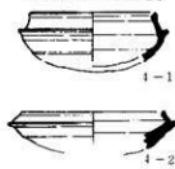


野添第3号古墳



図版29

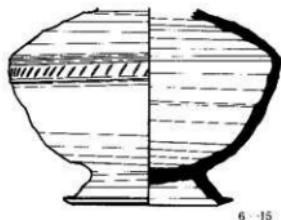
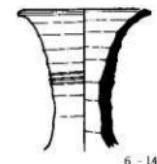
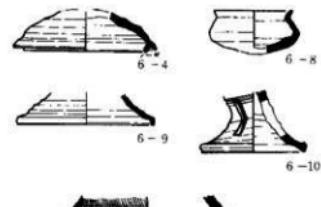
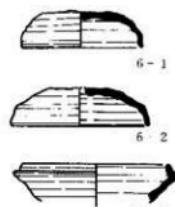
野添第4号古墳



野添第5号古墳

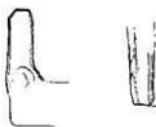


野添第6号古墳

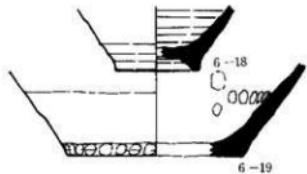


6-14

6-15

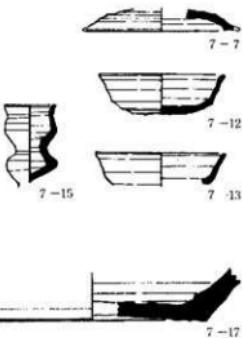
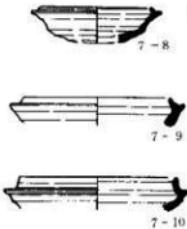
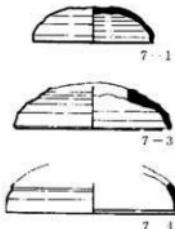


0 10 20cm



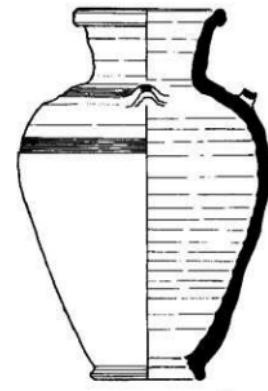
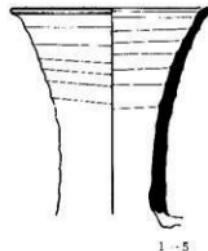
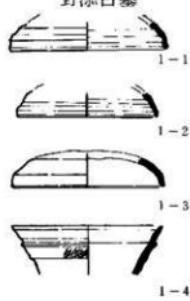
0 10cm

野添第7号古墳

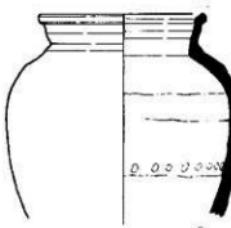
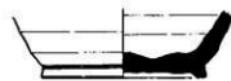


図版30

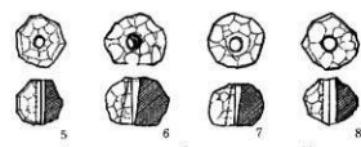
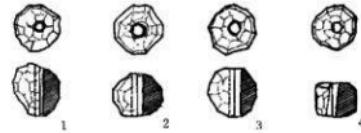
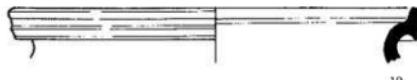
野添古墓



表土採集

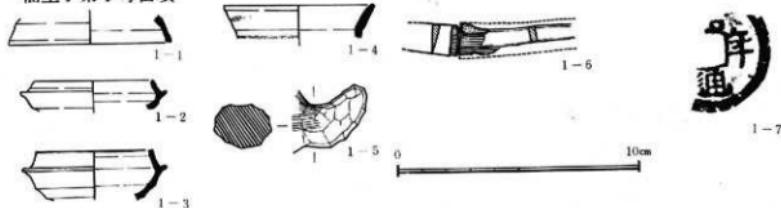


0
10
20
30cm

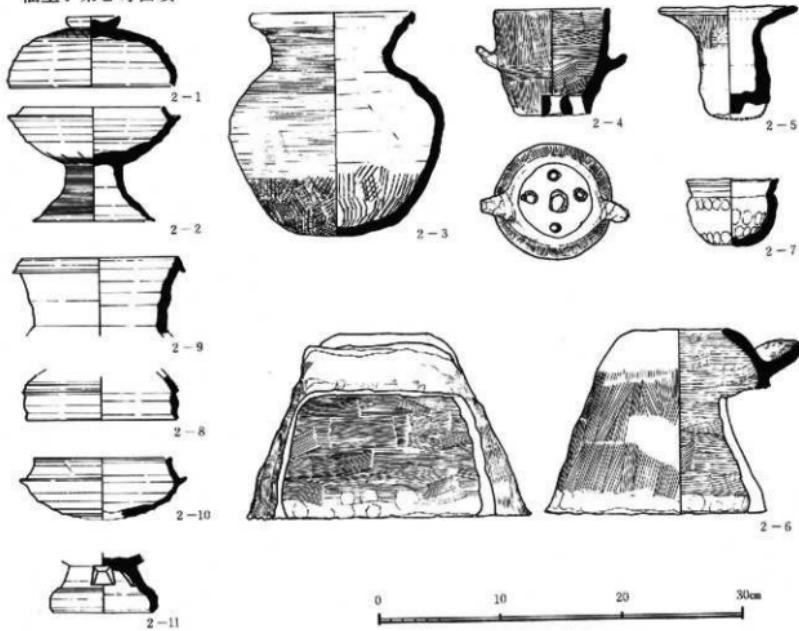


图版31

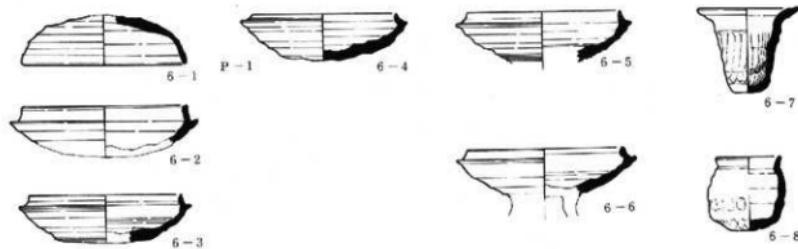
福王子第1号古墳



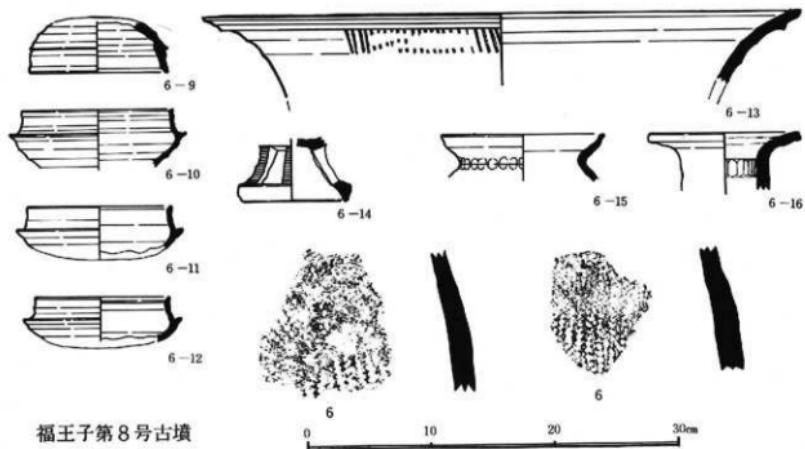
福王子第2号古墳



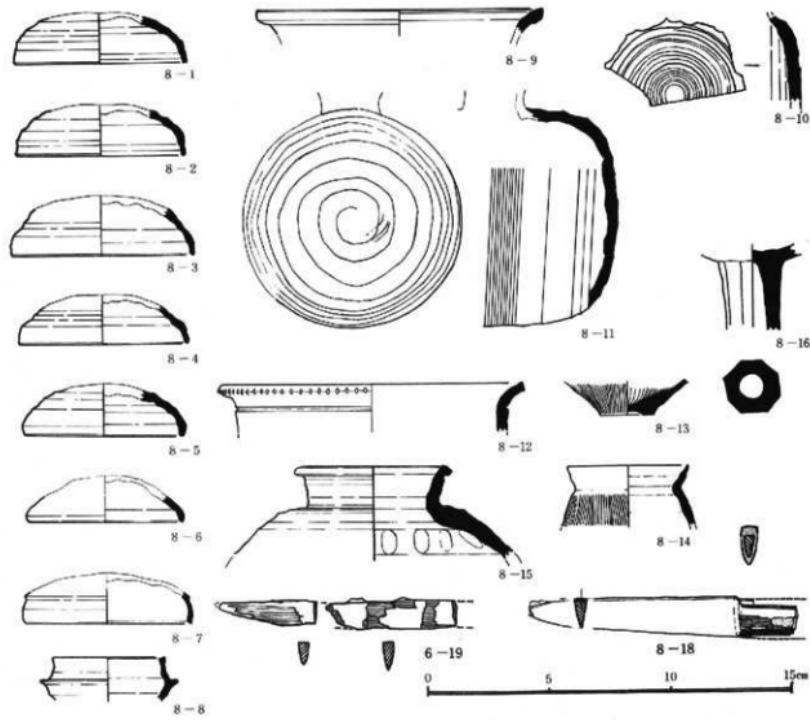
福王子第6号古墳



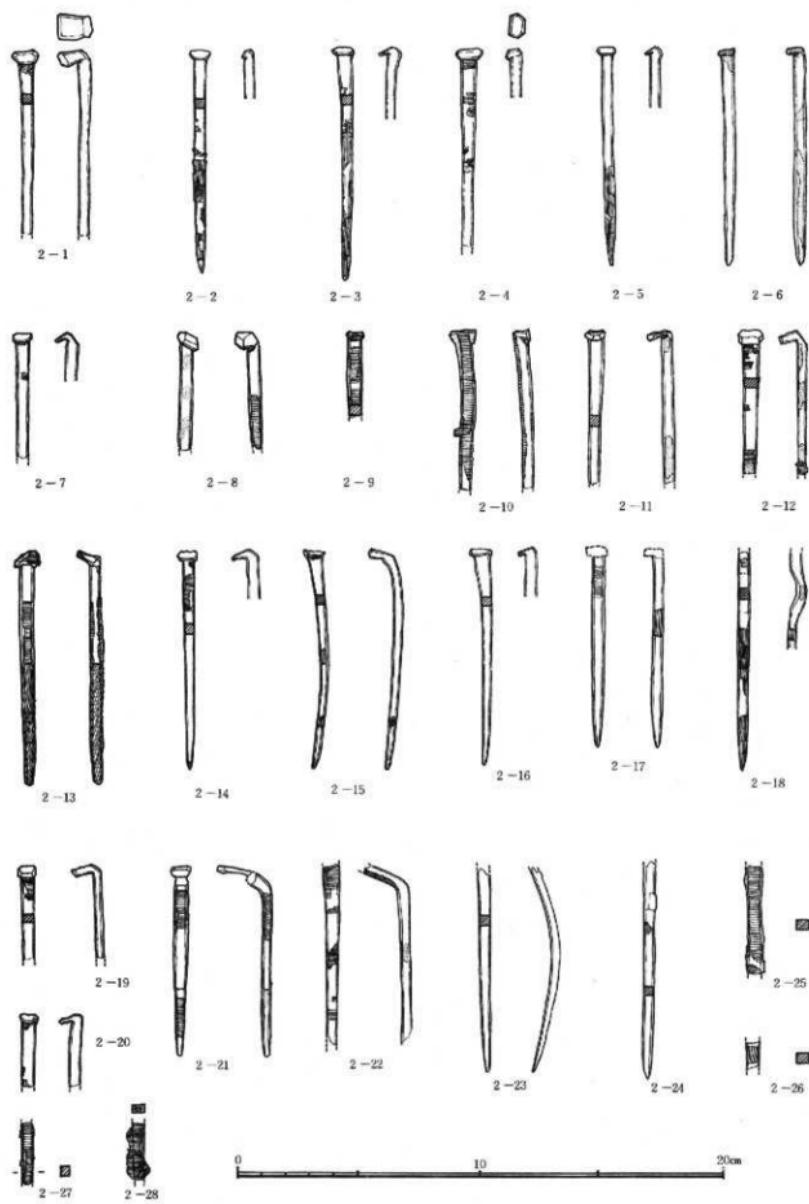
図版32



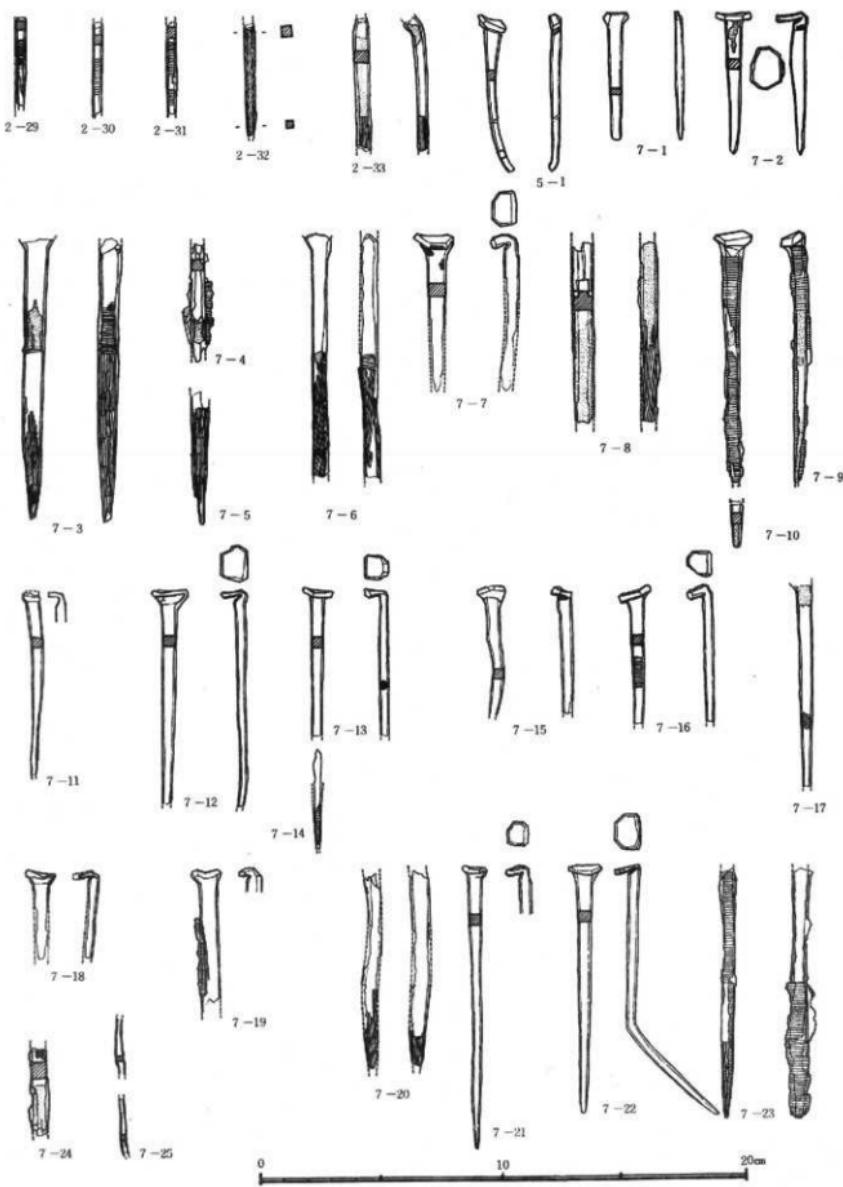
福王子第8号古墳



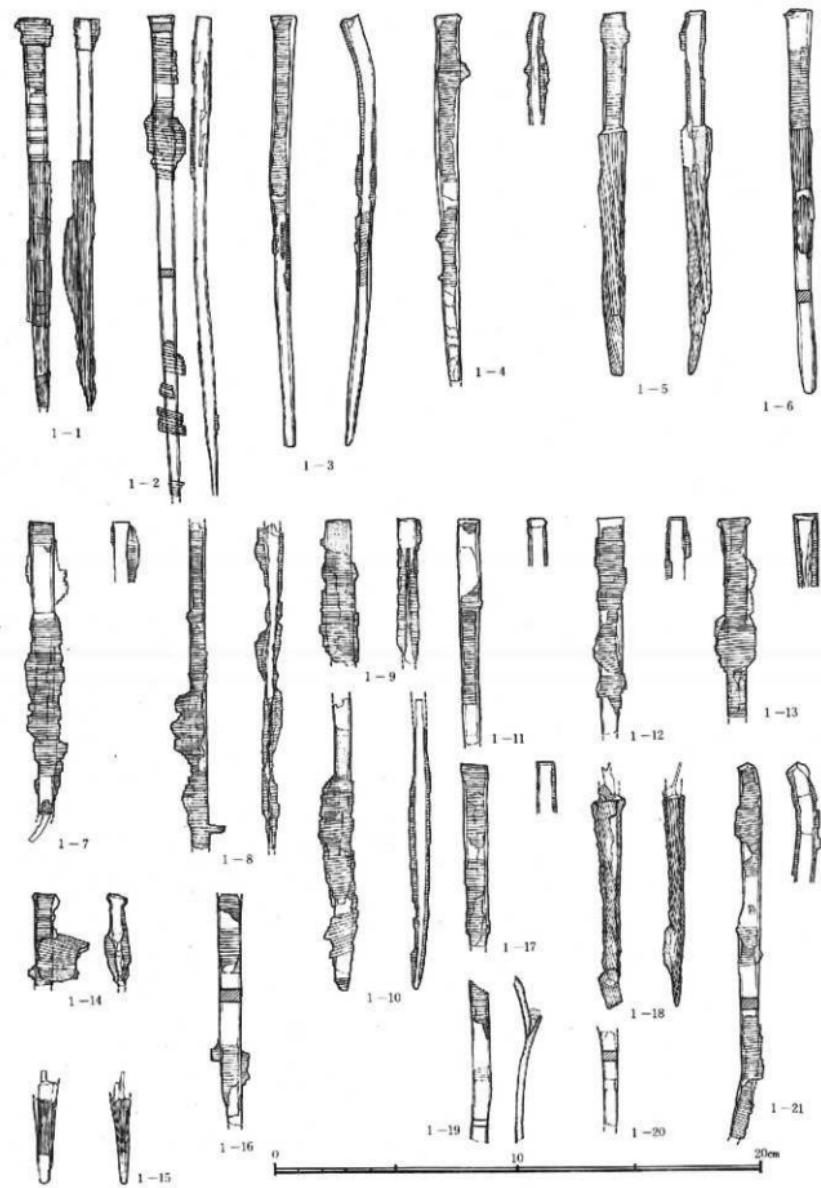
図版33 野添第2号古墳鉄釘



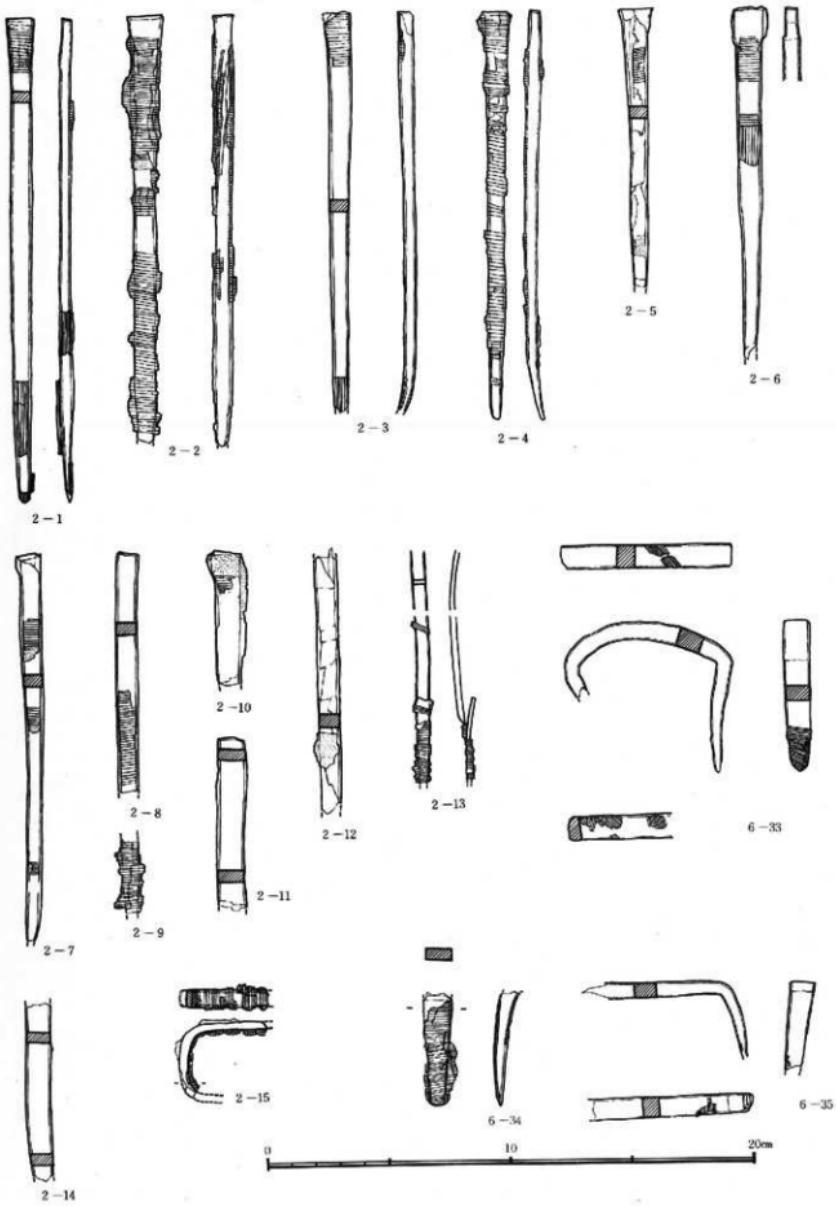
図版34 野添第2号5号7号古墳鉄釘



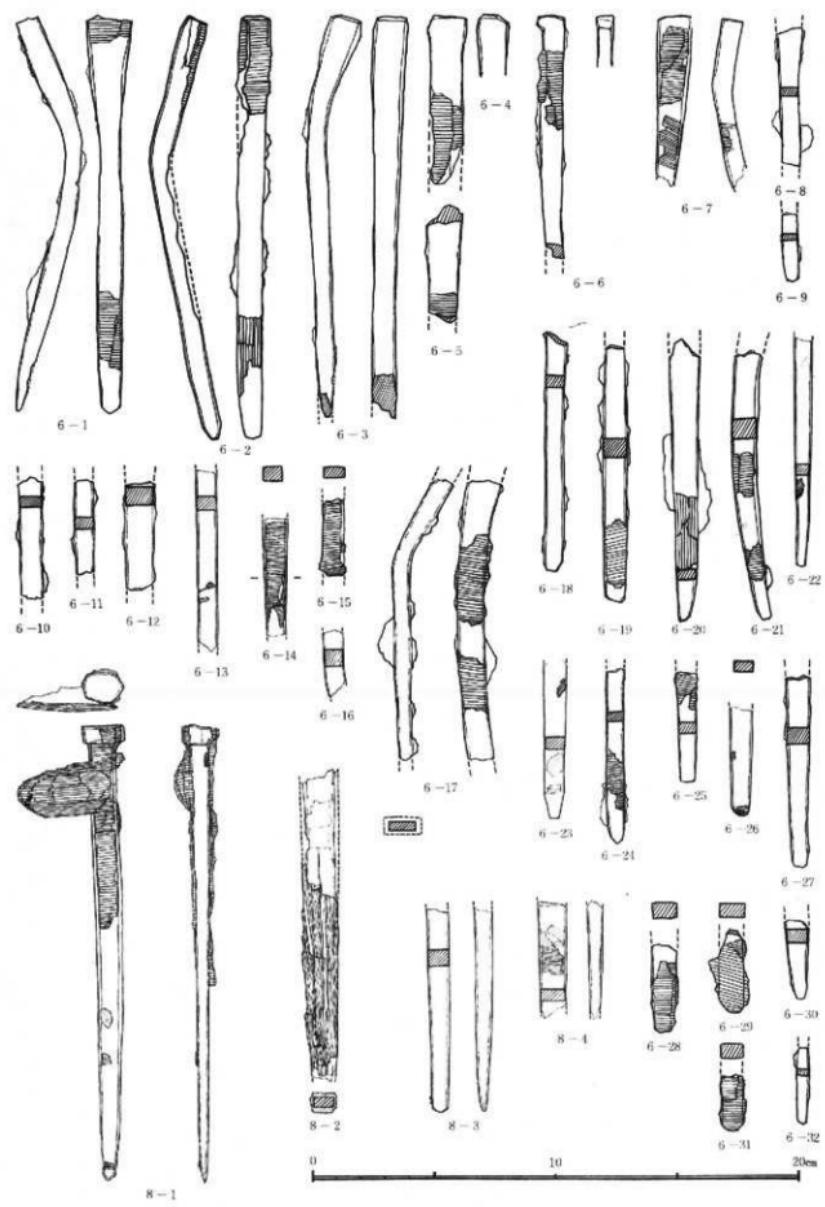
図版35 福王子第1号古墳鉄釘



図版36 福王子第2号第6号古墳鉄釘・鏡



図版37 福王子第6号第8号古墳鉄釘・刀子



昭和45年3月30日 印刷

昭和45年3月31日 発行

滋賀県文化財調査報告書 第4冊

編集 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課

発行 滋 賀 県 教 育 委 員 会

印刷 日 本 写 真 印 刷 株 式 会 社